

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

— 報告書【全体版】 —

令和 5 年 2 月

東京都福祉保健局
保健政策部健康推進課

目 次

I 概 要	5
1. 調査目的	7
2. 調査概要・調査対象属性	7
3. 業種別対象数・回答数・回答率	8
4. 過年度比較	10
5. 集計表記規則	10
II 調査結果	11
1. 単純集計	13
2. クロス集計	35
III 経年比較	73
IV 意見・要望まとめ	113
1. 問 31 記述回答（ご意見・ご要望）のカテゴリー別まとめ	115
2. 業種・カテゴリー別ご意見・ご要望抜粋	116
V 調査票	125

I 概 要

1. 調査目的

受動喫煙防止対策を推進し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が、令和2年4月1日に全面施行された。

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行後の飲食店における受動喫煙防止対策の認知度や取組状況を把握し、今後の取組に生かすため調査を行った。

2. 調査概要・調査対象属性

(1) 調査対象

都内に所在地を有する飲食店 10,000 店

下表のとおり、都を区市町村ごとに13地域（二次保健医療圏）に分類した層化に基づき、圏域ごとに層化無作為抽出法（比例配分法）により抽出した。経済センサス等に基づき圏域及び業種に偏りがないよう留意した。

※調査対象属性の詳細は「Ⅱ 調査結果」の項、p13～p17（問1～問7）参照。

	no.	圏域	構成区市町村
区部	1	区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
	2	区南部	品川区、大田区
	3	区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区
	4	区西部	新宿区、中野区、杉並区
	5	区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区
	6	区東北部	荒川区、足立区、葛飾区
	7	区東部	墨田区、江東区、江戸川区
市町村部	8	西多摩	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
	9	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
	10	北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
	11	北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
	12	北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
	13	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村

(2) 調査期間

令和4年10月24日から同年11月28日まで（※督促による期間延長 同年12月5日）

(3) 調査内容

- ◎調査対象属性（業種・所在地・経営形態・従業員数・客席数・客席面積・資本金）
- ◎受動喫煙に関する制度の認知等
- ◎現在の受動喫煙対策（禁煙・喫煙専用室の設置等）
- ◎標識の掲示状況
- ◎受動喫煙防止を進めるための都への要望等

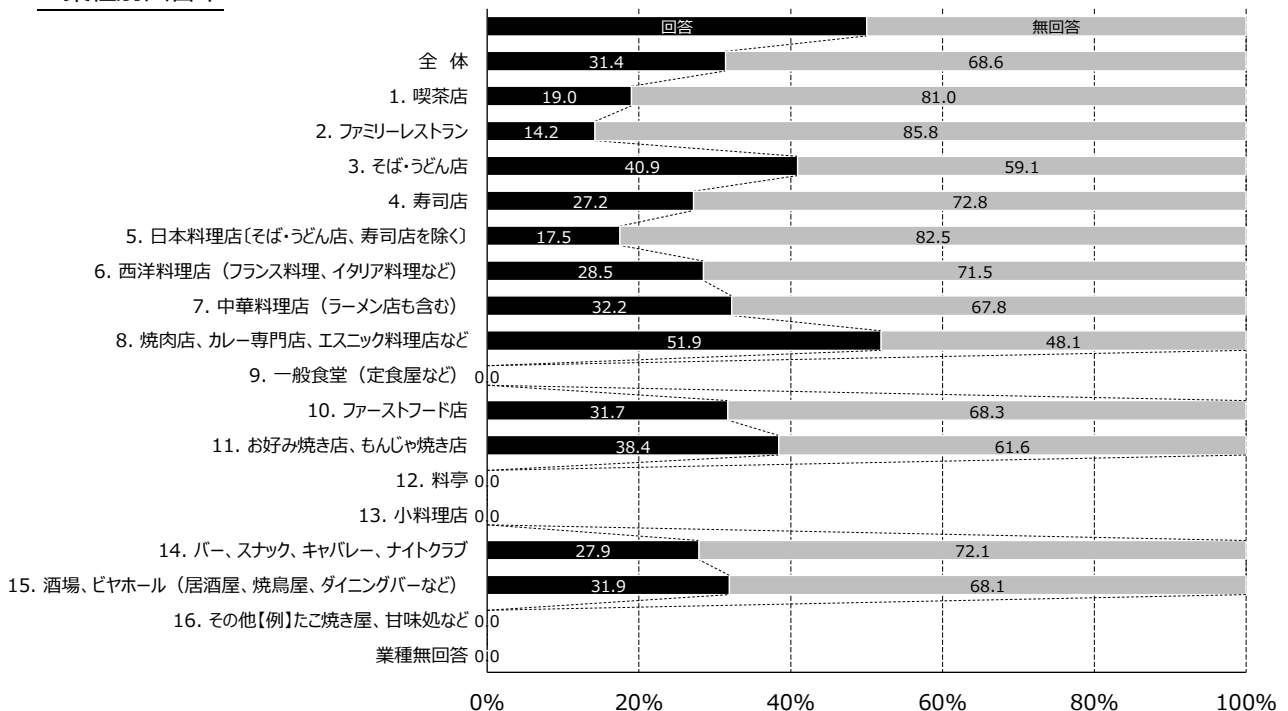
(4) 調査方法

郵送によるアンケート調査

3. 業種別対象数・回答数・回答率

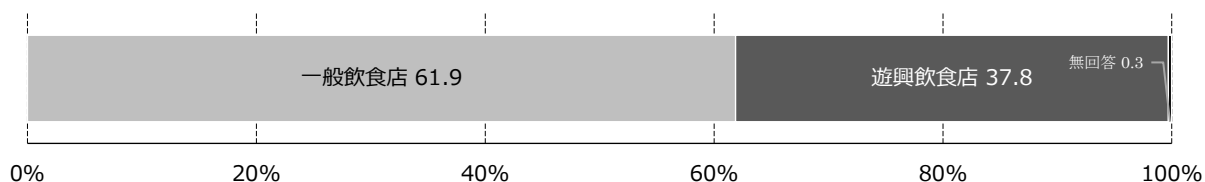
no.	業 種	対象数	回答数	回答率%
1	喫茶店	857	163	19.0
2	ファミリーレストラン	558	79	14.2
3	そば・うどん店	572	234	40.9
4	寿司店	426	116	27.2
5	日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	1,011	177	17.5
6	西洋料理店（フランス料理、イタリア料理など）	1,202	342	28.5
7	中華料理店（ラーメン店も含む）	1,084	349	32.2
8	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	285	148	51.9
9	一般食堂（定食屋など）	—	157	—
10	ファーストフード店	104	33	31.7
11	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	146	56	38.4
12	料亭	—	9	—
13	小料理店	—	29	—
14	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	1,264	353	27.9
15	酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）	2,491	795	31.9
16	その他【例】たこ焼き屋、甘味処など	—	85	—
	業種無回答	—	10	—
	計	10,000	3,135	31.4

■ 業種別回答率



■業種2分類別【一般飲食店】【遊興飲食店】回答割合

	no.	業 種	回答数	割合%
一般飲食店	1	喫茶店	163	5.2
	2	ファミリーレストラン	79	2.5
	3	そば・うどん店	234	7.5
	4	寿司店	116	3.7
	5	日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	5.6
	6	西洋料理店（フランス料理、イタリア料理など）	342	10.9
	7	中華料理店（ラーメン店も含む）	349	11.1
	8	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	4.7
	9	一般食堂（定食屋など）	157	5.0
	10	ファーストフード店	33	1.1
	11	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	1.8
	16	その他【例】たこ焼き屋、甘味処など	85	2.7
			一般飲食店計	1,939
遊興飲食店	12	料亭	9	0.3
	13	小料理店	29	0.9
	14	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	11.3
	15	酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）	795	25.4
			遊興飲食店計	1,186
		業種無回答	10	0.3
		計	3,135	100.0



4. 経年比較

経年比較は、令和2年度・令和3年度・令和4年度（今年度）の調査結果を「Ⅲ 経年比較」の項に掲載する。

比較が取れる全調査項目（今年度調査問16以外）について比較掲載する。

5. 集計表記規則

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

- 全体で3,135の回答を得た（ $n=3,135$ ）。表及びグラフ中の「 n 」は、各設問に対する回答比率の基数として示す。
- 母数「 n 」を基に算出した数値は百分率で表記し、小数点第2位を四捨五入している。そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 親子の関係にある設問についての母数「 n 」の扱いについて、親設問が無回答、子設問が回答の場合、その回答は親設問の母数「 n 」に含める。
- 無回答の扱いについて
無回答数は一部の集計を除き、単一回答及び複数回答可の設問ともに表及びグラフに表記する。
- グラフ内割合表記について
グラフ内割合表記において、全ての値について表記するのを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%や低割合数値など）が一部ある。
- グラフ表記について
単一回答のグラフは円グラフ表記、複数回答のグラフは棒グラフ表記を基本とするが、回答項目の多い設問などの場合、見易さを優先し例外表記も一部ある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて
回答件数の合計は母数（ n ）を超え、また回答比率の合計は100.0%を超えた表記となっている。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数「 n 」が30未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。

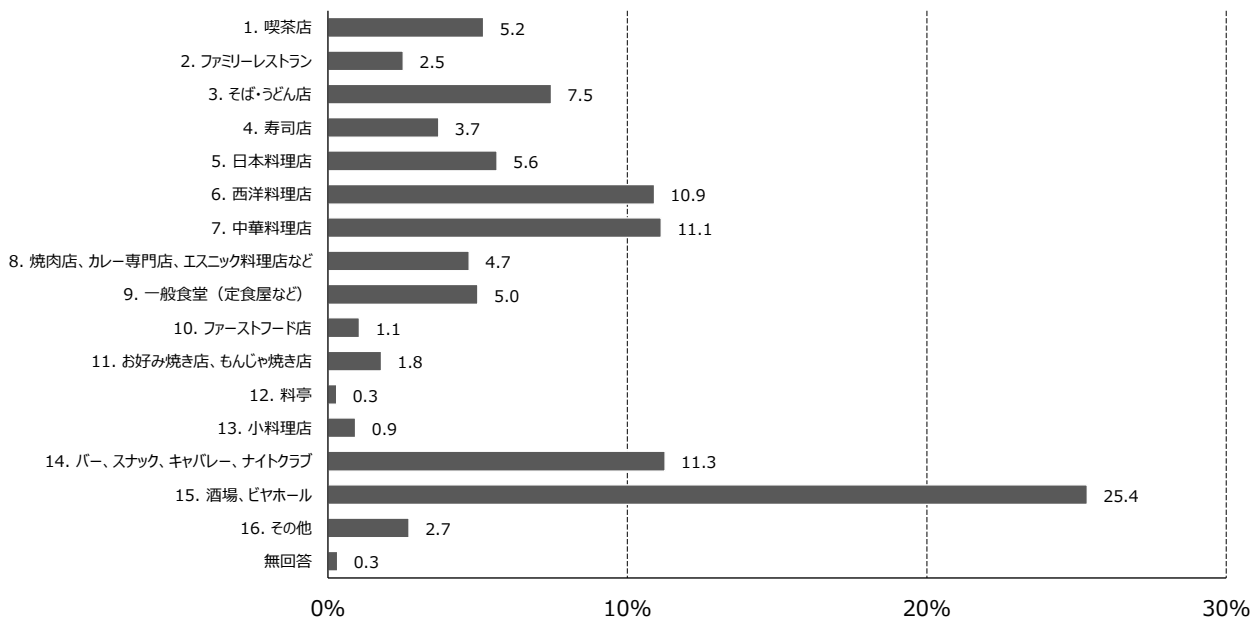
II 調査結果

1. 単純集計

問1 お店の主な業種を教えてください。(〇は1つ)

『15.酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）』25.4%、『14.バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ』11.3%、『7.中華料理店（ラーメン店も含む）』11.1%の順で割合が高くなっている。

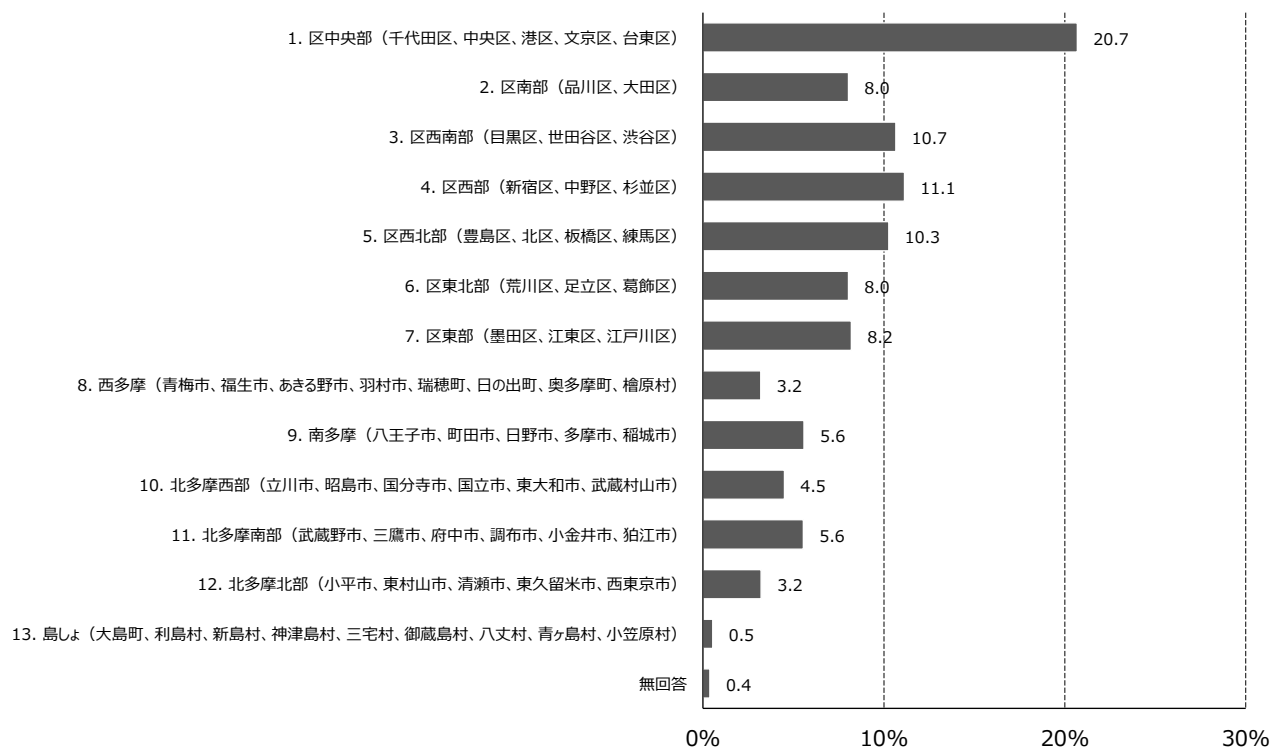
		件数	割合(%)
1.	喫茶店	163	5.2
2.	ファミリーレストラン	79	2.5
3.	そば・うどん店	234	7.5
4.	寿司店	116	3.7
5.	日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	5.6
6.	西洋料理店（フランス料理、イタリア料理など）	342	10.9
7.	中華料理店（ラーメン店も含む）	349	11.1
8.	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	4.7
9.	一般食堂（定食屋など）	157	5.0
10.	ファーストフード店	33	1.1
11.	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	1.8
12.	料亭	9	0.3
13.	小料理店	29	0.9
14.	バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	11.3
15.	酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）	795	25.4
16.	その他	85	2.7
	無回答	10	0.3
	全体	3,135	100.0



問2 お店の地域（所在地）を教えてください。（○は1つ）

『1.区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）』20.7%が最も割合が高く、『4.区西部（新宿区、中野区、杉並区）』11.1%、『3.区西南部（目黒区、世田谷区、渋谷区）』10.7%と続いている。『13.島しょ（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村）』が0.5%と最も割合が低く、島しょを除けば、『8.西多摩（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）』、『12.北多摩北部（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）』がともに3.2%と低かった。

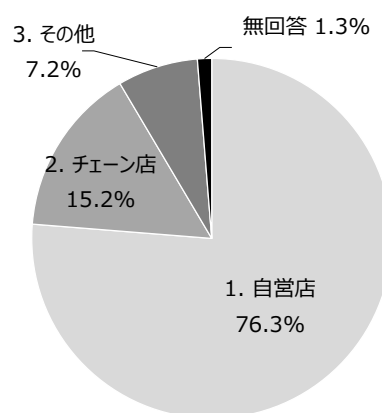
		件数	割合(%)
1.	区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）	649	20.7
2.	区南部（品川区、大田区）	252	8.0
3.	区西南部（目黒区、世田谷区、渋谷区）	334	10.7
4.	区西部（新宿区、中野区、杉並区）	349	11.1
5.	区西北部（豊島区、北区、板橋区、練馬区）	322	10.3
6.	区東北部（荒川区、足立区、葛飾区）	252	8.0
7.	区東部（墨田区、江東区、江戸川区）	257	8.2
8.	西多摩（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）	100	3.2
9.	南多摩（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）	175	5.6
10.	北多摩西部（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）	141	4.5
11.	北多摩南部（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）	174	5.6
12.	北多摩北部（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）	101	3.2
13.	島しょ（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村）	17	0.5
	無回答	12	0.4
	全体	3,135	100.0



問3 お店の経営形態を教えてください。(〇は1つ)

約4分の3が『1. 自営業』であり、『2. チェーン店』は15.2%、『その他』は7.2%であった。

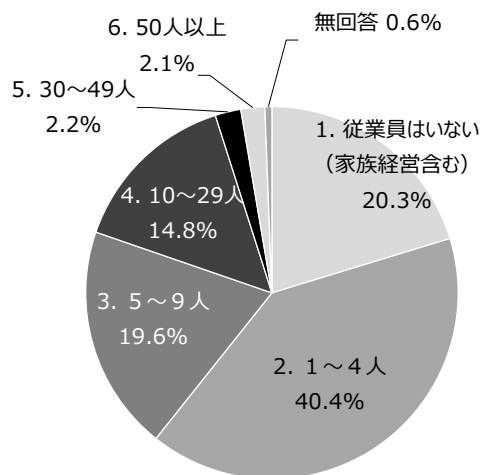
		件数	割合 (%)
1.	自営業	2,391	76.3
2.	チェーン店	477	15.2
3.	その他	227	7.2
	無回答	40	1.3
	全体	3,135	100.0



問4 従業員数（オーナー様を除く）を教えてください。(〇は1つ)

『2. 1～4人』の割合が最も高く40.4%であった。『1. 従業員はいない(家族経営含む)』20.3%、『3. 5～9人』19.6%と続き、10人未満が約8割を占めている。『6. 50人以上』は2.1%であった。

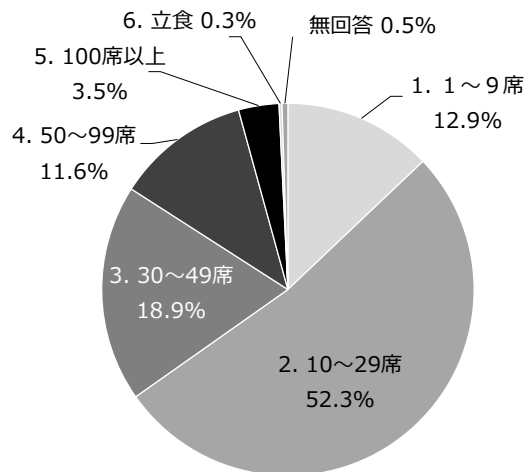
		件数	割合 (%)
1.	従業員はいない(家族経営含む)	636	20.3
2.	1～4人	1,267	40.4
3.	5～9人	614	19.6
4.	10～29人	464	14.8
5.	30～49人	70	2.2
6.	50人以上	65	2.1
	無回答	19	0.6
	全体	3,135	100.0



問5 お店の客席数を教えてください。(○は1つ)

『2. 10~29席』の割合が最も高く52.3%であった。次いで『3. 30~49席』18.9%、『1. 1~9席』12.9%と続く。50席未満全体で84.1%、50席以上全体で15.1%であった。(『6.立食』は除く)

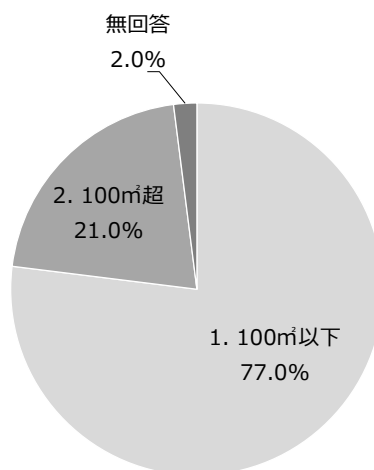
		件数	割合 (%)
1.	1~9席	405	12.9
2.	10~29席	1,640	52.3
3.	30~49席	591	18.9
4.	50~99席	365	11.6
5.	100席以上	110	3.5
6.	立食	8	0.3
	無回答	16	0.5
	全体	3,135	100.0



問6 お店の客席面積を教えてください。(○は1つ)

『1. 100㎡以下』が77.0%と8割近くを占めた。『2. 100㎡超』は21.0%であった。

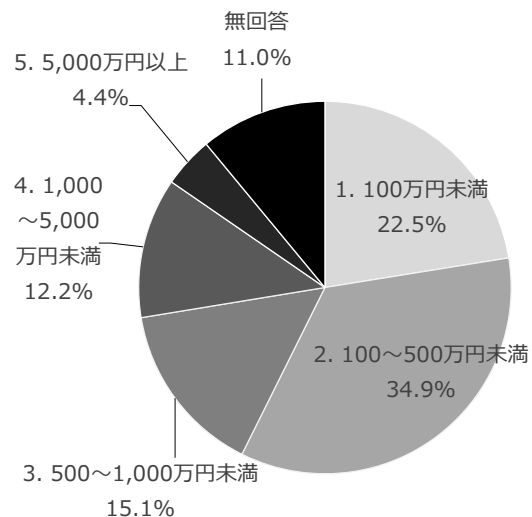
		件数	割合 (%)
1.	100㎡以下	2,413	77.0
2.	100㎡超	659	21.0
	無回答	63	2.0
	全体	3,135	100.0



問7 お店の資本金を教えてください。(○は1つ)

『2. 100～500万円未満』34.9%が最も割合が高く、『1. 100万円未満』22.5%、『3. 500～1,000万円未満』15.1%と続く。2,270件・72.5%が1,000万円未満であり、1,000万円以上は520件・16.6%であった。

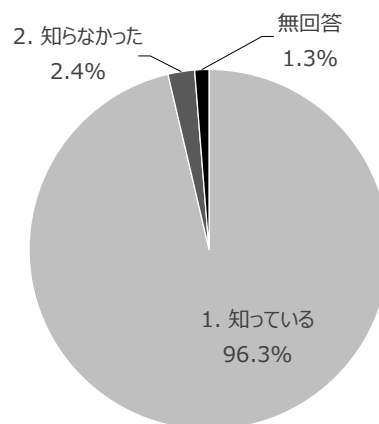
		件数	割合 (%)
1.	100万円未満	704	22.5
2.	100～500万円未満	1094	34.9
3.	500～1,000万円未満	472	15.1
4.	1,000～5,000万円未満	382	12.2
5.	5,000万円以上	138	4.4
	無回答	345	11.0
	全体	3,135	100.0



問8 受動喫煙が健康に影響することを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が96.3%とほとんどが受動喫煙が健康に影響することを知っている。『2.知らなかった』は2.4%であった。

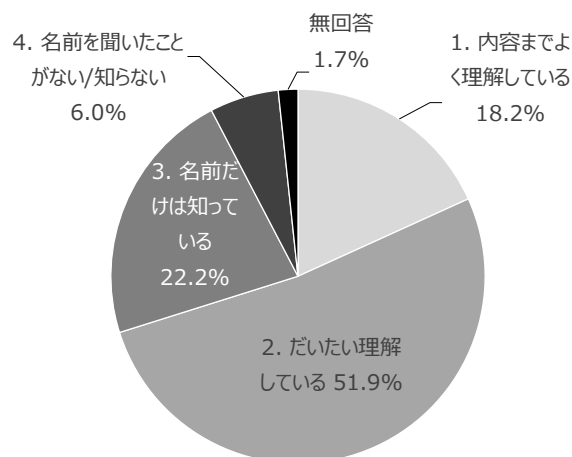
		件数	割合 (%)
1.	知っている	3,020	96.3
2.	知らなかった	75	2.4
	無回答	40	1.3
	全体	3,135	100.0



問9 2020年4月1日に全面施行された改正健康増進法についてご存知ですか。(○は1つ)

『2. だいたい理解している』が51.9%で最も割合が高く、『3. 名前だけは知っている』22.2%、『1. 内容までよく理解している』18.2%と続く。『1. 内容までよく理解している』と『2. だいたい理解している』の合算で約7割が改正健康増進法について理解している。『4. 名前を聞いたことがない/知らない』は6.0%であった。

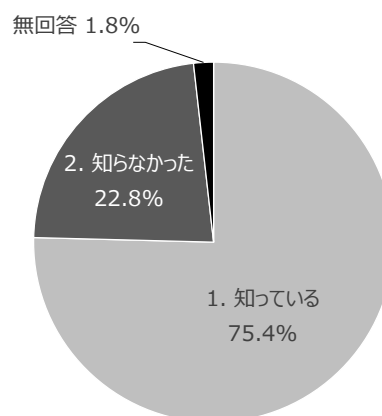
		件数	割合 (%)
1.	内容までよく理解している	571	18.2
2.	だいたい理解している	1,628	51.9
3.	名前だけは知っている	696	22.2
4.	名前を聞いたことがない/知らない	187	6.0
	無回答	53	1.7
	全体	3,135	100.0



問10 改正健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が75.4%、『2.知らなかった』は22.8%であった。

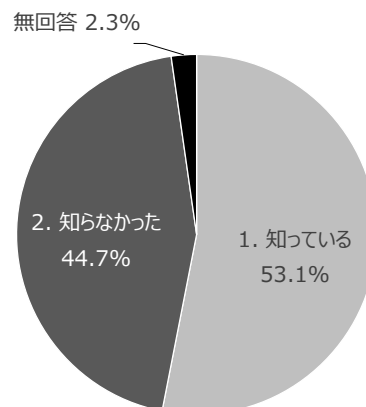
		件数	割合 (%)
1.	知っている	2,364	75.4
2.	知らなかった	715	22.8
	無回答	56	1.8
	全体	3,135	100.0



問 11 改正健康増進法が定める4種類の喫煙室のうち、「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」は経過措置であることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が53.1%、『2.知らなかった』は44.7%であった。

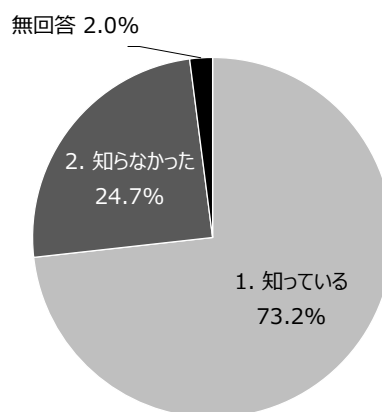
		件数	割合 (%)
1.	知っている	1,664	53.1
2.	知らなかった	1,400	44.7
	無回答	71	2.3
	全体	3,135	100.0



問 12 改正健康増進法では、施設管理者の方に、喫煙禁止場所の喫煙器具・設備の撤去、喫煙者への喫煙の中止の依頼、標識の掲示（店頭喫煙場所があるかを表示/喫煙室入口に表示）などの受動喫煙を防止するための責務が発生していることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が73.2%、『2.知らなかった』は24.7%であった。

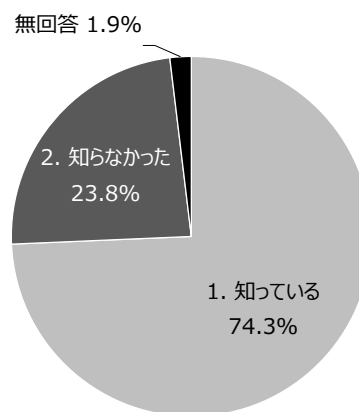
		件数	割合 (%)
1.	知っている	2,296	73.2
2.	知らなかった	775	24.7
	無回答	64	2.0
	全体	3,135	100.0



問 13 改正健康増進法では、施設管理者の方は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない「配慮義務」があることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が74.3%、『2.知らなかった』は23.8%であった。

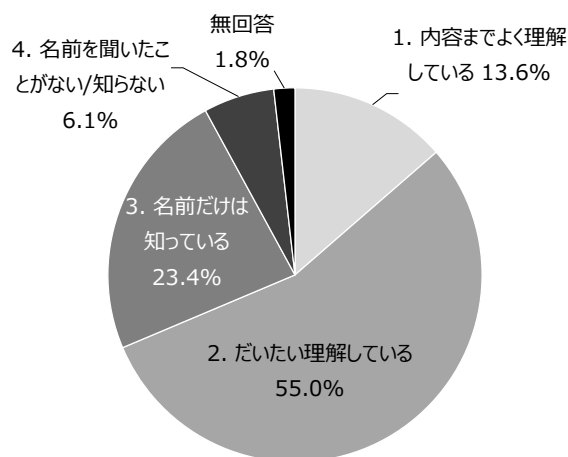
		件数	割合 (%)
1.	知っている	2,330	74.3
2.	知らなかった	745	23.8
	無回答	60	1.9
	全体	3,135	100.0



問 14 2020年4月1日に全面施行された東京都受動喫煙防止条例について知っていますか。(○は1つ)

『2. だいたい理解している』が55.0%、『3. 名前だけは知っている』23.4%、『1. 内容までよく理解している』13.6%の順で割合が高かった。『1. 内容までよく理解している』と『2. だいたい理解している』の合算で約7割弱が東京都受動喫煙防止条例について理解している。『4. 名前を聞いたことがない/知らない』は6.1%であった。

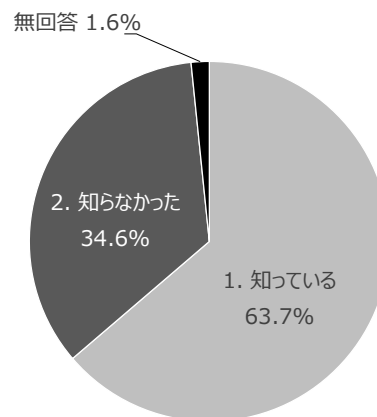
		件数	割合 (%)
1.	内容までよく理解している	427	13.6
2.	だいたい理解している	1,725	55.0
3.	名前だけは知っている	734	23.4
4.	名前を聞いたことがない/知らない	192	6.1
	無回答	57	1.8
	全体	3,135	100.0



問 15 東京都受動喫煙防止条例では、従業員が1人でもいれば、「喫煙可能室」を設置できないことを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が63.7%、『2.知らなかった』は34.6%であった。

		件 数	割合 (%)
1.	知っている	1,998	63.7
2.	知らなかった	1,086	34.6
	無回答	51	1.6
	全 体	3,135	100.0



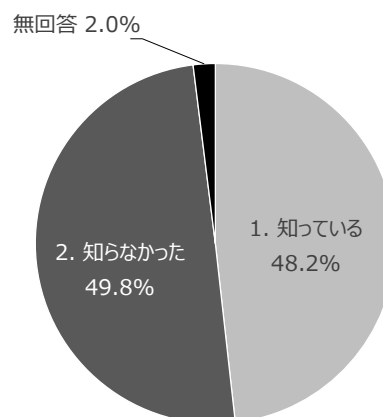
問 16 改正健康増進法では、「喫煙目的室」を設置する際に「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」と同様に、

- ①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

以上の技術的な基準の要件があることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が48.2%、『2.知らなかった』は49.8%で、僅差1.6%の割合差で『2.知らなかった』が上回った。

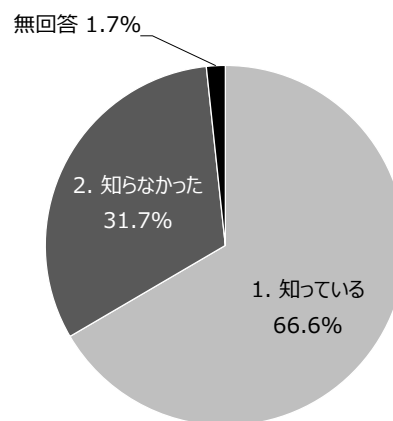
		件 数	割合 (%)
1.	知っている	1,512	48.2
2.	知らなかった	1,561	49.8
	無回答	62	2.0
	全 体	3,135	100.0



問 17 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に違反した場合に、保健所からの指導や過料の対象となることを知っていますか。(○は1つ)

『1.知っている』が66.6%、『2.知らなかった』は31.7%であった。

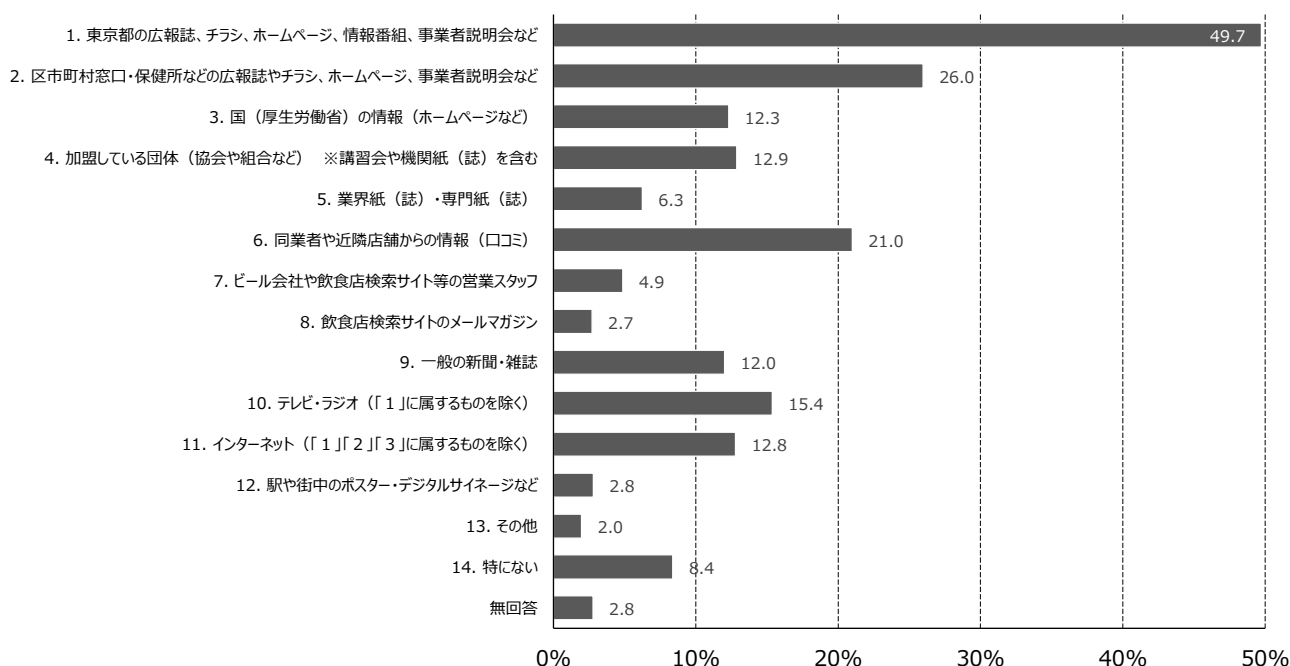
		件 数	割合 (%)
1.	知っている	2,087	66.6
2.	知らなかった	995	31.7
	無回答	53	1.7
	全 体	3,135	100.0



問 18 受動喫煙防止に関する改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の制度内容についての情報をどのような方法で知りましたか。(〇はいくつでも)

『1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など』が49.7%と割合が最も高かった。次いで『2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など』26.0%、『6. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）』21.0%と続く。割合が低いのが『8. 飲食店検索サイトのメールマガジン』2.7%、『12. 駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど』2.8%であった。（『13.その他』、無回答は除く）、『14.特にない』は263件・8.4%であった。累計（n）は6,015、累計割合は191.9%であった。

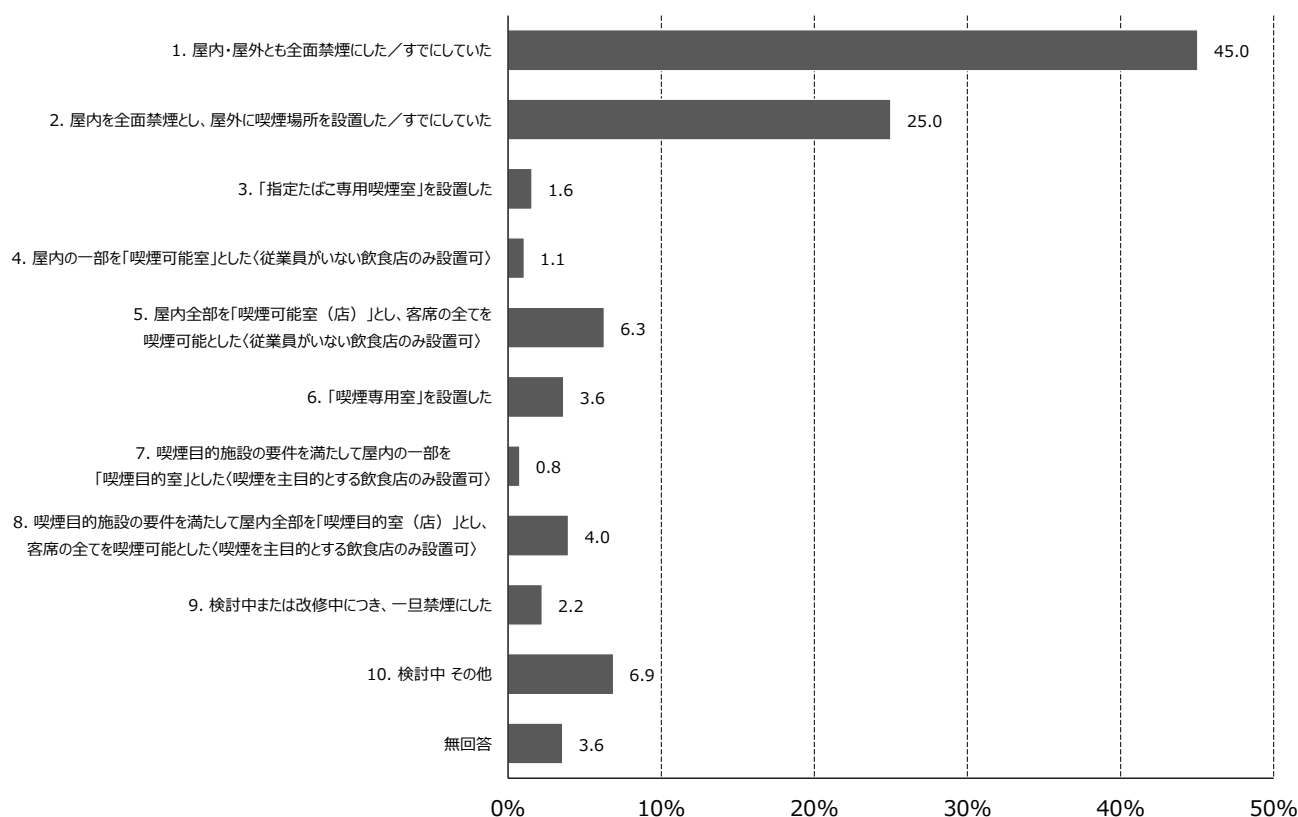
	件数	割合 (%)
1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	1,559	49.7
2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	814	26.0
3. 国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	386	12.3
4. 加盟している団体（協会や組合など） ※講習会や機関紙（誌）を含む	404	12.9
5. 業界紙（誌）・専門紙（誌）	196	6.3
6. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）	658	21.0
7. ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	153	4.9
8. 飲食店検索サイトのメールマガジン	85	2.7
9. 一般の新聞・雑誌	377	12.0
10. テレビ・ラジオ（「1」に属するものを除く）	482	15.4
11. インターネット（「1」「2」「3」に属するものを除く）	401	12.8
12. 駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど	88	2.8
13. その他	62	2.0
14. 特にない	263	8.4
無回答	87	2.8
全体	3,135	100.0



問 19 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が 2020 年 4 月 1 日に全面施行されましたが、受動喫煙防止に向けた貴店の対応策について教えてください。(○は 1 つ)

『1.屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた』が 45.0%、次いで『2.屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた』25.0%の順で割合が高かった。この二つの選択肢で 7 割を占めた。

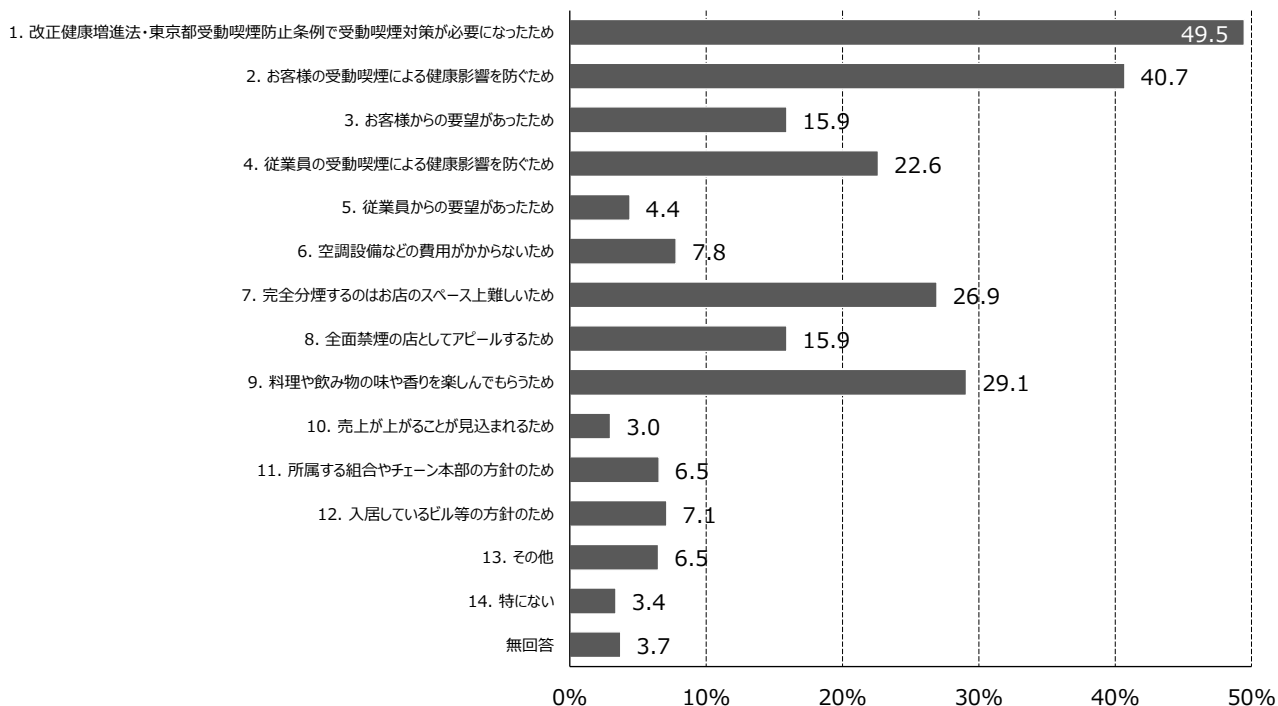
		件 数	割合 (%)
1.	屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	1,412	45.0
2.	屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	784	25.0
3.	「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	49	1.6
4.	屋内の一部を「喫煙可能室」とした〈従業員がいない飲食店のみ設置可〉	33	1.1
5.	屋内全部を「喫煙可能室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした〈従業員がいない飲食店のみ設置可〉	197	6.3
6.	「喫煙専用室」を設置した	114	3.6
7.	喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした〈喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可〉	24	0.8
8.	喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした〈喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可〉	124	4.0
9.	検討中または改修中につき、一旦禁煙にした	70	2.2
10.	検討中 その他	216	6.9
	無回答	112	3.6
	全 体	3,135	100.0



問 20 全面禁煙にした理由は何ですか。(〇はいくつでも) ※非該当 829 件を除いた 2,306 件対象

『1.改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』49.5%、『2.お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため』40.7%、『9.料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため』29.1%の順で割合が高かった。逆に最も割合が低かったのが、『10.売上が上がることが見込まれるため』3.0%、『5.従業員からの要望があったため』4.4%、『11.所属する組合やチェーン本部の方針のため』6.5%の順であった。(『13.その他』『14.特にない』は除く) 累計 (n) は 5,608、累計割合は 243.2%であった。

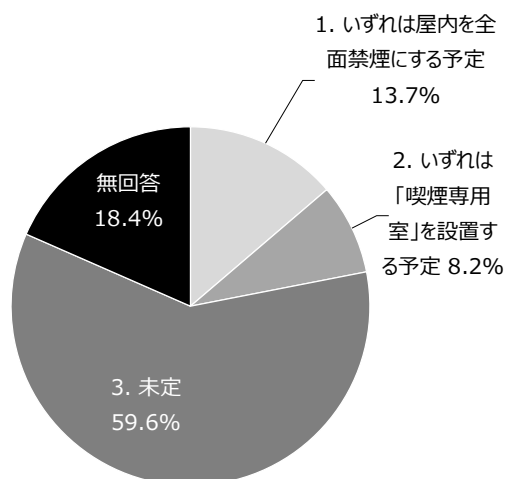
		件 数	割合 (%)
1.	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	1,141	49.5
2.	お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	939	40.7
3.	お客様からの要望があったため	367	15.9
4.	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	522	22.6
5.	従業員からの要望があったため	102	4.4
6.	空調設備などの費用がかからないため	180	7.8
7.	完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	621	26.9
8.	全面禁煙の店としてアピールするため	367	15.9
9.	料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	671	29.1
10.	売上が上がることが見込まれるため	69	3.0
11.	所属する組合やチェーン本部の方針のため	151	6.5
12.	入居しているビル等の方針のため	164	7.1
13.	その他	150	6.5
14.	特にない	78	3.4
	無回答	86	3.7
	全 体	2,306	100.0



問 21 指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室については、改正健康増進法の経過措置（期間未定）となっていますが、今後、全面禁煙にする、または喫煙専用室を設置する予定はありますか。（○は1つ） ※非該当 2,793 件を除いた 342 件対象

『3.未定』が 59.6%で最も割合が高かった。『1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定』は 13.7%、『2.いずれは「喫煙専用室」を設置する予定』は 8.2%であった。

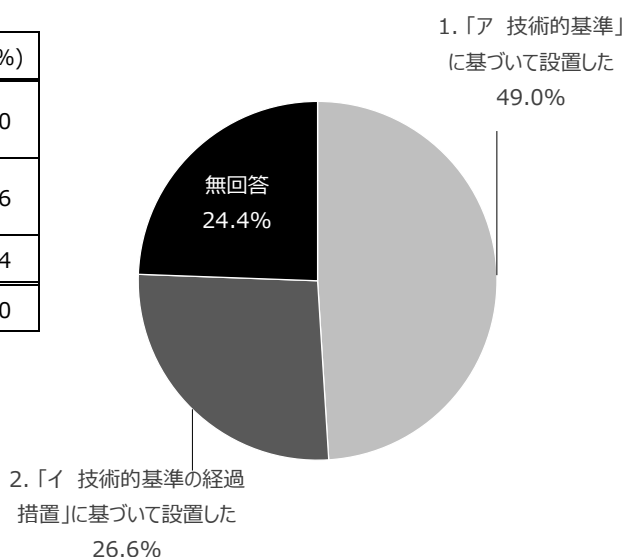
		件数	割合 (%)
1.	いずれは屋内を全面禁煙にする予定	47	13.7
2.	いずれは「喫煙専用室」を設置する予定	28	8.2
3.	未定	204	59.6
	無回答	63	18.4
	全 体	342	100.0



問 22 貴店の喫煙室は、以下の「ア 技術的基準」または「イ 技術的基準の経過措置」のどちらに基づいて設置されていますか。（○は1つ） ※非該当 2,529 件を除いた 606 件対象

『1. 「ア 技術的基準」に基づいて設置した』が 49.0%、『2. 「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した』が 26.6%であった。

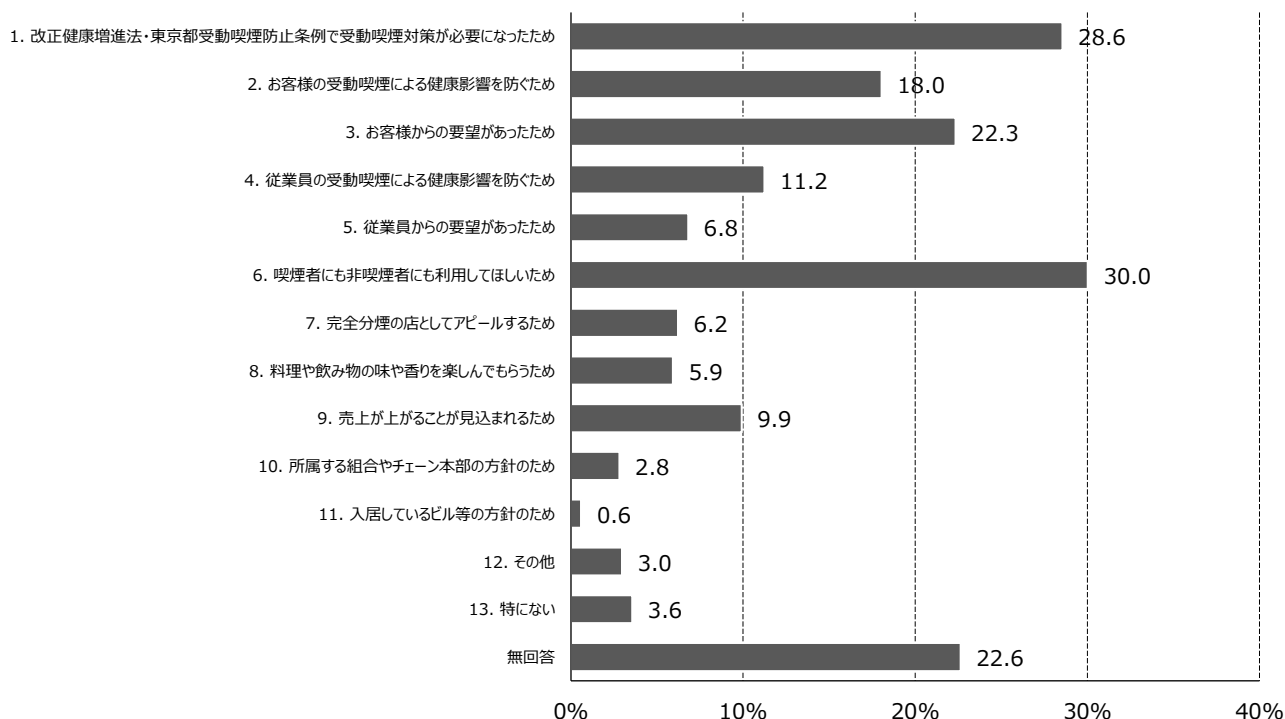
		件数	割合 (%)
1.	「ア 技術的基準」に基づいて設置した	297	49.0
2.	「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した	161	26.6
	無回答	148	24.4
	全 体	606	100.0



問 23 問 19 で 3～9 の対応をしたその理由は何ですか。(〇はいくつでも) ※非該当 2,459 件を除いた 676 件対象

『6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため』30.0%、『1.改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』28.6%、『3.お客様からの要望があったため』22.3%の順で割合が高かった。逆に最も割合が低かったのが、『11. 入居しているビル等の方針のため』0.6%、『10.所属する組合やチェーン本部の方針のため』2.8%、『8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため』5.9%の順であった。(『13.その他』『14.特にない』は除く) 累計 (n) は 1,160、累計割合は 171.6%であった。

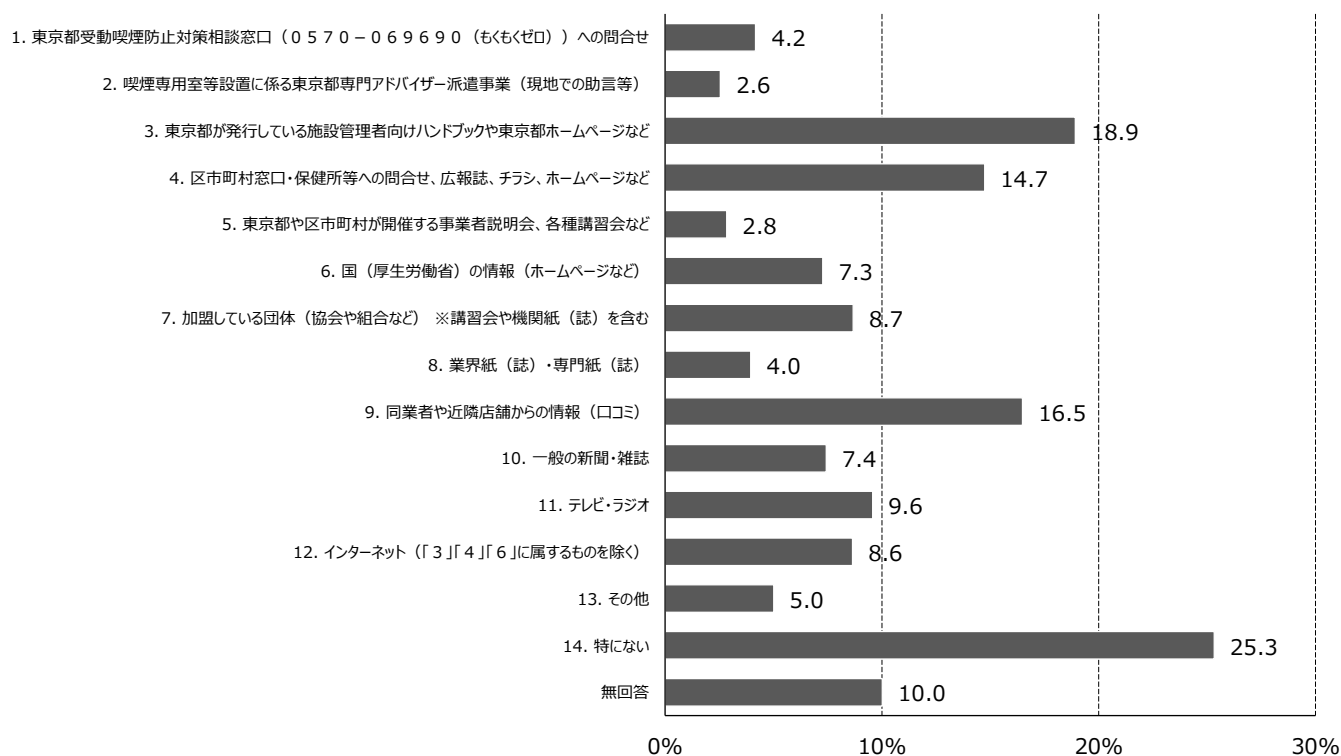
	件 数	割合 (%)
1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	193	28.6
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	122	18.0
3. お客様からの要望があったため	151	22.3
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	76	11.2
5. 従業員からの要望があったため	46	6.8
6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	203	30.0
7. 完全分煙の店としてアピールするため	42	6.2
8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	40	5.9
9. 売上が上がることが見込まれるため	67	9.9
10. 所属する組合やチェーン本部の方針のため	19	2.8
11. 入居しているビル等の方針のため	4	0.6
12. その他	20	3.0
13. 特にない	24	3.6
無回答	153	22.6
全 体	676	100.0



問 24 問 19 の取り組みを決める際に参考にしたものはどれですか。(〇はいくつでも)

本設問の回答では特出して割合の高い選択はなく、最も高いもので『14.特にない』の25.3%だった。次に『3.東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど』18.9%、『9.同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)』16.5%、『4.区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど』14.7%と続く。他選択肢は全て10%以下であった。累計(n)は4,565、累計割合は145.6%であった。

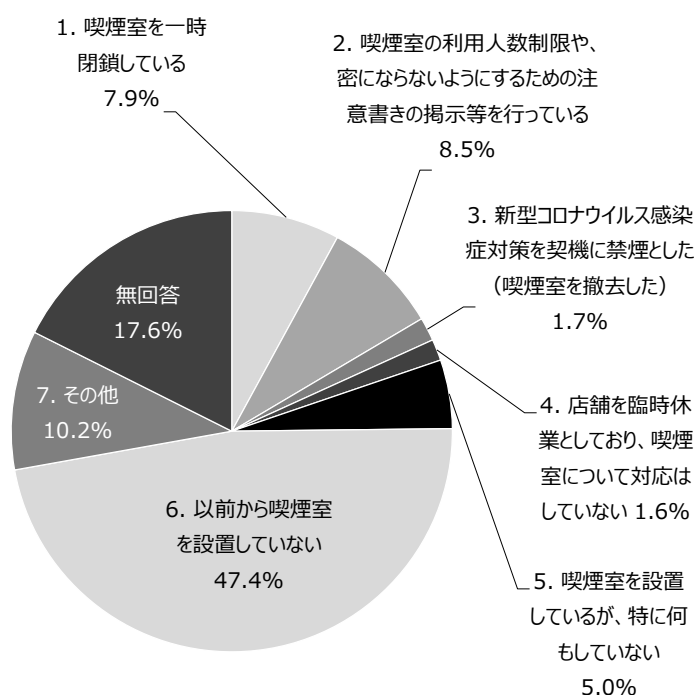
		件数	割合(%)
1.	東京都受動喫煙防止対策相談窓口(0570-069690(もくもくゼロ))への問合せ	131	4.2
2.	喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業(現地での助言等)	80	2.6
3.	東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど	593	18.9
4.	区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど	462	14.7
5.	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など	89	2.8
6.	国(厚生労働省)の情報(ホームページなど)	228	7.3
7.	加盟している団体(協会や組合など) ※講習会や機関紙(誌)を含む	272	8.7
8.	業界紙(誌)・専門紙(誌)	124	4.0
9.	同業者や近隣店舗からの情報(口コミ)	517	16.5
10.	一般の新聞・雑誌	233	7.4
11.	テレビ・ラジオ	300	9.6
12.	インターネット(「3」「4」「6」に属するものを除く)	271	8.6
13.	その他	157	5.0
14.	特にない	794	25.3
	無回答	314	10.0
	全体	3,135	100.0



問 25 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、貴店の喫煙室に関して、現在どのように対応していますか。（現時点での対応をご回答ください。）（○は1つ）

半数近い1,485件・47.4%が『6.以前から喫煙室を設置していない』と回答している。他選択肢は全て10%未満であった。（『7.その他』は除く）その中で『2.喫煙室の利用人数制限や、密にならないようするための注意書きの掲示等を行っている』が8.5%と最も割合が高く、次いで『1.喫煙室を一時閉鎖している』7.9%であった。『3.新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした（喫煙室を撤去した）』は1.7%にとどまった。

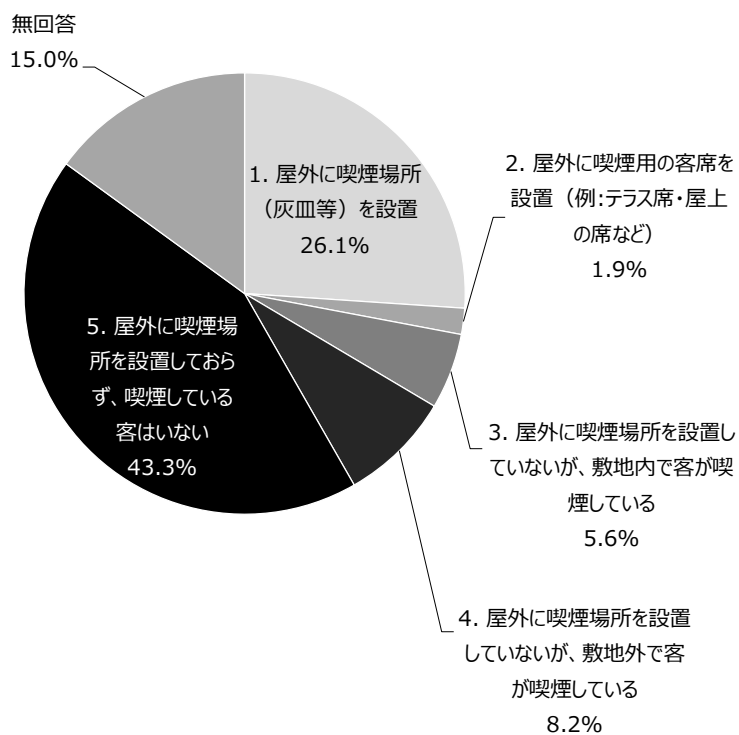
		件数	割合 (%)
1.	喫煙室を一時閉鎖している	249	7.9
2.	喫煙室の利用人数制限や、密にならないようするための注意書きの掲示等を行っている	268	8.5
3.	新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした（喫煙室を撤去した）	54	1.7
4.	店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	49	1.6
5.	喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	158	5.0
6.	以前から喫煙室を設置していない	1,485	47.4
7.	その他	320	10.2
	無回答	552	17.6
	全 体	3,135	100.0



問 26 屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。(○は1つ)

『5.屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない』が43.3%で最も割合が高く、次いで『1. 屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置』が26.1%であった。屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地の内外で喫煙しているは、敷地内5.6%、敷地外8.2%、計13.8%であった。『2.屋外に喫煙用の客席を設置（例:テラス席・屋上の席など）』は1.9%にとどまっている。

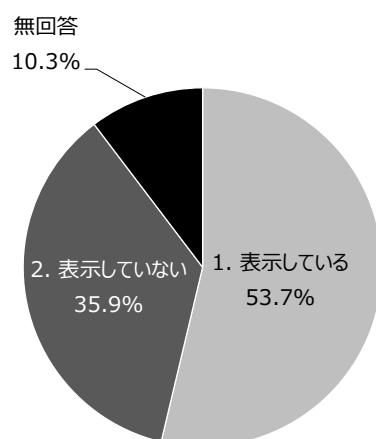
		件数	割合 (%)
1.	屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置	817	26.1
2.	屋外に喫煙用の客席を設置（例:テラス席・屋上の席など）	60	1.9
3.	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	174	5.6
4.	屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	257	8.2
5.	屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	1,357	43.3
	無回答	470	15.0
	全体	3,135	100.0



問 27 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。(〇は1つ)

半数強の 1,684 件・53.7%が『1.表示している』と回答している。『2.表示していない』は 1,127 件・35.9%であった。

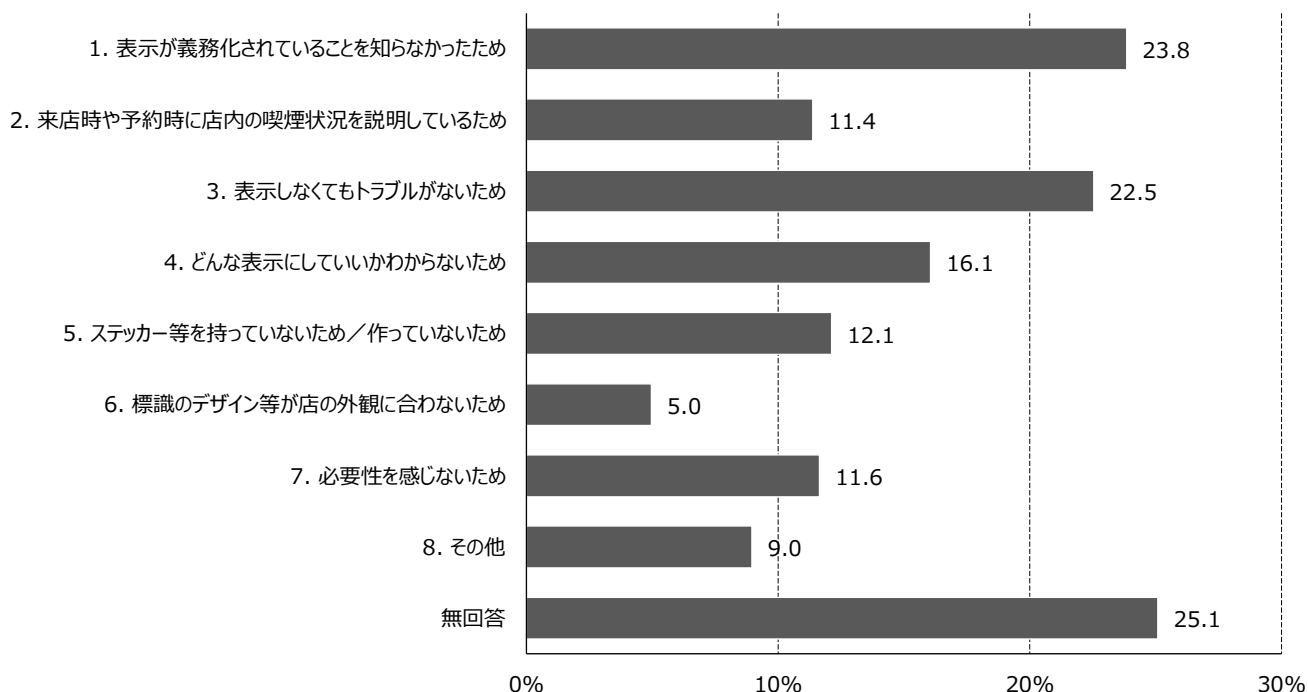
		件 数	割合 (%)
1.	表示している	1,684	53.7
2.	表示していない	1,127	35.9
	無回答	324	10.3
	全 体	3,135	100.0



問 28 表示していない理由は何ですか。(〇はいくつでも) ※非該当 1,684 件を除いた 1,451 件対象

『1. 表示が義務化されていることを知らなかったため』23.8%が最も割合が高かった(『無回答』は除く)。次に僅差で『3. 表示しなくてもトラブルがないため』22.5%と続く。『6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため』5.0%、『2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため』11.4%、『7. 必要性を感じないため』11.6%の順で割合が低かった(『8.その他』は除く)。累計(n)は1,982件、累計割合は136.6%であった。

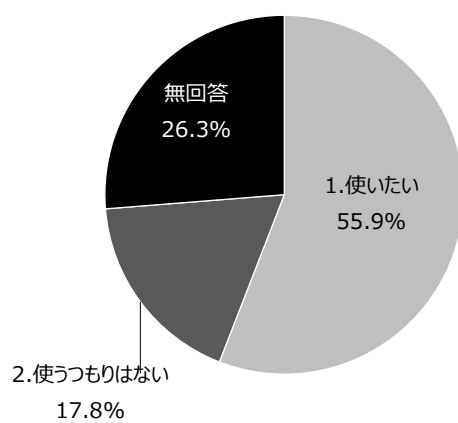
	件数	割合(%)
1. 表示が義務化されていることを知らなかったため	346	23.8
2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	165	11.4
3. 表示しなくてもトラブルがないため	327	22.5
4. どんな表示にしていかわからないため	233	16.1
5. ステッカー等を持っていないため/作っていないため	176	12.1
6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため	72	5.0
7. 必要性を感じないため	169	11.6
8. その他	130	9.0
無回答	364	25.1
全体	1,451	100.0



問 29 都では、喫煙室と店頭に表示するステッカーを作成しています。今後、表示する際に、都作成のステッカーをお使いになりたいですか。(○は1つ) ※非該当 1,684 件を除いた 1,451 件対象

『1.使いたい』は 811 件・55.9%。『2.使うつもりはない』は 259 件・17.8%であった。

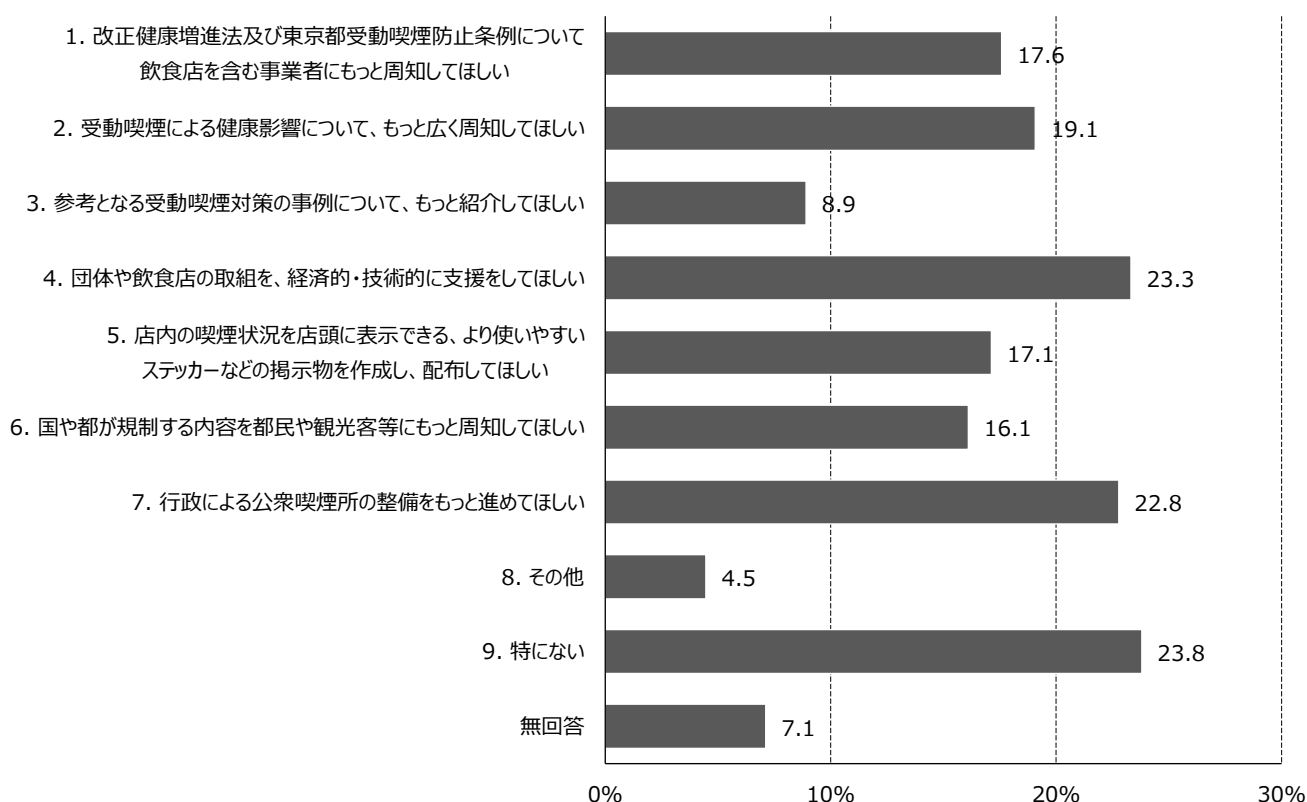
		件 数	割合 (%)
1.	使いたい	811	55.9
2.	使うつもりはない	259	17.8
	無回答	381	26.3
	全 体	1,451	100.0



問 30 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望があれば教えてください。(〇はいくつでも)

『9.特にない』が23.8%で割合が最も高かった。それを除けば『4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援をしてほしい』23.3%が最も高く、『7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい』22.8%、『2. 受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい』19.1%と続く。最も低かったのが『3. 参考となる受動喫煙対策の事例について、もっと紹介してほしい』8.9%で唯一10%以下であった(『8.その他』『無回答』を除く)。累計(n)は5,024件、累計割合は160.3%であった。

		件数	割合(%)
1.	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい	551	17.6
2.	受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	598	19.1
3.	参考となる受動喫煙対策の事例について、もっと紹介してほしい	279	8.9
4.	団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援をしてほしい	731	23.3
5.	店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	537	17.1
6.	国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい	505	16.1
7.	行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	714	22.8
8.	その他	140	4.5
9.	特にない	746	23.8
	無回答	223	7.1
	全体	3,135	100.0



2. クロス集計

業種別所在地（問2）

多くの業種で「1. 区中央部」の割合が高いが、「ファミリーレストラン」では、『3. 区西南部』19.0%、「中華料理店」では、『4. 区西部』12.3%、「ファーストフード店」では、『3. 区西南部』21.2%、「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」では、『6. 区東北部』26.8%が最も高かった。

1/2		1. 区中央部	2. 区南部	3. 区西南部	4. 区西部	5. 区西北部	6. 区東北部	7. 区東部
業種	(n)							
	割合							
全体	3,135	649	252	334	349	322	252	257
	100.0	20.7	8.0	10.7	11.1	10.3	8.0	8.2
喫茶店	163	36	15	15	20	21	15	11
	100.0	22.1	9.2	9.2	12.3	12.9	9.2	6.7
ファミリーレストラン	79	3	5	15	9	7	3	10
	100.0	3.8	6.3	19.0	11.4	8.9	3.8	12.7
そば・うどん店	234	42	21	19	22	34	25	18
	100.0	17.9	9.0	8.1	9.4	14.5	10.7	7.7
寿司店	116	21	10	8	10	17	17	14
	100.0	18.1	8.6	6.9	8.6	14.7	14.7	12.1
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	47	17	26	22	15	11	17
	100.0	26.6	9.6	14.7	12.4	8.5	6.2	9.6
西洋料理店	342	103	21	63	36	23	11	17
	100.0	30.1	6.1	18.4	10.5	6.7	3.2	5.0
中華料理店	349	42	29	30	43	42	38	28
	100.0	12.0	8.3	8.6	12.3	12.0	10.9	8.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	26	13	23	17	11	10	14
	100.0	17.6	8.8	15.5	11.5	7.4	6.8	9.5
一般食堂	157	25	21	13	12	15	10	16
	100.0	15.9	13.4	8.3	7.6	9.6	6.4	10.2
ファーストフード店	33	0	3	7	1	2	3	3
	100.0	0.0	9.1	21.2	3.0	6.1	9.1	9.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	8	3	1	4	4	15	12
	100.0	14.3	5.4	1.8	7.1	7.1	26.8	21.4
料亭	9	5	1	0	0	0	0	0
	100.0	55.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小料理店	29	6	1	3	3	4	3	2
	100.0	20.7	3.4	10.3	10.3	13.8	10.3	6.9
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	108	32	35	46	30	17	17
	100.0	30.6	9.1	9.9	13.0	8.5	4.8	4.8
酒場、ビヤホール	795	158	57	66	92	86	68	67
	100.0	19.9	7.2	8.3	11.6	10.8	8.6	8.4
その他	85	19	3	10	12	11	6	11
	100.0	22.4	3.5	11.8	14.1	12.9	7.1	12.9

※太枠は各業種で最も割合が高い所在地

2/2		8. 西多摩	9. 南多摩	10. 北多摩西部	11. 北多摩南部	12. 北多摩北部	13. 島しょ	無回答
業種	(n) 割合							
全 体	3,135	100	175	141	174	101	17	12
	100.0	3.2	5.6	4.5	5.6	3.2	0.5	0.4
喫茶店	163	7	2	5	10	4	2	0
	100.0	4.3	1.2	3.1	6.1	2.5	1.2	0.0
ファミリーレストラン	79	3	8	6	7	2	1	0
	100.0	3.8	10.1	7.6	8.9	2.5	1.3	0.0
そば・うどん店	234	7	13	10	14	8	0	1
	100.0	3.0	5.6	4.3	6.0	3.4	0.0	0.4
寿司店	116	4	6	2	5	2	0	0
	100.0	3.4	5.2	1.7	4.3	1.7	0.0	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	3	8	2	6	2	1	0
	100.0	1.7	4.5	1.1	3.4	1.1	0.6	0.0
西洋料理店	342	9	20	13	16	9	1	0
	100.0	2.6	5.8	3.8	4.7	2.6	0.3	0.0
中華料理店	349	11	31	19	22	13	0	1
	100.0	3.2	8.9	5.4	6.3	3.7	0.0	0.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	9	4	11	9	1	0	0
	100.0	6.1	2.7	7.4	6.1	0.7	0.0	0.0
一般食堂	157	8	9	10	8	7	3	0
	100.0	5.1	5.7	6.4	5.1	4.5	1.9	0.0
ファーストフード店	33	2	3	4	2	3	0	0
	100.0	6.1	9.1	12.1	6.1	9.1	0.0	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	3	1	3	2	0	0	0
	100.0	5.4	1.8	5.4	3.6	0.0	0.0	0.0
料亭	9	2	1	0	0	0	0	0
	100.0	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小料理店	29	0	1	2	0	4	0	0
	100.0	0.0	3.4	6.9	0.0	13.8	0.0	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	8	18	8	23	8	2	1
	100.0	2.3	5.1	2.3	6.5	2.3	0.6	0.3
酒場、ビヤホール	795	24	45	43	49	34	6	0
	100.0	3.0	5.7	5.4	6.2	4.3	0.8	0.0
その他	85	0	5	3	1	3	1	0
	100.0	0.0	5.9	3.5	1.2	3.5	1.2	0.0

※太枠は各業種で最も割合が高い所在地

業種別店舗経営形態（問3）

全体及びほとんどの業種で『1. 自営業』の割合が高い。「ファミリーレストラン」、「ファーストフード店」では、それぞれ78.5%、75.8%と『2. チェーン店』の割合が高かった。

業 種	(n) 割合	1. 自 営 業	2. チ ェ ー ン 店	3. そ の 他	無 回 答
全 体	3,135	2,391	477	227	40
	100.0	76.3	15.2	7.2	1.3
喫茶店	163	114	33	15	1
	100.0	69.9	20.2	9.2	0.6
ファミリーレストラン	79	16	62	1	0
	100.0	20.3	78.5	1.3	0.0
そば・うどん店	234	194	36	4	0
	100.0	82.9	15.4	1.7	0.0
寿司店	116	78	27	9	2
	100.0	67.2	23.3	7.8	1.7
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	133	26	14	4
	100.0	75.1	14.7	7.9	2.3
西洋料理店	342	251	45	41	5
	100.0	73.4	13.2	12.0	1.5
中華料理店	349	278	47	20	4
	100.0	79.7	13.5	5.7	1.1
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	112	23	11	2
	100.0	75.7	15.5	7.4	1.4
一般食堂	157	134	11	10	2
	100.0	85.4	7.0	6.4	1.3
ファーストフード店	33	6	25	1	1
	100.0	18.2	75.8	3.0	3.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	47	6	3	0
	100.0	83.9	10.7	5.4	0.0
料亭	9	6	0	3	0
	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0
小料理店	29	27	1	1	0
	100.0	93.1	3.4	3.4	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	300	9	40	4
	100.0	85.0	2.5	11.3	1.1
酒場、ビヤホール	795	645	106	39	5
	100.0	81.1	13.3	4.9	0.6
その他	85	49	20	15	1
	100.0	57.6	23.5	17.6	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い店舗経営形態

業種別従業員数（問4）

全体では、『2. 1～4人』40.4%と割合が最も高い。「ファミリーレストラン」、「ファーストフード店」、「料亭」、「その他」では、『4. 10～29』の割合が最も高かった（『料亭』は『6. 50人以上』が同率33.3%）。

業種	(n) 割合	1. 従業員はいない (家族経営含む)	2. 1 ～ 4 人	3. 5 ～ 9 人	4. 10 ～ 29 人	5. 30 ～ 49 人	6. 50 人 以上	無 回 答
全 体	3,135	636	1267	614	464	70	65	19
	100.0	20.3	40.4	19.6	14.8	2.2	2.1	0.6
喫茶店	163	36	53	27	37	8	2	0
	100.0	22.1	32.5	16.6	22.7	4.9	1.2	0.0
ファミリーレストラン	79	3	7	5	39	18	7	0
	100.0	3.8	8.9	6.3	49.4	22.8	8.9	0.0
そば・うどん店	234	44	96	51	36	1	6	0
	100.0	18.8	41.0	21.8	15.4	0.4	2.6	0.0
寿司店	116	13	50	30	17	4	2	0
	100.0	11.2	43.1	25.9	14.7	3.4	1.7	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	14	78	49	24	4	6	2
	100.0	7.9	44.1	27.7	13.6	2.3	3.4	1.1
西洋料理店	342	40	146	67	68	10	11	0
	100.0	11.7	42.7	19.6	19.9	2.9	3.2	0.0
中華料理店	349	71	160	65	41	7	2	3
	100.0	20.3	45.8	18.6	11.7	2.0	0.6	0.9
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	14	58	44	26	3	2	1
	100.0	9.5	39.2	29.7	17.6	2.0	1.4	0.7
一般食堂	157	45	77	23	8	0	3	1
	100.0	28.7	49.0	14.6	5.1	0.0	1.9	0.6
ファーストフード店	33	2	2	3	18	4	4	0
	100.0	6.1	6.1	9.1	54.5	12.1	12.1	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	13	28	8	6	0	1	0
	100.0	23.2	50.0	14.3	10.7	0.0	1.8	0.0
料亭	9	0	1	2	3	0	3	0
	100.0	0.0	11.1	22.2	33.3	0.0	33.3	0.0
小料理店	29	10	14	4	1	0	0	0
	100.0	34.5	48.3	13.8	3.4	0.0	0.0	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	143	159	37	11	0	2	1
	100.0	40.5	45.0	10.5	3.1	0.0	0.6	0.3
酒場、ビヤホール	795	177	313	185	104	8	6	2
	100.0	22.3	39.4	23.3	13.1	1.0	0.8	0.3
その他	85	11	24	14	25	3	8	0
	100.0	12.9	28.2	16.5	29.4	3.5	9.4	0.0

※太枠は各業種で最も割合が高い従業員数

業種別客席数（問5）

全体及び多くの業種で『2. 10～29席』の割合が最も高かった。「ファーストフード店」、「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」では、『3. 30～49席』の割合が、「ファミリーレストラン」、「料亭」では、『4. 50～99席』の割合が最も高かった。

業種	(n) 割合	1.	2.	3.	4.	5.	6.	無回答
		1 ～ 9 席	1 0 ～ 2 9 席	3 0 ～ 4 9 席	5 0 ～ 9 9 席	1 0 0 席 以上	立 食	
全 体	3,135	405	1640	591	365	110	8	16
	100.0	12.9	52.3	18.9	11.6	3.5	0.3	0.5
喫茶店	163	29	79	29	22	4	0	0
	100.0	17.8	48.5	17.8	13.5	2.5	0.0	0.0
ファミリーレストラン	79	3	11	11	33	20	1	0
	100.0	3.8	13.9	13.9	41.8	25.3	1.3	0.0
そば・うどん店	234	37	115	56	25	1	0	0
	100.0	15.8	49.1	23.9	10.7	0.4	0.0	0.0
寿司店	116	13	70	19	9	4	1	0
	100.0	11.2	60.3	16.4	7.8	3.4	0.9	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	21	95	26	24	10	0	1
	100.0	11.9	53.7	14.7	13.6	5.6	0.0	0.6
西洋料理店	342	21	196	69	41	15	0	0
	100.0	6.1	57.3	20.2	12.0	4.4	0.0	0.0
中華料理店	349	42	187	59	48	12	0	1
	100.0	12.0	53.6	16.9	13.8	3.4	0.0	0.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	13	75	38	19	3	0	0
	100.0	8.8	50.7	25.7	12.8	2.0	0.0	0.0
一般食堂	157	36	92	18	8	3	0	0
	100.0	22.9	58.6	11.5	5.1	1.9	0.0	0.0
ファーストフード店	33	0	7	15	7	4	0	0
	100.0	0.0	21.2	45.5	21.2	12.1	0.0	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	9	20	23	2	2	0	0
	100.0	16.1	35.7	41.1	3.6	3.6	0.0	0.0
料亭	9	0	2	1	4	2	0	0
	100.0	0.0	22.2	11.1	44.4	22.2	0.0	0.0
小料理店	29	1	24	3	1	0	0	0
	100.0	3.4	82.8	10.3	3.4	0.0	0.0	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	90	224	27	10	0	1	1
	100.0	25.5	63.5	7.6	2.8	0.0	0.3	0.3
酒場、ビヤホール	795	81	411	179	96	25	2	1
	100.0	10.2	51.7	22.5	12.1	3.1	0.3	0.1
その他	85	9	31	18	16	5	3	3
	100.0	10.6	36.5	21.2	18.8	5.9	3.5	3.5

※太枠は各業種で最も割合が高い客席数

業種別客席面積（問6）

「ファミリーレストラン」を除く、全体及び各業種で『1. 100㎡以下』の割合が高かった。中でも「小料理店」93.1%、「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」92.9%と9割を超えている。

業 種	(n) 割合	1. 100㎡ 以下	2. 100㎡ 超	無 回 答
全 体	3,135	2,413	659	63
	100.0	77.0	21.0	2.0
喫茶店	163	121	39	3
	100.0	74.2	23.9	1.8
ファミリーレストラン	79	24	52	3
	100.0	30.4	65.8	3.8
そば・うどん店	234	186	45	3
	100.0	79.5	19.2	1.3
寿司店	116	93	23	0
	100.0	80.2	19.8	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	97	75	5
	100.0	54.8	42.4	2.8
西洋料理店	342	266	70	6
	100.0	77.8	20.5	1.8
中華料理店	349	270	71	8
	100.0	77.4	20.3	2.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	101	44	3
	100.0	68.2	29.7	2.0
一般食堂	157	106	49	2
	100.0	67.5	31.2	1.3
ファーストフード店	33	21	12	0
	100.0	63.6	36.4	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	49	6	1
	100.0	87.5	10.7	1.8
料亭	9	5	4	0
	100.0	55.6	44.4	0.0
小料理店	29	27	2	0
	100.0	93.1	6.9	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	328	20	5
	100.0	92.9	5.7	1.4
酒場、ビヤホール	795	651	132	12
	100.0	81.9	16.6	1.5
その他	85	67	15	3
	100.0	78.8	17.6	3.5

※太枠は各業種で最も割合が高い客席面積

業種別資本金（問7）

全体及び多くの業種で『2. 100～500万円未満』の割合が最も高かった。「料亭」では、『4. 1000～5000万円未満』の割合が、「ファミリーレストラン」、「ファーストフード店」では、『5. 5000万円以上』の割合が最も高かった。

業種	(n) 割合	1. 100万円未満	2. 1000～5000万円未満	3. 5000～10000万円未満	4. 10000～50000万円未満	5. 50000万円以上	無回答
全 体	3,135	704	1,094	472	382	138	345
	100.0	22.5	34.9	15.1	12.2	4.4	11.0
喫茶店	163	42	45	21	20	6	29
	100.0	25.8	27.6	12.9	12.3	3.7	17.8
ファミリーレストラン	79	7	9	8	12	28	15
	100.0	8.9	11.4	10.1	15.2	35.4	19.0
そば・うどん店	234	48	87	32	24	4	39
	100.0	20.5	37.2	13.7	10.3	1.7	16.7
寿司店	116	17	43	16	23	7	10
	100.0	14.7	37.1	13.8	19.8	6.0	8.6
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	23	76	31	22	10	15
	100.0	13.0	42.9	17.5	12.4	5.6	8.5
西洋料理店	342	45	111	59	58	26	43
	100.0	13.2	32.5	17.3	17.0	7.6	12.6
中華料理店	349	91	110	52	48	12	36
	100.0	26.1	31.5	14.9	13.8	3.4	10.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	26	61	26	21	4	10
	100.0	17.6	41.2	17.6	14.2	2.7	6.8
一般食堂	157	58	61	8	7	0	23
	100.0	36.9	38.9	5.1	4.5	0.0	14.6
ファーストフード店	33	1	6	4	8	9	5
	100.0	3.0	18.2	12.1	24.2	27.3	15.2
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	17	20	6	5	0	8
	100.0	30.4	35.7	10.7	8.9	0.0	14.3
料亭	9	0	1	2	5	1	0
	100.0	0.0	11.1	22.2	55.6	11.1	0.0
小料理店	29	4	11	1	3	0	10
	100.0	13.8	37.9	3.4	10.3	0.0	34.5
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	107	135	60	25	6	20
	100.0	30.3	38.2	17.0	7.1	1.7	5.7
酒場、ビヤホール	795	207	292	123	83	17	73
	100.0	26.0	36.7	15.5	10.4	2.1	9.2
その他	85	9	24	21	16	7	8
	100.0	10.6	28.2	24.7	18.8	8.2	9.4

※太枠は各業種で最も割合が高い資本金

業種別受動喫煙の健康への影響の認知（問8）

全体及び全ての業種で『1. 知っている』の割合が高かった。「ファーストフード店」、「料亭」では、ともに100%であった。『2. 知らなかった』でみると「焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など」の6.1%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無 回 答
全 体	3,135	3,020	75	40
	100.0	96.3	2.4	1.3
喫茶店	163	158	1	4
	100.0	96.9	0.6	2.5
ファミリーレストラン	79	77	2	0
	100.0	97.5	2.5	0.0
そば・うどん店	234	228	3	3
	100.0	97.4	1.3	1.3
寿司店	116	113	2	1
	100.0	97.4	1.7	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	168	7	2
	100.0	94.9	4.0	1.1
西洋料理店	342	337	3	2
	100.0	98.5	0.9	0.6
中華料理店	349	336	10	3
	100.0	96.3	2.9	0.9
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	139	9	0
	100.0	93.9	6.1	0.0
一般食堂	157	147	7	3
	100.0	93.6	4.5	1.9
ファーストフード店	33	33	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	55	1	0
	100.0	98.2	1.8	0.0
料亭	9	9	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
小料理店	29	27	1	1
	100.0	93.1	3.4	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	337	10	6
	100.0	95.5	2.8	1.7
酒場、ビヤホール	795	764	18	13
	100.0	96.1	2.3	1.6
その他	85	83	1	1
	100.0	97.6	1.2	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い受動喫煙の健康への影響の認知

業種別改正健康増進法の認知（問9）

全体及び全ての業種で『2. だいたい理解している』の割合が最も高かった。『1. 内容までよく理解している』でみると、「ファミリーレストラン」35.4%の割合が最も高く、『4. 名前を聞いたことがない／知らない』でみると、「料亭」11.1%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 内容までよく理解している	2. だいたい理解している	3. 名前だけは知っている	4. 名前を聞いたことがない／知らない	無回答
全 体	3,135	571	1,628	696	187	53
	100.0	18.2	51.9	22.2	6.0	1.7
喫茶店	163	22	85	40	11	5
	100.0	13.5	52.1	24.5	6.7	3.1
ファミリーレストラン	79	28	35	14	2	0
	100.0	35.4	44.3	17.7	2.5	0.0
そば・うどん店	234	30	122	61	16	5
	100.0	12.8	52.1	26.1	6.8	2.1
寿司店	116	19	52	37	7	1
	100.0	16.4	44.8	31.9	6.0	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	30	79	58	8	2
	100.0	16.9	44.6	32.8	4.5	1.1
西洋料理店	342	61	206	54	19	2
	100.0	17.8	60.2	15.8	5.6	0.6
中華料理店	349	82	143	87	32	5
	100.0	23.5	41.0	24.9	9.2	1.4
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	22	71	43	12	0
	100.0	14.9	48.0	29.1	8.1	0.0
一般食堂	157	19	62	55	17	4
	100.0	12.1	39.5	35.0	10.8	2.5
ファーストフード店	33	6	22	4	1	0
	100.0	18.2	66.7	12.1	3.0	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	19	24	9	4	0
	100.0	33.9	42.9	16.1	7.1	0.0
料亭	9	3	4	1	1	0
	100.0	33.3	44.4	11.1	11.1	0.0
小料理店	29	6	18	4	0	1
	100.0	20.7	62.1	13.8	0.0	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	72	193	61	18	9
	100.0	20.4	54.7	17.3	5.1	2.5
酒場、ビヤホール	795	131	461	151	35	17
	100.0	16.5	58.0	19.0	4.4	2.1
その他	85	18	47	15	4	1
	100.0	21.2	55.3	17.6	4.7	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法の認知

業種別改正健康増進法での喫煙室以外での喫煙の禁止の認知（問 10）

全体及び全ての業種で『1. 知っている』の割合が高かった。「西洋料理店」84.2%、「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」80.4%、「小料理店」89.7%、「その他」84.7%と8割を超えている。『2. 知らなかった』でみると「一般食堂」の41.4%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か つ た	無 回 答
全 体	3,135	2,364	715	56
	100.0	75.4	22.8	1.8
喫茶店	163	108	51	4
	100.0	66.3	31.3	2.5
ファミリーレストラン	79	61	18	0
	100.0	77.2	22.8	0.0
そば・うどん店	234	173	57	4
	100.0	73.9	24.4	1.7
寿司店	116	84	31	1
	100.0	72.4	26.7	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	115	60	2
	100.0	65.0	33.9	1.1
西洋料理店	342	288	52	2
	100.0	84.2	15.2	0.6
中華料理店	349	253	87	9
	100.0	72.5	24.9	2.6
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	101	47	0
	100.0	68.2	31.8	0.0
一般食堂	157	88	65	4
	100.0	56.1	41.4	2.5
ファーストフード店	33	25	8	0
	100.0	75.8	24.2	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	45	11	0
	100.0	80.4	19.6	0.0
料亭	9	7	2	0
	100.0	77.8	22.2	0.0
小料理店	29	26	2	1
	100.0	89.7	6.9	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	275	70	8
	100.0	77.9	19.8	2.3
酒場、ビヤホール	795	635	141	19
	100.0	79.9	17.7	2.4
その他	85	72	12	1
	100.0	84.7	14.1	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法での喫煙室以外での喫煙の禁止の認知

業種別改正健康増進法での「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」の経過措置の認知（問 11）

全体及び各業種で『1. 知っている』と『2. 知らなかった』の割合が拮抗している傾向にある。『1. 知っている』でみると、「小料理店」の69.0%、『2. 知らなかった』でみると、「一般食堂」の56.1%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か っ た	無 回 答
全 体	3,135	1,664	1,400	71
	100.0	53.1	44.7	2.3
喫茶店	163	77	82	4
	100.0	47.2	50.3	2.5
ファミリーレストラン	79	54	25	0
	100.0	68.4	31.6	0.0
そば・うどん店	234	105	123	6
	100.0	44.9	52.6	2.6
寿司店	116	63	52	1
	100.0	54.3	44.8	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	84	90	3
	100.0	47.5	50.8	1.7
西洋料理店	342	172	167	3
	100.0	50.3	48.8	0.9
中華料理店	349	182	157	10
	100.0	52.1	45.0	2.9
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	70	78	0
	100.0	47.3	52.7	0.0
一般食堂	157	64	88	5
	100.0	40.8	56.1	3.2
ファーストフード店	33	17	16	0
	100.0	51.5	48.5	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	32	22	2
	100.0	57.1	39.3	3.6
料亭	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
小料理店	29	20	8	1
	100.0	69.0	27.6	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	197	145	11
	100.0	55.8	41.1	3.1
酒場、ビヤホール	795	462	310	23
	100.0	58.1	39.0	2.9
その他	85	55	29	1
	100.0	64.7	34.1	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法での「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」の経過措置の認知

業種別改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務の認知（問 12）

「料亭」以外の全体及び各業種で『1. 知っているの』の割合が高かった。「ファミリーレストラン」、「ファーストフード店」は8割を超えている。『2. 知らなかった』の「料亭」は55.6%であった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か つ た	無 回 答
全 体	3,135	2,296	775	64
	100.0	73.2	24.7	2.0
喫茶店	163	122	37	4
	100.0	74.8	22.7	2.5
ファミリーレストラン	79	65	14	0
	100.0	82.3	17.7	0.0
そば・うどん店	234	157	70	7
	100.0	67.1	29.9	3.0
寿司店	116	81	34	1
	100.0	69.8	29.3	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	134	40	3
	100.0	75.7	22.6	1.7
西洋料理店	342	251	89	2
	100.0	73.4	26.0	0.6
中華料理店	349	256	88	5
	100.0	73.4	25.2	1.4
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	96	51	1
	100.0	64.9	34.5	0.7
一般食堂	157	97	55	5
	100.0	61.8	35.0	3.2
ファーストフード店	33	29	4	0
	100.0	87.9	12.1	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	42	12	2
	100.0	75.0	21.4	3.6
料亭	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
小料理店	29	23	5	1
	100.0	79.3	17.2	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	276	68	9
	100.0	78.2	19.3	2.5
酒場、ビヤホール	795	592	181	22
	100.0	74.5	22.8	2.8
その他	85	63	21	1
	100.0	74.1	24.7	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務の認知

業種別改正健康増進法での喫煙場所設置時の配慮義務の認知（問 13）

全体及び全ての業種で『1. 知っている』の割合が高く「ファーストフード店」87.9%が最も高かった。
『2. 知らなかった』でみると「料亭」の44.4%、「一般食堂」33.8%、「寿司店」33.6%の順で高かった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か つ た	無 回 答
全 体	3,135	2,330	745	60
	100.0	74.3	23.8	1.9
喫茶店	163	128	31	4
	100.0	78.5	19.0	2.5
ファミリーレストラン	79	68	11	0
	100.0	86.1	13.9	0.0
そば・うどん店	234	159	71	4
	100.0	67.9	30.3	1.7
寿司店	116	76	39	1
	100.0	65.5	33.6	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	140	34	3
	100.0	79.1	19.2	1.7
西洋料理店	342	259	81	2
	100.0	75.7	23.7	0.6
中華料理店	349	256	86	7
	100.0	73.4	24.6	2.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	104	44	0
	100.0	70.3	29.7	0.0
一般食堂	157	99	53	5
	100.0	63.1	33.8	3.2
ファーストフード店	33	29	4	0
	100.0	87.9	12.1	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	44	11	1
	100.0	78.6	19.6	1.8
料亭	9	5	4	0
	100.0	55.6	44.4	0.0
小料理店	29	21	7	1
	100.0	72.4	24.1	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	266	78	9
	100.0	75.4	22.1	2.5
酒場、ビヤホール	795	601	173	21
	100.0	75.6	21.8	2.6
その他	85	66	18	1
	100.0	77.6	21.2	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法での喫煙場所設置時の配慮義務の認知

業種別東京都受動喫煙防止条例の認知（問 14）

全体及びほとんどの業種で『2. だいたい理解している』の割合が最も高かった。『3. 名前だけは知っている』でみると「一般食堂」41.4%が、『4. 名前を聞いたことがない／知らない』では、「中華料理店」、「焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など」、「料亭」が1割強の割合であった。

業 種	(n) 割合	1. 内 容 ま で よ く 理 解 し て い る	2. だ い た い 理 解 し て い る	3. 名 前 だ け は 知 っ て い る	4. 名 前 を 聞 い た こ と が な い ／ 知 ら な い	無 回 答
全 体	3,135	427	1,725	734	192	57
	100.0	13.6	55.0	23.4	6.1	1.8
喫茶店	163	18	86	42	13	4
	100.0	11.0	52.8	25.8	8.0	2.5
ファミリーレストラン	79	18	43	15	3	0
	100.0	22.8	54.4	19.0	3.8	0.0
そば・うどん店	234	17	127	72	12	6
	100.0	7.3	54.3	30.8	5.1	2.6
寿司店	116	16	58	31	10	1
	100.0	13.8	50.0	26.7	8.6	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	21	93	54	6	3
	100.0	11.9	52.5	30.5	3.4	1.7
西洋料理店	342	48	209	62	20	3
	100.0	14.0	61.1	18.1	5.8	0.9
中華料理店	349	58	156	95	35	5
	100.0	16.6	44.7	27.2	10.0	1.4
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	16	77	39	16	0
	100.0	10.8	52.0	26.4	10.8	0.0
一般食堂	157	12	64	65	12	4
	100.0	7.6	40.8	41.4	7.6	2.5
ファーストフード店	33	4	22	5	2	0
	100.0	12.1	66.7	15.2	6.1	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	14	25	13	3	1
	100.0	25.0	44.6	23.2	5.4	1.8
料亭	9	3	3	2	1	0
	100.0	33.3	33.3	22.2	11.1	0.0
小料理店	29	2	17	7	2	1
	100.0	6.9	58.6	24.1	6.9	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	60	203	63	18	9
	100.0	17.0	57.5	17.8	5.1	2.5
酒場、ビヤホール	795	100	491	149	37	18
	100.0	12.6	61.8	18.7	4.7	2.3
その他	85	16	47	19	2	1
	100.0	18.8	55.3	22.4	2.4	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い東京都受動喫煙防止条例の認知

業種別東京都受動喫煙防止条例での従業員がいる場合の喫煙可能室設置不可の認知（問 15）

「一般食堂」49.0%、「料亭」55.6%以外の全体及び各業種で『1. 知っている』の割合が高かった。最も高かったのが、「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」の73.4%で、「酒場、ビヤホール」が僅差の73.3%であった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か つ た	無 回 答
全 体	3,135	1,998	1,086	51
	100.0	63.7	34.6	1.6
喫茶店	163	92	69	2
	100.0	56.4	42.3	1.2
ファミリーレストラン	79	50	28	1
	100.0	63.3	35.4	1.3
そば・うどん店	234	129	103	2
	100.0	55.1	44.0	0.9
寿司店	116	69	46	1
	100.0	59.5	39.7	0.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	96	77	4
	100.0	54.2	43.5	2.3
西洋料理店	342	208	132	2
	100.0	60.8	38.6	0.6
中華料理店	349	209	132	8
	100.0	59.9	37.8	2.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	84	64	0
	100.0	56.8	43.2	0.0
一般食堂	157	76	77	4
	100.0	48.4	49.0	2.5
ファーストフード店	33	17	16	0
	100.0	51.5	48.5	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	38	17	1
	100.0	67.9	30.4	1.8
料亭	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
小料理店	29	20	8	1
	100.0	69.0	27.6	3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	259	83	11
	100.0	73.4	23.5	3.1
酒場、ビヤホール	795	583	199	13
	100.0	73.3	25.0	1.6
その他	85	56	28	1
	100.0	65.9	32.9	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い東京都受動喫煙防止条例での従業員がいる場合の喫煙可能室設置不可の認知

業種別改正健康増進法での喫煙目的室の技術的基準要件の認知（問 16）

全体で『1. 知っている』48.2%、『2. 知らなかった』49.8%と拮抗しており、各業種でもどちらの選択肢の割合が高いのかばらつきがみられる。『1. 知っている』では「ファミリーレストラン」の62.0%、『2. 知らなかった』では、「料亭」77.8%の割合が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 知 つ て い る	2. 知 ら な か つ た	無 回 答
全 体	3,135	1,512	1,561	62
	100.0	48.2	49.8	2.0
喫茶店	163	75	86	2
	100.0	46.0	52.8	1.2
ファミリーレストラン	79	49	30	0
	100.0	62.0	38.0	0.0
そば・うどん店	234	82	149	3
	100.0	35.0	63.7	1.3
寿司店	116	57	59	0
	100.0	49.1	50.9	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	82	91	4
	100.0	46.3	51.4	2.3
西洋料理店	342	145	196	1
	100.0	42.4	57.3	0.3
中華料理店	349	162	176	11
	100.0	46.4	50.4	3.2
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	67	81	0
	100.0	45.3	54.7	0.0
一般食堂	157	52	98	7
	100.0	33.1	62.4	4.5
ファーストフード店	33	19	14	0
	100.0	57.6	42.4	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	28	26	2
	100.0	50.0	46.4	3.6
料亭	9	2	7	0
	100.0	22.2	77.8	0.0
小料理店	29	14	13	2
	100.0	48.3	44.8	6.9
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	198	144	11
	100.0	56.1	40.8	3.1
酒場、ビヤホール	795	426	351	18
	100.0	53.6	44.2	2.3
その他	85	47	37	1
	100.0	55.3	43.5	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法での喫煙目的室の技術的基準要件の認知

業種別改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に違反した場合の保健所の指導や過料対象の認知（問 17）

「料亭」以外の全体及び各業種で『1. 知っている』の割合が高かった。「ファミリーレストラン」、「ファーストフード店」、「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」、「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」、「その他」で7割を超えている。

業 種	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
全 体	3,135	2,087	995	53
	100.0	66.6	31.7	1.7
喫茶店	163	113	45	5
	100.0	69.3	27.6	3.1
ファミリーレストラン	79	59	20	0
	100.0	74.7	25.3	0.0
そば・うどん店	234	129	102	3
	100.0	55.1	43.6	1.3
寿司店	116	69	47	0
	100.0	59.5	40.5	0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	120	53	4
	100.0	67.8	29.9	2.3
西洋料理店	342	235	106	1
	100.0	68.7	31.0	0.3
中華料理店	349	220	122	7
	100.0	63.0	35.0	2.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	99	49	0
	100.0	66.9	33.1	0.0
一般食堂	157	86	67	4
	100.0	54.8	42.7	2.5
ファーストフード店	33	25	8	0
	100.0	75.8	24.2	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	43	12	1
	100.0	76.8	21.4	1.8
料亭	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
小料理店	29	15	12	2
	100.0	51.7	41.4	6.9
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	248	95	10
	100.0	70.3	26.9	2.8
酒場、ビヤホール	795	553	227	15
	100.0	69.6	28.6	1.9
その他	85	61	23	1
	100.0	71.8	27.1	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に違反した場合の保健所の指導や過料対象の認知

業種別制度内容の情報入手方法（問 18）

「小料理店」以外の全体及び業種で（「料亭」は同率）『1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など』の割合が高かった。

1/2 業 種	(n) 割 合	1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	3. 国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	4. 加盟している団体（協会や組合など）※講習会や機関紙（誌）を含む	5. 業界紙（誌）・専門紙（誌）	6. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）	7. ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	8. 飲食店検索サイトのメールアドレス（マガジン）
全 体	3,135 100.0	1,559 49.7	814 26.0	386 12.3	404 12.9	196 6.3	658 21.0	153 4.9	85 2.7
喫茶店	163 100.0	74 45.4	47 28.8	28 17.2	14 8.6	5 3.1	29 17.8	8 4.9	7 4.3
ファミリーレストラン	79 100.0	41 51.9	16 20.3	15 19.0	14 17.7	4 5.1	8 10.1	1 1.3	0 0.0
そば・うどん店	234 100.0	104 44.4	61 26.1	17 7.3	52 22.2	17 7.3	33 14.1	7 3.0	8 3.4
寿司店	116 100.0	56 48.3	34 29.3	14 12.1	19 16.4	4 3.4	27 23.3	4 3.4	0 0.0
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177 100.0	72 40.7	45 25.4	25 14.1	23 13.0	15 8.5	29 16.4	6 3.4	5 2.8
西洋料理店	342 100.0	185 54.1	76 22.2	45 13.2	33 9.6	31 9.1	64 18.7	13 3.8	13 3.8
中華料理店	349 100.0	182 52.1	92 26.4	35 10.0	51 14.6	19 5.4	67 19.2	17 4.9	6 1.7
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148 100.0	58 39.2	44 29.7	21 14.2	12 8.1	7 4.7	22 14.9	1 0.7	1 0.7
一般食堂	157 100.0	61 38.9	42 26.8	13 8.3	17 10.8	9 5.7	18 11.5	4 2.5	2 1.3
ファーストフード店	33 100.0	14 42.4	8 24.2	4 12.1	5 15.2	1 3.0	6 18.2	1 3.0	0 0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56 100.0	27 48.2	19 33.9	8 14.3	5 8.9	4 7.1	15 26.8	4 7.1	1 1.8
料亭	9 100.0	4 44.4	4 44.4	0 0.0	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0.0	0 0.0
小料理店	29 100.0	10 34.5	12 41.4	2 6.9	2 6.9	1 3.4	6 20.7	2 6.9	1 3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353 100.0	180 51.0	91 25.8	39 11.0	42 11.9	26 7.4	107 30.3	22 6.2	7 2.0
酒場、ビヤホール	795 100.0	434 54.6	201 25.3	99 12.5	98 12.3	45 5.7	208 26.2	60 7.5	29 3.6
その他	85 100.0	48 56.5	20 23.5	16 18.8	14 16.5	5 5.9	15 17.6	2 2.4	2 2.4

※太枠は各業種で最も割合が高い制度内容の情報入手方法

2/2 業種	(n) 割合	9. 一般の新聞・雑誌	10. テレビ・ラジオ(「1」に属 するものを除く)	11. インターネット(「1」 「2」「3」に属するものを 除く)	12. 駅や街中のポスター・デジ タルサイネージなど	13. その他	14. 特になし	無回答
全体	3,135	377	482	401	88	62	263	87
	100.0	12.0	15.4	12.8	2.8	2.0	8.4	2.8
喫茶店	163	20	21	24	6	5	13	7
	100.0	12.3	12.9	14.7	3.7	3.1	8.0	4.3
ファミリーレストラン	79	7	11	8	1	7	5	4
	100.0	8.9	13.9	10.1	1.3	8.9	6.3	5.1
そば・うどん店	234	31	36	24	6	3	28	6
	100.0	13.2	15.4	10.3	2.6	1.3	12.0	2.6
寿司店	116	15	26	9	1	2	16	0
	100.0	12.9	22.4	7.8	0.9	1.7	13.8	0.0
日本料理店(そば・うどん店、寿司店を除く)	177	18	19	27	7	2	20	5
	100.0	10.2	10.7	15.3	4.0	1.1	11.3	2.8
西洋料理店	342	44	63	67	8	3	19	5
	100.0	12.9	18.4	19.6	2.3	0.9	5.6	1.5
中華料理店	349	52	54	25	16	8	24	14
	100.0	14.9	15.5	7.2	4.6	2.3	6.9	4.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	8	21	16	8	2	20	3
	100.0	5.4	14.2	10.8	5.4	1.4	13.5	2.0
一般食堂	157	16	12	9	3	4	29	9
	100.0	10.2	7.6	5.7	1.9	2.5	18.5	5.7
ファーストフード店	33	2	2	1	0	2	2	2
	100.0	6.1	6.1	3.0	0.0	6.1	6.1	6.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	8	11	7	2	0	4	1
	100.0	14.3	19.6	12.5	3.6	0.0	7.1	1.8
料亭	9	0	1	1	0	0	2	0
	100.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0
小料理店	29	2	3	0	1	0	2	5
	100.0	6.9	10.3	0.0	3.4	0.0	6.9	17.2
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	38	48	52	4	2	19	12
	100.0	10.8	13.6	14.7	1.1	0.6	5.4	3.4
酒場、ビヤホール	795	99	139	117	19	18	55	13
	100.0	12.5	17.5	14.7	2.4	2.3	6.9	1.6
その他	85	14	15	13	6	4	5	1
	100.0	16.5	17.6	15.3	7.1	4.7	5.9	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い制度内容の情報入手方法

業種別受動喫煙防止に向けた対応策（問 19）

「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」、「小料理店」では、『2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた』の割合が最も高く、全体及び他業種では、『1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた』の割合が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 屋内・屋外とも全面禁煙 にした／すでにしていた	2. 屋内を全面禁煙とし、屋 外に喫煙場所を設置した ／すでにしていた	3. 「指定たばこ専用喫煙 室」を設置した	4. 「屋内の一部を「喫煙可能 室」とした（従業員がい ない飲食店のみ設置可）」	5. 屋内全部を「喫煙可能室 （店）」とし、客席の全てを 喫煙可能とした（従業員がい ない飲食店のみ設置可）」	6. 「喫煙専用室」を設置した
全 体	3,135 100.0	1,412 45.0	784 25.0	49 1.6	33 1.1	197 6.3	114 3.6
喫茶店	163 100.0	100 61.3	23 14.1	2 1.2	0 0.0	5 3.1	5 3.1
ファミリーレストラン	79 100.0	59 74.7	11 13.9	1 1.3	0 0.0	0 0.0	2 2.5
そば・うどん店	234 100.0	136 58.1	59 25.2	3 1.3	0 0.0	2 0.9	4 1.7
寿司店	116 100.0	61 52.6	35 30.2	1 0.9	2 1.7	2 1.7	6 5.2
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177 100.0	91 51.4	32 18.1	3 1.7	0 0.0	7 4.0	7 4.0
西洋料理店	342 100.0	203 59.4	91 26.6	4 1.2	1 0.3	3 0.9	12 3.5
中華料理店	349 100.0	168 48.1	97 27.8	6 1.7	7 2.0	12 3.4	7 2.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148 100.0	70 47.3	39 26.4	4 2.7	2 1.4	1 0.7	5 3.4
一般食堂	157 100.0	76 48.4	26 16.6	2 1.3	1 0.6	8 5.1	1 0.6
ファーストフード店	33 100.0	24 72.7	5 15.2	2 6.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56 100.0	19 33.9	25 44.6	1 1.8	1 1.8	0 0.0	4 7.1
料亭	9 100.0	4 44.4	3 33.3	0 0.0	1 11.1	0 0.0	1 11.1
小料理店	29 100.0	9 31.0	11 37.9	0 0.0	1 3.4	2 6.9	1 3.4
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353 100.0	80 22.7	52 14.7	4 1.1	7 2.0	70 19.8	14 4.0
酒場、ビヤホール	795 100.0	258 32.5	254 31.9	15 1.9	9 1.1	83 10.4	43 5.4
その他	85 100.0	48 56.5	19 22.4	1 1.2	1 1.2	2 2.4	2 2.4

※太枠は各業種で最も割合が高い受動喫煙防止に向けた対応策

2/2 業 種	(n) 割合	7. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」として「喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可」	8. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）	9. 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした	10. 検討中 その他	無回答
全 体	3,135	24	124	70	216	112
	100.0	0.8	4.0	2.2	6.9	3.6
喫茶店	163	3	3	0	16	6
	100.0	1.8	1.8	0.0	9.8	3.7
ファミリーレストラン	79	0	0	0	3	3
	100.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8
そば・うどん店	234	0	3	3	20	4
	100.0	0.0	1.3	1.3	8.5	1.7
寿司店	116	0	0	1	6	2
	100.0	0.0	0.0	0.9	5.2	1.7
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	0	2	13	18	4
	100.0	0.0	1.1	7.3	10.2	2.3
西洋料理店	342	0	1	6	11	10
	100.0	0.0	0.3	1.8	3.2	2.9
中華料理店	349	2	6	7	23	14
	100.0	0.6	1.7	2.0	6.6	4.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	1	1	5	18	2
	100.0	0.7	0.7	3.4	12.2	1.4
一般食堂	157	0	0	9	25	9
	100.0	0.0	0.0	5.7	15.9	5.7
ファーストフード店	33	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	1	1	0	3	1
	100.0	1.8	1.8	0.0	5.4	1.8
料亭	9	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小料理店	29	1	0	0	0	4
	100.0	3.4	0.0	0.0	0.0	13.8
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	6	75	6	24	15
	100.0	1.7	21.2	1.7	6.8	4.2
酒場、ビヤホール	795	9	29	20	46	29
	100.0	1.1	3.6	2.5	5.8	3.6
その他	85	1	2	0	1	8
	100.0	1.2	2.4	0.0	1.2	9.4

※太枠は各業種で最も割合が高い受動喫煙防止に向けた対応策

業種別全面禁煙にした理由（問 20）

『1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』でみると、「料亭」71.4%、「酒場、ビヤホール」63.0%の順で、『2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため』でみると、「日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕」48.0%、「そば・うどん店」・「その他」同率46.7%の順で割合が高かった。

1/2 業 種	(n) 割合	1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	3. お客様からの要望があったため	4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	5. 従業員からの要望があったため	6. 空調設備などの費用がかからないため	7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	8. 全面禁煙の店としてアピールするため
全 体	2,306	1,141	939	367	522	102	180	621	367
	100.0	49.5	40.7	15.9	22.6	4.4	7.8	26.9	15.9
喫茶店	129	46	55	18	24	10	6	18	23
	100.0	35.7	42.6	14.0	18.6	7.8	4.7	14.0	17.8
ファミリーレストラン	73	36	23	6	9	2	5	7	10
	100.0	49.3	31.5	8.2	12.3	2.7	6.8	9.6	13.7
そば・うどん店	199	83	93	42	61	12	11	59	37
	100.0	41.7	46.7	21.1	30.7	6.0	5.5	29.6	18.6
寿司店	98	36	42	20	20	5	7	21	19
	100.0	36.7	42.9	20.4	20.4	5.1	7.1	21.4	19.4
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	127	69	61	28	32	11	5	23	14
	100.0	54.3	48.0	22.0	25.2	8.7	3.9	18.1	11.0
西洋料理店	304	113	131	44	71	12	22	65	65
	100.0	37.2	43.1	14.5	23.4	3.9	7.2	21.4	21.4
中華料理店	279	165	112	56	66	14	21	94	44
	100.0	59.1	40.1	20.1	23.7	5.0	7.5	33.7	15.8
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	111	54	44	18	26	1	7	30	12
	100.0	48.6	39.6	16.2	23.4	0.9	6.3	27.0	10.8
一般食堂	111	45	51	22	15	5	10	31	15
	100.0	40.5	45.9	19.8	13.5	4.5	9.0	27.9	13.5
ファーストフード店	29	13	8	5	4	0	0	2	5
	100.0	44.8	27.6	17.2	13.8	0.0	0.0	6.9	17.2
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	45	27	18	4	11	2	3	18	6
	100.0	60.0	40.0	8.9	24.4	4.4	6.7	40.0	13.3
料亭	7	5	2	1	3	1	1	2	1
	100.0	71.4	28.6	14.3	42.9	14.3	14.3	28.6	14.3
小料理店	24	9	7	1	3	0	2	6	1
	100.0	37.5	29.2	4.2	12.5	0.0	8.3	25.0	4.2
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	145	61	57	22	34	7	9	39	25
	100.0	42.1	39.3	15.2	23.4	4.8	6.2	26.9	17.2
酒場、ビヤホール	541	341	195	73	121	19	69	179	77
	100.0	63.0	36.0	13.5	22.4	3.5	12.8	33.1	14.2
その他	75	32	35	5	20	1	2	22	13
	100.0	42.7	46.7	6.7	26.7	1.3	2.7	29.3	17.3

※太枠は各業種で最も割合が高い全面禁煙にした理由

2/2 業種	(n) 割合	9. 料理や飲み物の味や香りを 楽しんでもらうため	10. 売上が上がることが見込ま れるため	11. 所属する組合やチェーン本 部の方針のため	12. 入居しているビル等の方針 のため	13. その他	14. 特にない	無回答
全体	2,306 100.0	671 29.1	69 3.0	151 6.5	164 7.1	150 6.5	78 3.4	86 3.7
喫茶店	129 100.0	36 27.9	5 3.9	6 4.7	15 11.6	12 9.3	5 3.9	4 3.1
ファミリーレストラン	73 100.0	10 13.7	2 2.7	30 41.1	4 5.5	6 8.2	0 0.0	2 2.7
そば・うどん店	199 100.0	66 33.2	5 2.5	11 5.5	15 7.5	15 7.5	8 4.0	6 3.0
寿司店	98 100.0	37 37.8	2 2.0	13 13.3	9 9.2	5 5.1	6 6.1	4 4.1
日本料理店（そば・うどん店、寿司店を除く）	127 100.0	35 27.6	4 3.1	5 3.9	9 7.1	7 5.5	3 2.4	4 3.1
西洋料理店	304 100.0	167 54.9	7 2.3	14 4.6	34 11.2	19 6.3	2 0.7	3 1.0
中華料理店	279 100.0	67 24.0	14 5.0	12 4.3	22 7.9	10 3.6	5 1.8	11 3.9
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	111 100.0	35 31.5	5 4.5	11 9.9	9 8.1	6 5.4	6 5.4	2 1.8
一般食堂	111 100.0	14 12.6	3 2.7	4 3.6	4 3.6	10 9.0	7 6.3	7 6.3
ファーストフード店	29 100.0	4 13.8	1 3.4	7 24.1	2 6.9	3 10.3	0 0.0	0 0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	45 100.0	7 15.6	1 2.2	3 6.7	2 4.4	4 8.9	1 2.2	2 4.4
料亭	7 100.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
小料理店	24 100.0	4 16.7	0 0.0	0 0.0	3 12.5	3 12.5	0 0.0	4 16.7
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	145 100.0	35 24.1	5 3.4	3 2.1	3 2.1	10 6.9	10 6.9	10 6.9
酒場、ビヤホール	541 100.0	126 23.3	15 2.8	26 4.8	19 3.5	32 5.9	22 4.1	22 4.1
その他	75 100.0	26 34.7	0 0.0	5 6.7	13 17.3	7 9.3	3 4.0	3 4.0

※太枠は各業種で最も割合が高い全面禁煙にした理由

業種別全面禁煙、喫煙専用室設置の予定の有無（問 21）

全体では『3. 未定』59.6%の割合が最も高かった。母数（n）の最も大きい業種「酒場、ビヤホール」では、『1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定』、『2. いずれは「喫煙専用室」を設置する予定』がともに8.9%、『3. 未定』が69.9%であった。

業 種	(n) 割合	1. 予 定 全 面 禁 煙 に す る 予 定 い ず れ は 屋 内 を	2. 予 定 専 用 室 を 設 置 す る 予 定 い ず れ は 「 喫 煙 専 用 室 」 を 設 置 す る 予 定	3. 未 定	無 回 答
全 体	342	47	28	204	63
	100.0	13.7	8.2	59.6	18.4
喫茶店	10	0	1	7	2
	100.0	0.0	10.0	70.0	20.0
ファミリーレストラン	2	1	0	0	1
	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
そば・うどん店	7	3	1	1	2
	100.0	42.9	14.3	14.3	28.6
寿司店	6	3	0	2	1
	100.0	50.0	0.0	33.3	16.7
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	13	2	2	5	4
	100.0	15.4	15.4	38.5	30.8
西洋料理店	11	0	1	8	2
	100.0	0.0	9.1	72.7	18.2
中華料理店	33	12	2	10	9
	100.0	36.4	6.1	30.3	27.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	8	1	2	3	2
	100.0	12.5	25.0	37.5	25.0
一般食堂	18	2	3	6	7
	100.0	11.1	16.7	33.3	38.9
ファーストフード店	2	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	3	1	0	1	1
	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3
料亭	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小料理店	7	0	0	3	4
	100.0	0.0	0.0	42.9	57.1
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	90	10	5	66	9
	100.0	11.1	5.6	73.3	10.0
酒場、ビヤホール	123	11	11	86	15
	100.0	8.9	8.9	69.9	12.2
その他	7	0	0	4	3
	100.0	0.0	0.0	57.1	42.9

※太枠は各業種で最も割合が高い全面禁煙、喫煙専用室設置の予定の有無（『無回答』は除く）

業種別喫煙室設置の基準（問 22）

全体では『1. 「ア 技術的基準」に基づいて設置した』49.0%の割合が高く、母数（n）の大きい「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」で56.7%、「酒場、ビヤホール」で49.5%であった。

業 種	(n) 割合	1. 「ア 技術的基準」 に基づいて設置した	2. 「イ 過措置」 に基づいて設置した	無 回 答
全 体	606	297	161	148
	100.0	49.0	26.6	24.4
喫茶店	21	15	3	3
	100.0	71.4	14.3	14.3
ファミリーレストラン	4	2	1	1
	100.0	50.0	25.0	25.0
そば・うどん店	14	5	8	1
	100.0	35.7	57.1	7.1
寿司店	12	5	5	2
	100.0	41.7	41.7	16.7
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	22	9	7	6
	100.0	40.9	31.8	27.3
西洋料理店	24	16	3	5
	100.0	66.7	12.5	20.8
中華料理店	48	13	19	16
	100.0	27.1	39.6	33.3
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	15	4	8	3
	100.0	26.7	53.3	20.0
一般食堂	19	0	10	9
	100.0	0.0	52.6	47.4
ファーストフード店	2	1	0	1
	100.0	50.0	0.0	50.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	9	7	1	1
	100.0	77.8	11.1	11.1
料亭	2	1	0	1
	100.0	50.0	0.0	50.0
小料理店	9	3	1	5
	100.0	33.3	11.1	55.6
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	187	106	48	33
	100.0	56.7	25.7	17.6
酒場、ビヤホール	204	101	46	57
	100.0	49.5	22.5	27.9
その他	12	8	1	3
	100.0	66.7	8.3	25.0

※太枠は各業種で最も割合が高い喫煙室設置の基準（『無回答』は除く）

業種別問 19 の 3～9 の対応理由（問 23）

全体では『6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため』30.0%の割合が高く（『無回答』は除く）、
「喫茶店」、「ファミリーレストラン」、「中華料理店」など 8 業種（「その他」含む）で最も高い割合であった。

1/2 業 種	(n) 割 合	1. 改正健康増進法・東京都受 動喫煙防止条例で受動喫煙 対策が必要になったため	2. お客様の受動喫煙による健 康影響を防ぐため	3. お客様からの要望があつた ため	4. 従業員の受動喫煙による健 康影響を防ぐため	5. 従業員からの要望があつた ため	6. 喫煙者にも非喫煙者にも利 用してほしいため	7. 完全分煙の店としてアピー ルするため
全 体	676 100.0	193 28.6	122 18.0	151 22.3	76 11.2	46 6.8	203 30.0	42 6.2
喫茶店	21 100.0	8 38.1	5 23.8	1 4.8	3 14.3	0 0.0	8 38.1	2 9.5
ファミリーレストラン	4 100.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
そば・うどん店	17 100.0	4 23.5	4 23.5	3 17.6	3 17.6	3 17.6	3 17.6	3 17.6
寿司店	13 100.0	6 46.2	4 30.8	2 15.4	4 30.8	2 15.4	4 30.8	2 15.4
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	35 100.0	15 42.9	11 31.4	5 14.3	9 25.7	3 8.6	7 20.0	1 2.9
西洋料理店	30 100.0	9 30.0	11 36.7	7 23.3	8 26.7	7 23.3	8 26.7	8 26.7
中華料理店	55 100.0	10 18.2	10 18.2	14 25.5	8 14.5	5 9.1	14 25.5	5 9.1
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	20 100.0	2 10.0	3 15.0	5 25.0	2 10.0	5 25.0	2 10.0	3 15.0
一般食堂	28 100.0	2 7.1	8 28.6	7 25.0	2 7.1	2 7.1	5 17.9	1 3.6
ファーストフード店	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	2 22.2	1 11.1	4 44.4	1 11.1
料亭	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
小料理店	9 100.0	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	2 22.2	0 0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	193 100.0	56 29.0	15 7.8	48 24.9	5 2.6	5 2.6	69 35.8	5 2.6
酒場、ビヤホール	224 100.0	72 32.1	44 19.6	53 23.7	27 12.1	12 5.4	72 32.1	11 4.9
その他	12 100.0	2 16.7	1 8.3	2 16.7	1 8.3	0 0.0	2 16.7	0 0.0

※太枠は各業種で最も割合が高い問 19 の 3～9 の対応理由（『無回答』は除く）

2/2 業種	(n) 割合	8. 料理や飲み物の味や香りを 楽しんでもらうため	9. 売上が上がることが見込ま れるため	10. 所属する組合やチェーン本 部の方針のため	11. 入居しているビル等の方針 のため	12. その他	13. 特にない	無回答
全 体	676	40	67	19	4	20	24	153
	100.0	5.9	9.9	2.8	0.6	3.0	3.6	22.6
喫茶店	21	0	2	1	0	1	2	5
	100.0	0.0	9.5	4.8	0.0	4.8	9.5	23.8
ファミリーレストラン	4	0	0	1	0	0	0	3
	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0
そば・うどん店	17	4	3	2	0	0	2	2
	100.0	23.5	17.6	11.8	0.0	0.0	11.8	11.8
寿司店	13	1	0	1	0	1	0	2
	100.0	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	15.4
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	35	1	3	0	0	1	1	4
	100.0	2.9	8.6	0.0	0.0	2.9	2.9	11.4
西洋料理店	30	8	1	4	1	1	0	7
	100.0	26.7	3.3	13.3	3.3	3.3	0.0	23.3
中華料理店	55	3	7	1	0	0	2	13
	100.0	5.5	12.7	1.8	0.0	0.0	3.6	23.6
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	20	0	2	1	0	0	0	4
	100.0	0.0	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0	20.0
一般食堂	28	0	1	0	0	2	1	9
	100.0	0.0	3.6	0.0	0.0	7.1	3.6	32.1
ファーストフード店	2	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	9	1	1	0	0	0	0	2
	100.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
料亭	2	0	0	0	1	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0
小料理店	9	0	1	0	0	0	0	5
	100.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	193	7	22	3	0	11	4	38
	100.0	3.6	11.4	1.6	0.0	5.7	2.1	19.7
酒場、ビヤホール	224	15	24	4	2	3	11	51
	100.0	6.7	10.7	1.8	0.9	1.3	4.9	22.8
その他	12	0	0	1	0	0	1	5
	100.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	41.7

※太枠は各業種で最も割合が高い問 19 の 3~9 の対応理由（『無回答』は除く）

業種別問 19 の取り組みを決める際に参考にしたもの (問 24)

特出して割合の高い選択肢はなく、全体で『3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど』18.9%の割合が最も高かった。『9. 同業者や近隣店舗からの情報 (口コミ)』でみると、「喫茶店」、「そば・うどん店」、「一般食堂」、「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」の業種で割合が最も高かった。

1/2 業 種	(n) 割合	1. 東京都受動喫煙防止対策相 談窓口(0570-069 690(もくもくゼロ))へ の問合せ	2. 喫煙専用室等設置に係る東 京都専門アドバイザー派遣 事業(現地での助言等)	3. 東京都が発行している施設 管理者向けハンドブックや 東京都ホームページなど	4. 区市町村窓口・保健所等へ の問合せ、広報紙、チラ シ、ホームページなど	5. 東京都や区市町村が開催す る事業者説明会、各種講習 会など	6. 国(厚生労働省)の情報 (ホームページなど)	7. 加盟している団体(協会や 組合など) ※講習会や機関 紙(誌)を含む	8. 業界紙(誌)・専門紙(誌)
全 体	3,135	131	80	593	462	89	228	272	124
	100.0	4.2	2.6	18.9	14.7	2.8	7.3	8.7	4.0
喫茶店	163	8	3	19	19	5	13	14	5
	100.0	4.9	1.8	11.7	11.7	3.1	8.0	8.6	3.1
ファミリーレストラン	79	6	2	13	9	2	8	13	2
	100.0	7.6	2.5	16.5	11.4	2.5	10.1	16.5	2.5
そば・うどん店	234	7	2	33	26	7	11	35	11
	100.0	3.0	0.9	14.1	11.1	3.0	4.7	15.0	4.7
寿司店	116	3	1	23	17	3	13	13	8
	100.0	2.6	0.9	19.8	14.7	2.6	11.2	11.2	6.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	6	2	27	25	7	11	14	4
	100.0	3.4	1.1	15.3	14.1	4.0	6.2	7.9	2.3
西洋料理店	342	12	1	64	39	5	22	15	13
	100.0	3.5	0.3	18.7	11.4	1.5	6.4	4.4	3.8
中華料理店	349	18	13	65	66	18	24	33	18
	100.0	5.2	3.7	18.6	18.9	5.2	6.9	9.5	5.2
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	2	3	25	24	3	10	8	3
	100.0	1.4	2.0	16.9	16.2	2.0	6.8	5.4	2.0
一般食堂	157	2	1	20	23	9	7	14	5
	100.0	1.3	0.6	12.7	14.6	5.7	4.5	8.9	3.2
ファーストフード店	33	0	0	3	1	2	1	5	1
	100.0	0.0	0.0	9.1	3.0	6.1	3.0	15.2	3.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	2	3	14	15	0	4	5	4
	100.0	3.6	5.4	25.0	26.8	0.0	7.1	8.9	7.1
料亭	9	0	0	2	0	0	0	1	0
	100.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
小料理店	29	1	3	3	7	3	3	1	0
	100.0	3.4	10.3	10.3	24.1	10.3	10.3	3.4	0.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	15	18	71	54	9	20	38	13
	100.0	4.2	5.1	20.1	15.3	2.5	5.7	10.8	3.7
酒場、ビヤホール	795	48	26	188	125	15	66	58	35
	100.0	6.0	3.3	23.6	15.7	1.9	8.3	7.3	4.4
その他	85	1	1	18	12	1	13	4	1
	100.0	1.2	1.2	21.2	14.1	1.2	15.3	4.7	1.2

※太枠は各業種で最も割合が高い問 19 の取り組みを決める際に参考にしたもの(『13. その他』『14. 特になし』『無回答』は除く)

業種別新型コロナウイルス感染症対策の現在の対応（問 25）

全体及び全ての業種で『6. 以前から喫煙室を設置していない』の割合が最も高く（「料亭」は同率）、「西洋料理店」で 59.4%、「寿司店」で 51.7%であった。

業種	(n) 割合	1. 喫煙室を一時閉鎖している	2. 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようするための注意書きの掲示等を行っている	3. 新型コロナウイルス感染症対策を認識し禁煙とした（喫煙室を撤去した）	4. 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	5. 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	6. 以前から喫煙室を設置していない	7. その他	無回答
全体	3,135	249	268	54	49	158	1,485	320	552
	100.0	7.9	8.5	1.7	1.6	5.0	47.4	10.2	17.6
喫茶店	163	18	14	1	1	5	82	16	26
	100.0	11.0	8.6	0.6	0.6	3.1	50.3	9.8	16.0
ファミリーレストラン	79	18	6	1	0	2	34	2	16
	100.0	22.8	7.6	1.3	0.0	2.5	43.0	2.5	20.3
そば・うどん店	234	15	8	2	3	3	120	29	54
	100.0	6.4	3.4	0.9	1.3	1.3	51.3	12.4	23.1
寿司店	116	7	7	6	0	5	60	14	17
	100.0	6.0	6.0	5.2	0.0	4.3	51.7	12.1	14.7
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	35	10	2	1	7	82	16	24
	100.0	19.8	5.6	1.1	0.6	4.0	46.3	9.0	13.6
西洋料理店	342	9	31	3	3	10	203	16	67
	100.0	2.6	9.1	0.9	0.9	2.9	59.4	4.7	19.6
中華料理店	349	30	16	6	5	16	166	40	70
	100.0	8.6	4.6	1.7	1.4	4.6	47.6	11.5	20.1
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	16	9	3	3	1	73	15	28
	100.0	10.8	6.1	2.0	2.0	0.7	49.3	10.1	18.9
一般食堂	157	24	8	6	1	5	57	29	27
	100.0	15.3	5.1	3.8	0.6	3.2	36.3	18.5	17.2
ファーストフード店	33	6	1	3	0	0	17	3	3
	100.0	18.2	3.0	9.1	0.0	0.0	51.5	9.1	9.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	1	3	1	2	3	26	7	13
	100.0	1.8	5.4	1.8	3.6	5.4	46.4	12.5	23.2
料亭	9	0	4	0	0	0	4	1	0
	100.0	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	44.4	11.1	0.0
小料理店	29	0	1	1	0	2	13	3	9
	100.0	0.0	3.4	3.4	0.0	6.9	44.8	10.3	31.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	18	50	10	15	43	123	53	41
	100.0	5.1	14.2	2.8	4.2	12.2	34.8	15.0	11.6
酒場、ビヤホール	795	50	90	9	14	55	371	74	132
	100.0	6.3	11.3	1.1	1.8	6.9	46.7	9.3	16.6
その他	85	2	8	0	1	1	50	2	21
	100.0	2.4	9.4	0.0	1.2	1.2	58.8	2.4	24.7

※太枠は各業種で最も割合が高い新型コロナウイルス感染症対策の現在の対応

業種別屋外の喫煙場所などの状況（問 26）

「お好み焼き店、もんじゃ焼き店」、「小料理店」、「酒場、ビヤホール」では『1. 屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置』の割合が最も高く、全体及び他業種では『5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない』の割合が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 屋外に喫煙場所（灰皿等）を設置	2. 屋外に喫煙用の客席を設置（例：テラス席・屋上の席など）	3. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している	4. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している	5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない	6. 無回答
全 体	3,135	817	60	174	257	1,357	470
	100.0	26.1	1.9	5.6	8.2	43.3	15.0
喫茶店	163	16	5	6	9	102	25
	100.0	9.8	3.1	3.7	5.5	62.6	15.3
ファミリーレストラン	79	7	0	3	14	40	15
	100.0	8.9	0.0	3.8	17.7	50.6	19.0
そば・うどん店	234	55	0	8	19	113	39
	100.0	23.5	0.0	3.4	8.1	48.3	16.7
寿司店	116	36	2	7	8	48	15
	100.0	31.0	1.7	6.0	6.9	41.4	12.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	38	1	4	9	103	22
	100.0	21.5	0.6	2.3	5.1	58.2	12.4
西洋料理店	342	77	8	12	26	167	52
	100.0	22.5	2.3	3.5	7.6	48.8	15.2
中華料理店	349	107	6	11	39	126	60
	100.0	30.7	1.7	3.2	11.2	36.1	17.2
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	37	4	5	8	68	26
	100.0	25.0	2.7	3.4	5.4	45.9	17.6
一般食堂	157	35	1	1	12	86	22
	100.0	22.3	0.6	0.6	7.6	54.8	14.0
ファーストフード店	33	2	1	0	2	26	2
	100.0	6.1	3.0	0.0	6.1	78.8	6.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	20	1	4	7	14	10
	100.0	35.7	1.8	7.1	12.5	25.0	17.9
料亭	9	1	1	1	1	5	0
	100.0	11.1	11.1	11.1	11.1	55.6	0.0
小料理店	29	8	0	3	3	4	11
	100.0	27.6	0.0	10.3	10.3	13.8	37.9
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	60	12	46	25	159	51
	100.0	17.0	3.4	13.0	7.1	45.0	14.4
酒場、ビヤホール	795	295	15	59	66	258	102
	100.0	37.1	1.9	7.4	8.3	32.5	12.8
その他	85	21	3	3	9	34	15
	100.0	24.7	3.5	3.5	10.6	40.0	17.6

※太枠は各業種で最も割合が高い屋外の喫煙場所などの状況（『無回答』は除く）

業種別喫煙室を設置した場合の喫煙室・店頭への適切な表示（問 27）

「日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕」、「一般食堂」、「料亭」では『2. 表示していない』の割合が高く、全体及び他業種では『1. 表示している』の割合が高い。『1. 表示している』でみると「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」の64.3%が最も高く、『2. 表示していない』でみると「料亭」55.6%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 表示 している	2. 表示 して いない	無 回 答
全 体	3,135	1,684	1,127	324
	100.0	53.7	35.9	10.3
喫茶店	163	82	59	22
	100.0	50.3	36.2	13.5
ファミリーレストラン	79	50	14	15
	100.0	63.3	17.7	19.0
そば・うどん店	234	122	87	25
	100.0	52.1	37.2	10.7
寿司店	116	57	50	9
	100.0	49.1	43.1	7.8
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	78	88	11
	100.0	44.1	49.7	6.2
西洋料理店	342	178	127	37
	100.0	52.0	37.1	10.8
中華料理店	349	184	130	35
	100.0	52.7	37.2	10.0
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	65	61	22
	100.0	43.9	41.2	14.9
一般食堂	157	64	75	18
	100.0	40.8	47.8	11.5
ファーストフード店	33	21	10	2
	100.0	63.6	30.3	6.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	32	15	9
	100.0	57.1	26.8	16.1
料亭	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
小料理店	29	11	9	9
	100.0	37.9	31.0	31.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	227	99	27
	100.0	64.3	28.0	7.6
酒場、ビヤホール	795	461	266	68
	100.0	58.0	33.5	8.6
その他	85	41	31	13
	100.0	48.2	36.5	15.3

※太枠は各業種で最も割合が高い喫煙室を設置した場合の喫煙室・店頭への適切な表示

業種別喫煙室・店頭へ表示をしていない理由（問 28）

特出して割合の高い選択肢はなく、全体で『1. 表示が義務化されていることを知らなかったため』23.8%、『3. 表示しなくてもトラブルがないため』22.5%の順で割合が高かった（『無回答』は除く）。『4. どのような表示にしていかわからないため』でみると、「一般食堂」32.3%が最も高かった。

業 種	(n) 割合	1. 表示が義務化されていることを知らなかったため	2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	3. 表示しなくてもトラブルがないため	4. どのような表示にしていかわからないため	5. ステッカー等を持っていないため
全 体	1,451	346	165	327	233	176
	100.0	23.8	11.4	22.5	16.1	12.1
喫茶店	81	17	3	10	13	9
	100.0	21.0	3.7	12.3	16.0	11.1
ファミリーレストラン	29	3	2	4	2	1
	100.0	10.3	6.9	13.8	6.9	3.4
そば・うどん店	112	26	5	21	17	13
	100.0	23.2	4.5	18.8	15.2	11.6
寿司店	59	15	10	14	16	10
	100.0	25.4	16.9	23.7	27.1	16.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	99	21	11	29	26	7
	100.0	21.2	11.1	29.3	26.3	7.1
西洋料理店	164	48	27	40	12	21
	100.0	29.3	16.5	24.4	7.3	12.8
中華料理店	165	34	22	41	28	32
	100.0	20.6	13.3	24.8	17.0	19.4
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	83	22	4	17	13	11
	100.0	26.5	4.8	20.5	15.7	13.3
一般食堂	93	17	4	37	30	7
	100.0	18.3	4.3	39.8	32.3	7.5
ファーストフード店	12	2	0	2	2	1
	100.0	16.7	0.0	16.7	16.7	8.3
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	24	3	5	2	4	2
	100.0	12.5	20.8	8.3	16.7	8.3
料亭	5	2	1	2	0	0
	100.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0
小料理店	18	1	3	2	1	2
	100.0	5.6	16.7	11.1	5.6	11.1
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	126	28	24	28	24	15
	100.0	22.2	19.0	22.2	19.0	11.9
酒場、ビアホール	334	94	38	72	44	42
	100.0	28.1	11.4	21.6	13.2	12.6
その他	44	13	6	6	1	3
	100.0	29.5	13.6	13.6	2.3	6.8

※太枠は各業種で最も割合が高い喫煙室・店頭へ表示をしていない理由（『8. その他』『無回答』は除く）

2/2 業 種	(n) 割合	6. 標識のデザイン等が店の外 観に合わないため	7. 必要性を感じないため	8. その他	無回答
全 体	1,451	72	169	130	364
	100.0	5.0	11.6	9.0	25.1
喫茶店	81	6	7	12	25
	100.0	7.4	8.6	14.8	30.9
ファミリーレストラン	29	0	0	4	16
	100.0	0.0	0.0	13.8	55.2
そば・うどん店	112	1	12	11	30
	100.0	0.9	10.7	9.8	26.8
寿司店	59	3	10	6	10
	100.0	5.1	16.9	10.2	16.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	99	3	7	6	16
	100.0	3.0	7.1	6.1	16.2
西洋料理店	164	26	36	20	40
	100.0	15.9	22.0	12.2	24.4
中華料理店	165	3	21	12	41
	100.0	1.8	12.7	7.3	24.8
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	83	2	10	4	24
	100.0	2.4	12.0	4.8	28.9
一般食堂	93	1	10	5	18
	100.0	1.1	10.8	5.4	19.4
ファーストフード店	12	2	4	0	3
	100.0	16.7	33.3	0.0	25.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	24	0	2	1	10
	100.0	0.0	8.3	4.2	41.7
料亭	5	0	0	1	0
	100.0	0.0	0.0	20.0	0.0
小料理店	18	0	2	0	9
	100.0	0.0	11.1	0.0	50.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	126	13	9	7	29
	100.0	10.3	7.1	5.6	23.0
酒場、ビヤホール	334	12	33	31	76
	100.0	3.6	9.9	9.3	22.8
その他	44	0	6	10	14
	100.0	0.0	13.6	22.7	31.8

※太枠は各業種で最も割合が高い喫煙室・店頭へ表示をしていない理由（『8. その他』『無回答』は除く）

業種別東京都作成のステッカーの利用意向（問 29）

「ファーストフード店」以外の全体及び各業種で『1. 使いたい』の割合が高かった（「その他」は同率）。最も母数（n）の大きい「酒場、ビヤホール」では、『1. 使いたい』57.8%、『2. 使うつもりはない』17.4%であった。

業 種	(n) 割合	1. 使 いた い	2. 使 う つ も り は な い	無 回 答
全 体	1,451	811	259	381
	100.0	55.9	17.8	26.3
喫茶店	81	43	11	27
	100.0	53.1	13.6	33.3
ファミリーレストラン	29	11	3	15
	100.0	37.9	10.3	51.7
そば・うどん店	112	65	17	30
	100.0	58.0	15.2	26.8
寿司店	59	37	11	11
	100.0	62.7	18.6	18.6
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	99	75	13	11
	100.0	75.8	13.1	11.1
西洋料理店	164	65	51	48
	100.0	39.6	31.1	29.3
中華料理店	165	101	27	37
	100.0	61.2	16.4	22.4
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	83	45	12	26
	100.0	54.2	14.5	31.3
一般食堂	93	63	9	21
	100.0	67.7	9.7	22.6
ファーストフード店	12	4	5	3
	100.0	33.3	41.7	25.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	24	10	3	11
	100.0	41.7	12.5	45.8
料亭	5	4	1	0
	100.0	80.0	20.0	0.0
小料理店	18	9	0	9
	100.0	50.0	0.0	50.0
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	126	71	24	31
	100.0	56.3	19.0	24.6
酒場、ビヤホール	334	193	58	83
	100.0	57.8	17.4	24.9
その他	44	14	14	16
	100.0	31.8	31.8	36.4

※太枠は各業種で最も割合が高い東京都作成のステッカーの利用意向（『無回答』は除く）

業種別受動喫煙防止の取組を進めるための東京都への要望（問 30）

特出して高い割合の選択肢はないが全ての要望選択肢に回答がよせられている。『7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい』では、「喫茶店」、「寿司店」、「西洋料理店」など 8 業種（「その他」含む）で最も高い割合であった。

業種	(n) 割合	1. 改正健康増進法及び東京都 受動喫煙防止条例について 飲食店を含む事業者にも と周知してほしい	2. 受動喫煙による健康影響に ついて、もっと広く周知し てほしい	3. 参考となる受動喫煙対策の 事例について、もっと紹介 してほしい	4. 団体や飲食店の取組を、経 済的・技術的に支援をして ほしい	5. 店内の喫煙状況を店頭に表示 できる、より使いやすい ステッカーなどの掲示物を 作成し、配布してほしい
全体	3,135 100.0	551 17.6	598 19.1	279 8.9	731 23.3	537 17.1
喫茶店	163 100.0	28 17.2	36 22.1	11 6.7	33 20.2	26 16.0
ファミリーレストラン	79 100.0	24 30.4	18 22.8	9 11.4	19 24.1	12 15.2
そば・うどん店	234 100.0	44 18.8	56 23.9	21 9.0	49 20.9	48 20.5
寿司店	116 100.0	17 14.7	31 26.7	17 14.7	25 21.6	23 19.8
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177 100.0	32 18.1	26 14.7	22 12.4	46 26.0	31 17.5
西洋料理店	342 100.0	62 18.1	65 19.0	21 6.1	61 17.8	40 11.7
中華料理店	349 100.0	67 19.2	81 23.2	38 10.9	76 21.8	70 20.1
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148 100.0	26 17.6	26 17.6	10 6.8	26 17.6	26 17.6
一般食堂	157 100.0	22 14.0	47 29.9	16 10.2	35 22.3	30 19.1
ファーストフード店	33 100.0	6 18.2	5 15.2	5 15.2	6 18.2	4 12.1
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56 100.0	9 16.1	9 16.1	2 3.6	12 21.4	9 16.1
料亭	9 100.0	0 0.0	1 11.1	2 22.2	3 33.3	1 11.1
小料理店	29 100.0	5 17.2	3 10.3	2 6.9	7 24.1	6 20.7
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353 100.0	56 15.9	56 15.9	26 7.4	90 25.5	45 12.7
酒場、ビアホール	795 100.0	132 16.6	121 15.2	72 9.1	228 28.7	151 19.0
その他	85 100.0	17 20.0	13 15.3	3 3.5	13 15.3	14 16.5

※太枠は各業種で最も割合が高い受動喫煙防止の取組を進めるための東京都への要望（『9. 特になし』は除く）

2/2 業種	(n) 割合	6. 国や都 民や観光客等にもっと周知 してほしい	7. 行政による公衆喫煙所の整 備をもっと進めてほしい	8. その他	9. 特 に ない	無 回 答
全 体	3,135	505	714	140	746	223
	100.0	16.1	22.8	4.5	23.8	7.1
喫茶店	163	30	41	5	42	13
	100.0	18.4	25.2	3.1	25.8	8.0
ファミリーレストラン	79	10	14	1	21	6
	100.0	12.7	17.7	1.3	26.6	7.6
そば・うどん店	234	39	31	6	50	18
	100.0	16.7	13.2	2.6	21.4	7.7
寿司店	116	25	31	0	27	8
	100.0	21.6	26.7	0.0	23.3	6.9
日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕	177	22	33	5	42	14
	100.0	12.4	18.6	2.8	23.7	7.9
西洋料理店	342	55	72	17	100	24
	100.0	16.1	21.1	5.0	29.2	7.0
中華料理店	349	59	70	6	61	32
	100.0	16.9	20.1	1.7	17.5	9.2
焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	148	24	33	7	43	10
	100.0	16.2	22.3	4.7	29.1	6.8
一般食堂	157	32	26	3	31	13
	100.0	20.4	16.6	1.9	19.7	8.3
ファーストフード店	33	4	10	2	7	0
	100.0	12.1	30.3	6.1	21.2	0.0
お好み焼き店、もんじゃ焼き店	56	15	12	2	12	6
	100.0	26.8	21.4	3.6	21.4	10.7
料亭	9	1	2	0	2	1
	100.0	11.1	22.2	0.0	22.2	11.1
小料理店	29	4	10	1	6	4
	100.0	13.8	34.5	3.4	20.7	13.8
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	353	54	91	30	93	15
	100.0	15.3	25.8	8.5	26.3	4.2
酒場、ビヤホール	795	122	215	49	180	47
	100.0	15.3	27.0	6.2	22.6	5.9
その他	85	8	19	6	27	11
	100.0	9.4	22.4	7.1	31.8	12.9

※太枠は各業種で最も割合が高い受動喫煙防止の取組を進めるための東京都への要望（『9. 特になし』は除く）

III 經年比較

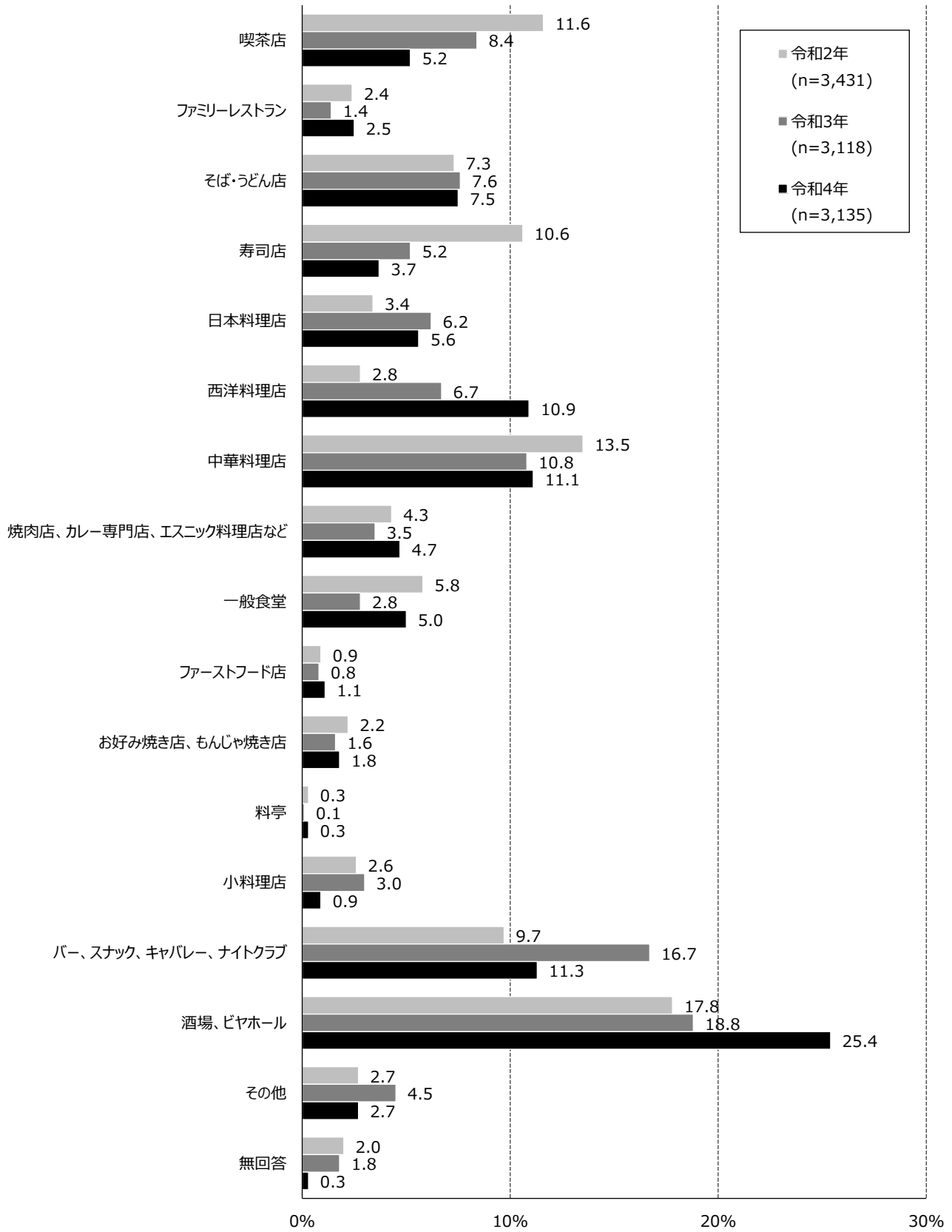
問1 業種

各年度とも『15. 酒場、ビヤホール』の割合が最も高かった。「令和2年」では、『15. 酒場、ビヤホール』17.8%、『7. 中華料理店』13.5%、『1. 喫茶店』11.6%の順で、「令和3年」では、『15. 酒場、ビヤホール』18.8%、『14. バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ』16.7%、『7. 中華料理店』10.8%の順で、「令和4年」でも、「令和3年」と同じく『15. 酒場、ビヤホール』25.4%、『14. バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ』11.3%、『7. 中華料理店』11.1%の順で割合が高かった。

年度	(n) 割合	1. 喫茶店	2. ファミリーレストラン	3. そば・うどん店	4. 寿司店	5. 日本料理店	6. 西洋料理店	7. 中華料理店	8. 焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	9. 一般食堂
		令和2年	3,431	398	83	251	364	116	95	463
	100.0	11.6	2.4	7.3	10.6	3.4	2.8	13.5	4.3	5.8
令和3年	3,118	262	44	236	163	194	210	338	110	88
	100.0	8.4	1.4	7.6	5.2	6.2	6.7	10.8	3.5	2.8
令和4年	3,135	163	79	234	116	177	342	349	148	157
	100.0	5.2	2.5	7.5	3.7	5.6	10.9	11.1	4.7	5.0

年度	(n) 割合	10. ファーストフード店	11. お好み焼き店、もんじゃ焼き店	12. 料亭	13. 小料理店	14. バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ	15. 酒場、ビヤホール	16. その他	無回答
		令和2年	3,431	32	74	11	90	334	612
	100.0	0.9	2.2	0.3	2.6	9.7	17.8	2.7	2.0
令和3年	3,118	24	49	4	92	522	585	140	57
	100.0	0.8	1.6	0.1	3.0	16.7	18.8	4.5	1.8
令和4年	3,135	33	56	9	29	353	795	85	10
	100.0	1.1	1.8	0.3	0.9	11.3	25.4	2.7	0.3

※太枠は各年度で最も割合が高い業種



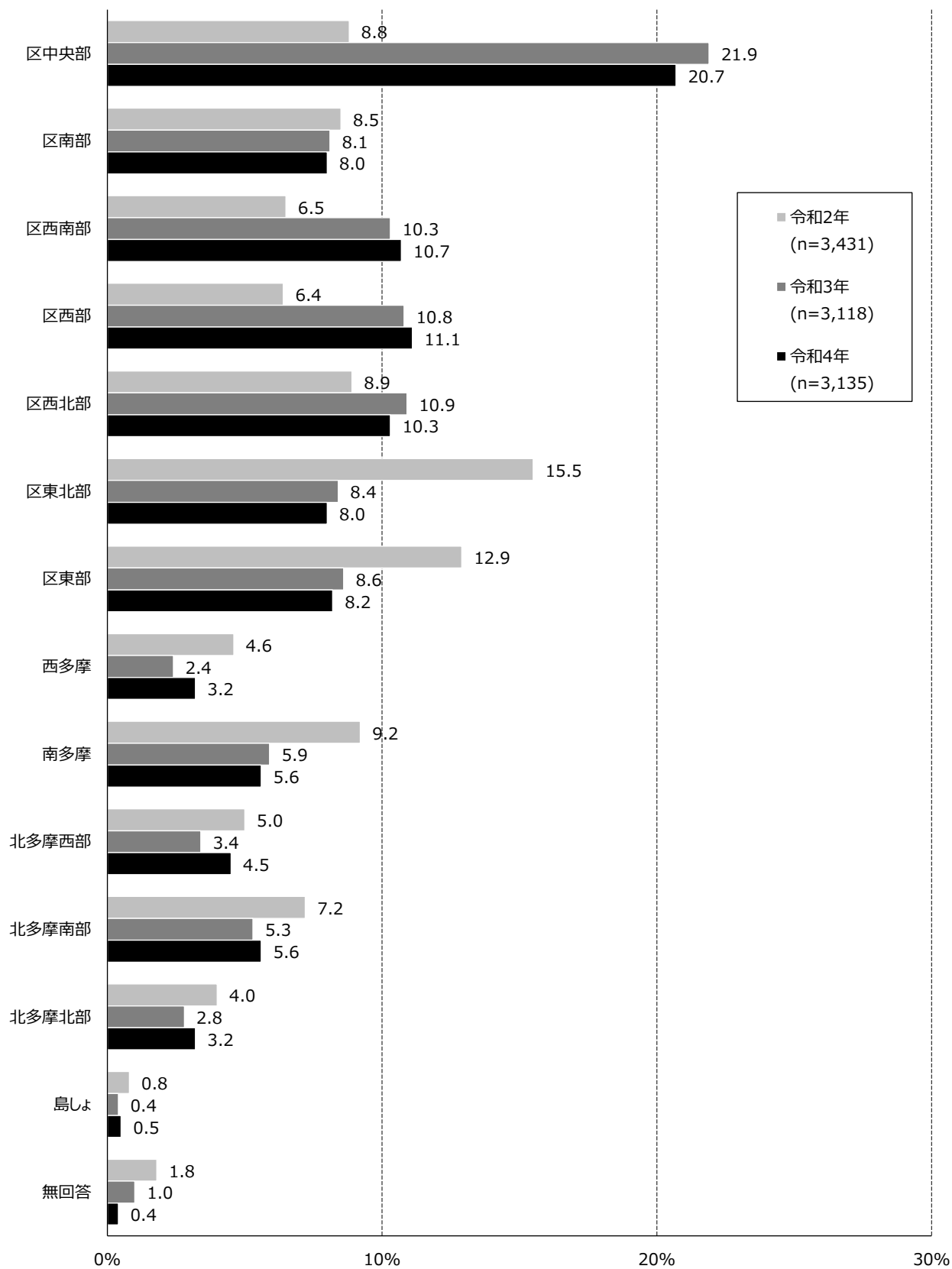
問2 所在地

「令和2年」では、『6. 区東北部』15.5%の割合が最も高く、『7. 区東部』12.9%、『9. 南多摩』9.2%と続く。「令和3年」では、『1. 区中央部』21.9%、『5. 区西北部』10.9%、『4. 区西部』10.8%の順、「令和4年」では、『1. 区中央部』20.7%、『4. 区西部』11.1%、『3. 区西南部』10.7%の順で割合が高かった。

年度	(n) 割合	1. 区中央部	2. 区南部	3. 区西南部	4. 区西部	5. 区西北部	6. 区東北部	7. 区東部	8. 西多摩	9. 南多摩
		(千代田区、中央区、港区、文京区、台東区)	(品川区、大田区)	(目黒区、世田谷区、渋谷区)	(新宿区、中野区、杉並区)	(豊島区、北区、板橋区、練馬区)	(荒川区、足立区、葛飾区)	(墨田区、江東区、江戸川区)	(青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村)	(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)
令和2年	3,431	302	291	224	218	304	531	444	158	316
	100.0	8.8	8.5	6.5	6.4	8.9	15.5	12.9	4.6	9.2
令和3年	3,118	683	253	321	336	339	261	267	74	184
	100.0	21.9	8.1	10.3	10.8	10.9	8.4	8.6	2.4	5.9
令和4年	3,135	649	252	334	349	322	252	257	100	175
	100.0	20.7	8.0	10.7	11.1	10.3	8.0	8.2	3.2	5.6

年度	(n) 割合	10. 北多摩西部	11. 北多摩南部	12. 北多摩北部	13. 島しょ	無回答
		(立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市)	(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市)	(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)	(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村)	
令和2年	3,431	170	247	138	26	62
	100.0	5.0	7.2	4.0	0.8	1.8
令和3年	3,118	106	164	88	12	30
	100.0	3.4	5.3	2.8	0.4	1.0
令和4年	3,135	141	174	101	17	12
	100.0	4.5	5.6	3.2	0.5	0.4

※太枠は各年度で最も割合が高い所在地

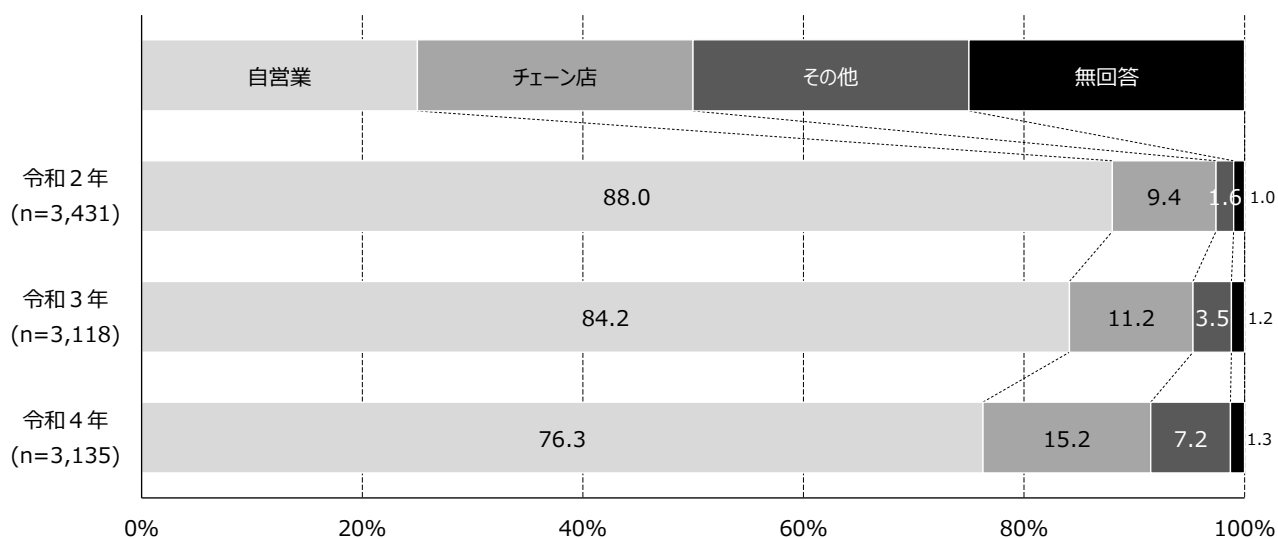


問3 店舗経営形態

各年度とも『1. 自営業』、『2. チェーン店』、『3. その他』の順で割合が高かった。『1. 自営業』の割合が年度とともに減少しており、『2. チェーン店』、『3. その他』の割合が年度とともに増加している。

年度	(n) 割合	1. 自営業	2. チェーン店	3. その他	無回答
令和2年	3,431	3020	321	55	35
	100.0	88.0	9.4	1.6	1.0
令和3年	3,118	2624	348	109	37
	100.0	84.2	11.2	3.5	1.2
令和4年	3,135	2391	477	227	40
	100.0	76.3	15.2	7.2	1.3

※太枠は各年度で最も割合が高い店舗経営形態

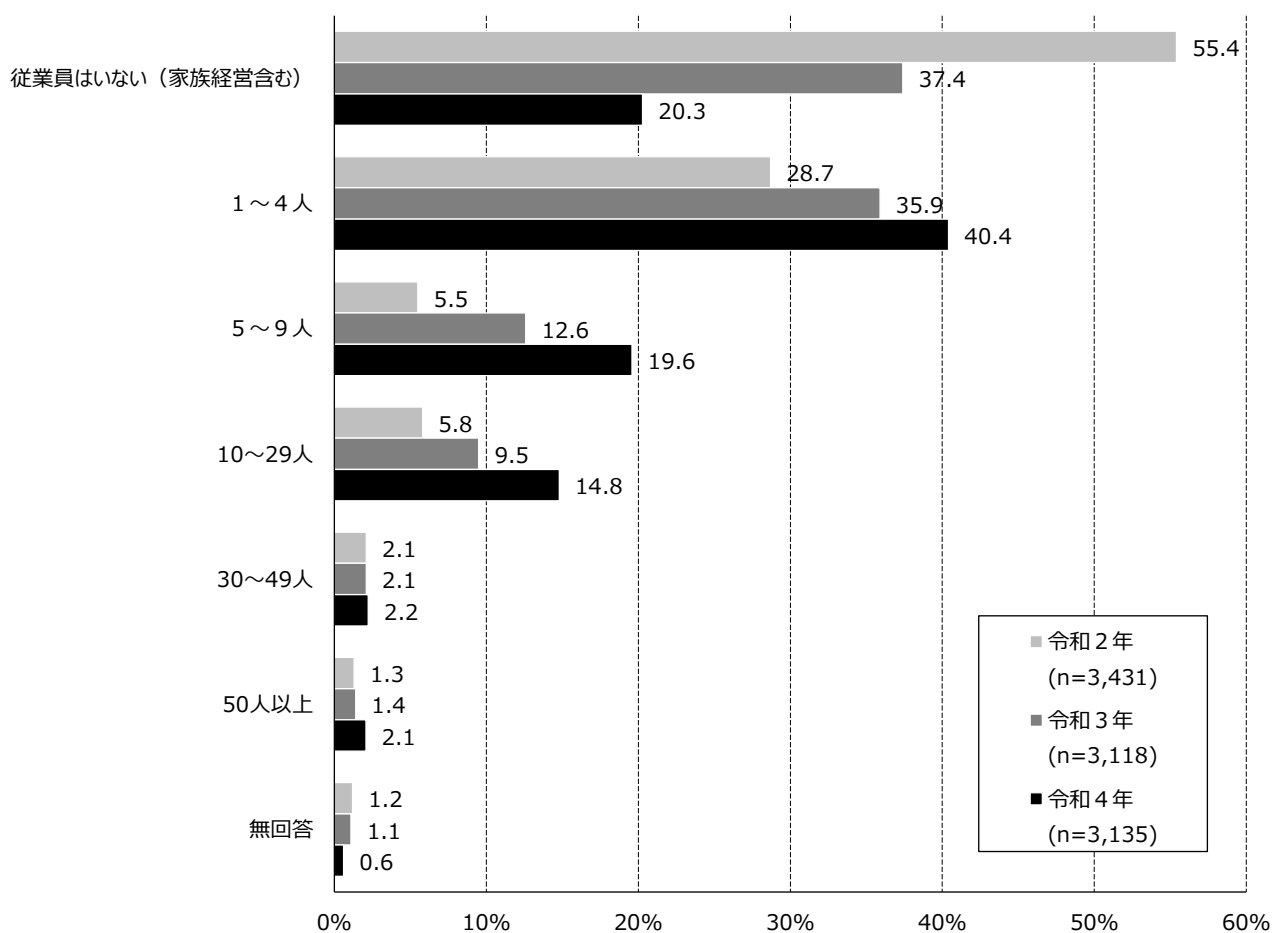


問4 従業員数

「令和2年」では、『1. 従業員はいない（家族経営含む）』55.4%、『2. 1～4人』28.7%の順で割合が高く、「令和3年」でも同じ順である。しかし『1. 従業員はいない（家族経営含む）』の割合が減少傾向にあり、『2. 1～4人』は増加傾向にある。「令和4年」ではそれらの順位が逆転しており、『2. 1～4人』が40.4%で最も高かった。『6. 50人以上』では、いずれの年度も1～2%の推移であった。

年度	(n) 割合	1. 従業員はいない (家族経営含む)	2. 1～4人	3. 5～9人	4. 10～29人	5. 30～49人	6. 50人以上	無回答
令和2年	3,431	1,902	986	188	199	71	45	40
	100.0	55.4	28.7	5.5	5.8	2.1	1.3	1.2
令和3年	3,118	1,166	1,120	393	296	64	44	35
	100.0	37.4	35.9	12.6	9.5	2.1	1.4	1.1
令和4年	3,135	636	1,267	614	464	70	65	19
	100.0	20.3	40.4	19.6	14.8	2.2	2.1	0.6

※太枠は各年度で最も割合が高い従業員数

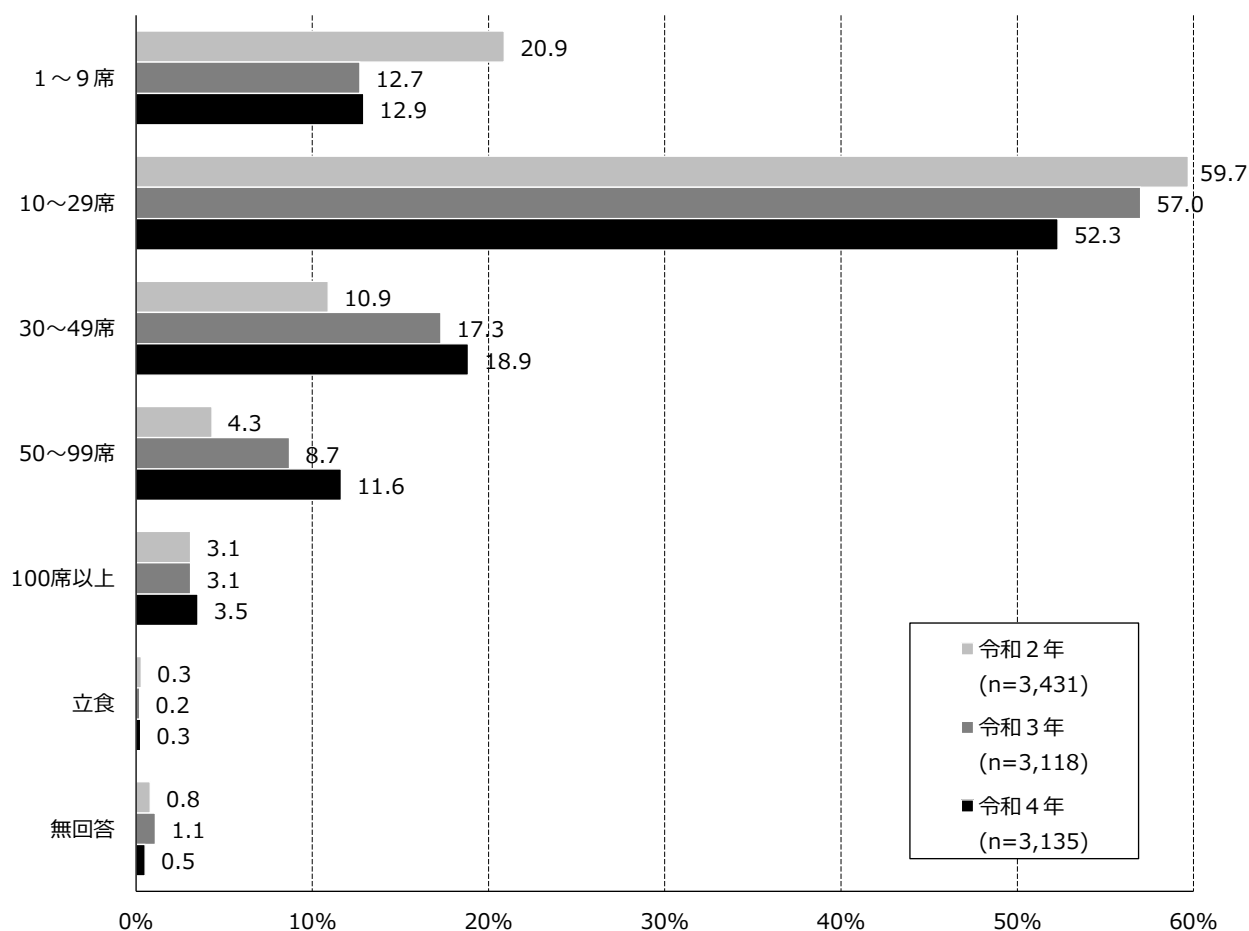


問5 客席数

いずれの年度も『2. 10～29席』の割合が最も高く、「令和2年」では、『1. 1～9席』20.9%、『3. 30～49席』10.9%と続き、「令和3年」「令和4年」では逆に『3. 30～49席』『1. 1～9席』の順で割合が高かった。『5. 100席以上』はいずれの年度も3%台であった。

年度	(n) 割合	1. 1～9席	2. 10～29席	3. 30～49席	4. 50～99席	5. 100席以上	6. 立食	無回答
		令和2年	3,431	718	2,049	373	149	105
	100.0	20.9	59.7	10.9	4.3	3.1	0.3	0.8
令和3年	3,118	395	1,776	539	270	97	7	34
	100.0	12.7	57.0	17.3	8.7	3.1	0.2	1.1
令和4年	3,135	405	1,640	591	365	110	8	16
	100.0	12.9	52.3	18.9	11.6	3.5	0.3	0.5

※太枠は各年度で最も割合が高い客席数

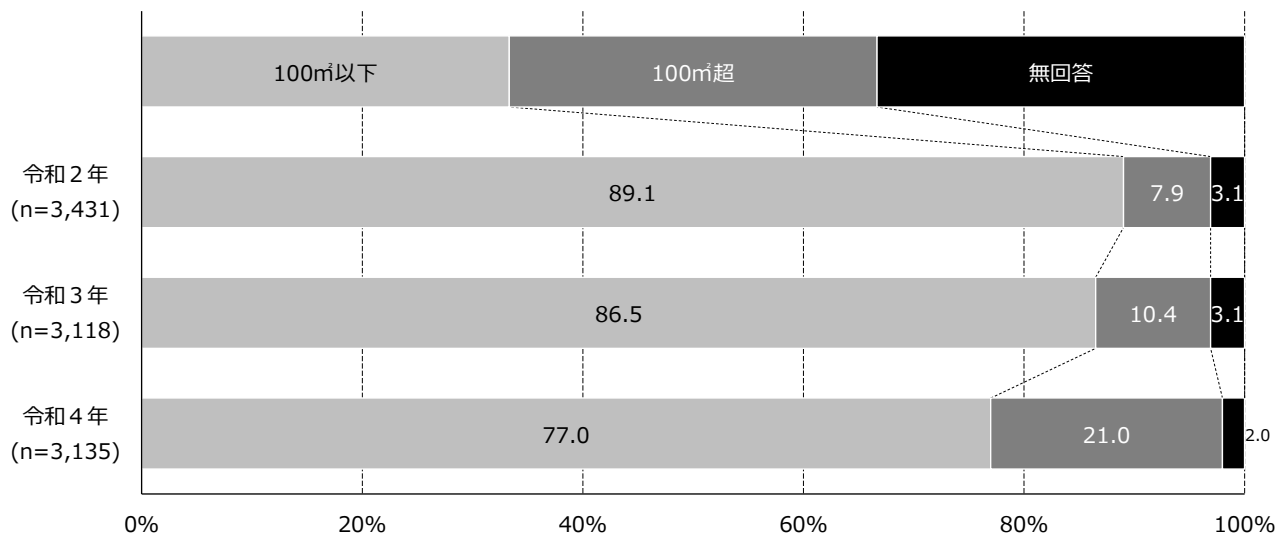


問6 客席面積

いずれの年度も『1. 100㎡以下』の割合が高いが、「令和2年」89.1%、「令和3年」86.5%、「令和4年」77.0%と『1. 100㎡以下』の割合に減少傾向が見られる。

年度	(n) 割合	1. 100㎡以下	2. 100㎡超	無回答
令和2年	3,431	3,056	270	105
	100.0	89.1	7.9	3.1
令和3年	3,118	2,698	323	97
	100.0	86.5	10.4	3.1
令和4年	3,135	2,413	659	63
	100.0	77.0	21.0	2.0

※太枠は各年度で最も割合が高い客席面積

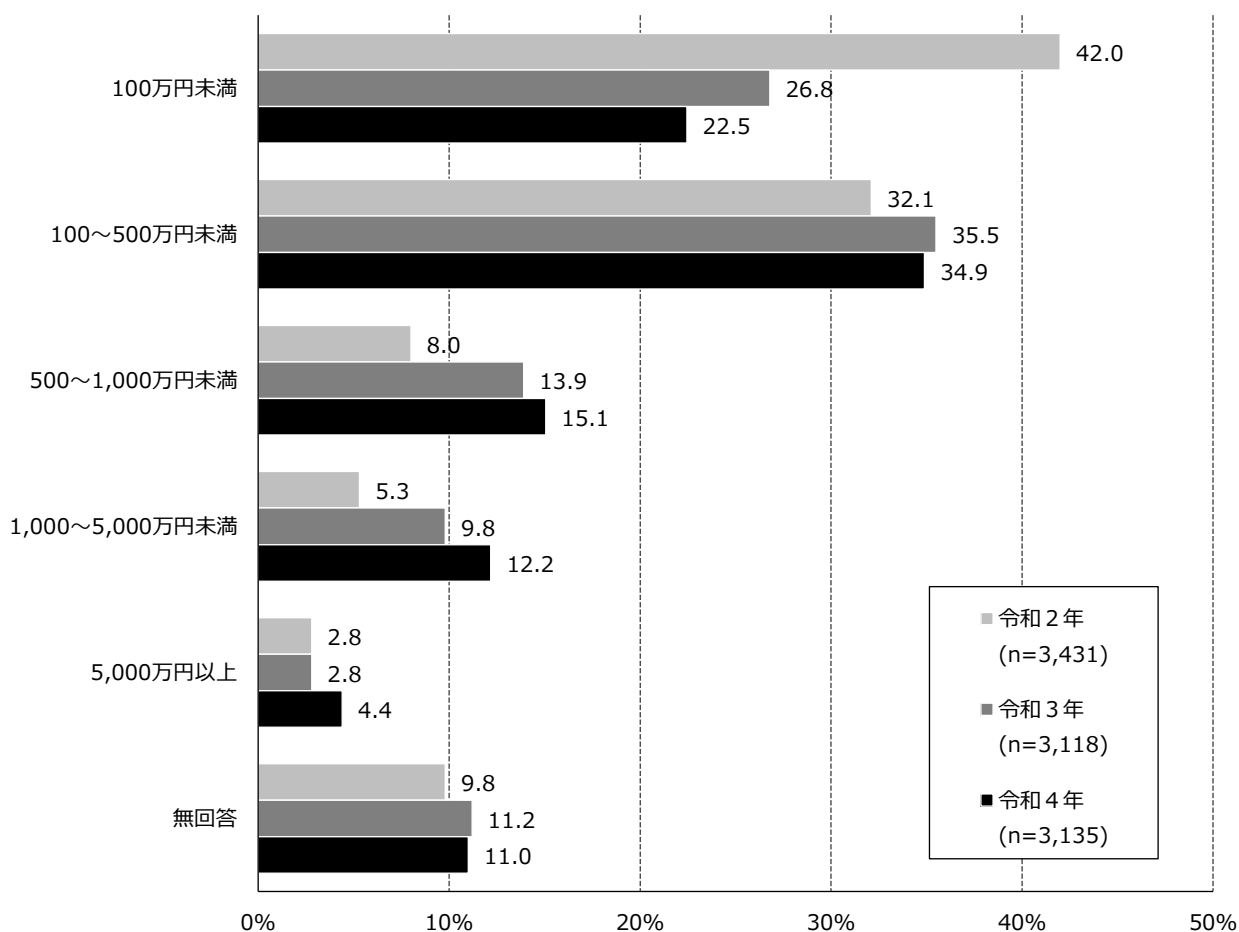


問7 資本金

「令和2年」では、『1. 100万円未満』42.0%、『2. 100～500万円未満』32.1%の順で、「令和3年」「令和4年」では、『2. 100～500万円未満』、『1. 100万円未満』の順で割合が高かった。1,000万円以上でくると「令和2年」8.1%、「令和3年」12.6%、「令和4年」16.6%と増加傾向が見られる。

年度	(n) 割合	1.	2.	3.	4.	5.	無回答
		100万円未満	100～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円以上	
令和2年	3,431	1,442	1,101	274	182	96	336
	100.0	42.0	32.1	8.0	5.3	2.8	9.8
令和3年	3,118	837	1,107	433	306	87	348
	100.0	26.8	35.5	13.9	9.8	2.8	11.2
令和4年	3,135	704	1,094	472	382	138	345
	100.0	22.5	34.9	15.1	12.2	4.4	11.0

※太枠は各年度で最も割合が高い資本金

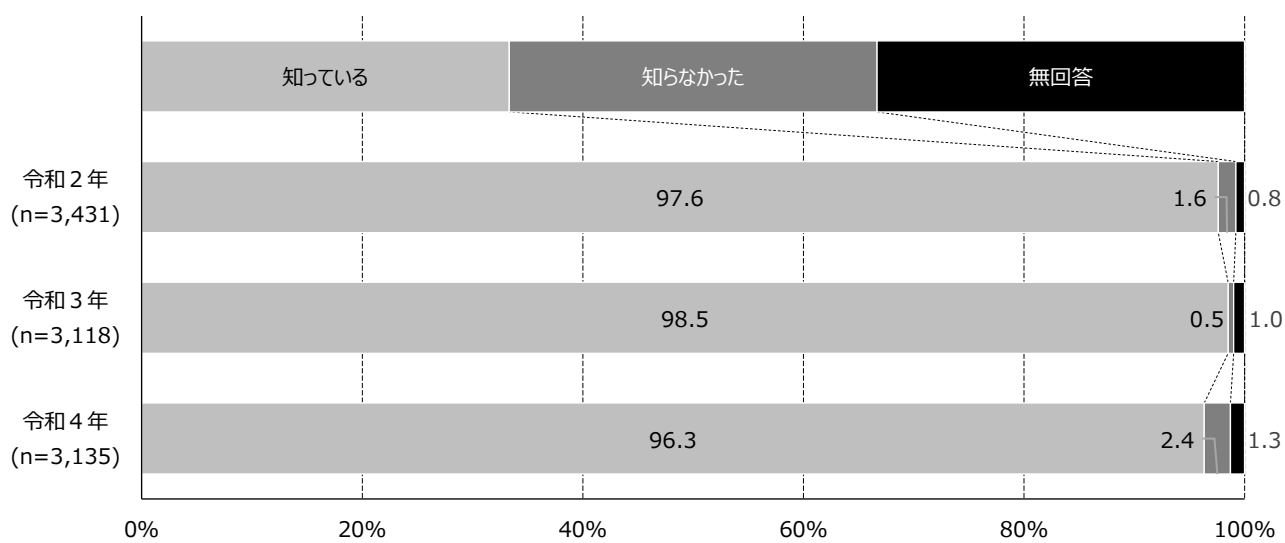


問8 受動喫煙の健康への影響の認知

いずれの年度も『1. 知っている』の割合が大勢を占め、ここ3年間で割合変化傾向は見られない。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	3,350	55	26
	100.0	97.6	1.6	0.8
令和3年	3,118	3,070	17	31
	100.0	98.5	0.5	1.0
令和4年	3,135	3,020	75	40
	100.0	96.3	2.4	1.3

※太枠は各年度で最も割合が高い受動喫煙の健康への影響の認知

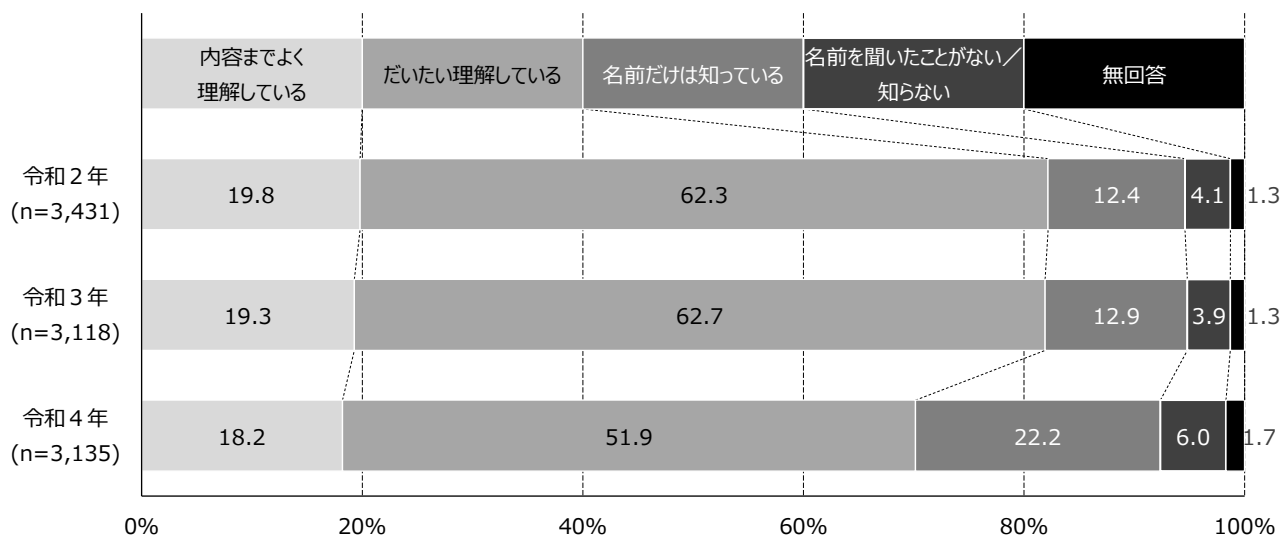


問9 改正健康増進法の認知

いずれの年度も『2. だいたい理解している』の割合が最も高い。「令和2年」「令和3年」では『2. だいたい理解している』『1. 内容までよく理解している』の順、「令和4年」では『2. だいたい理解している』『3. 名前だけ知っている』の順で割合が高かった。

年度	(n) 割合	1. 内容までよく理解している	2. だいたい理解している	3. 名前だけは知っている	4. 名前を聞いたことがない／知らない	無回答
令和2年	3,431	680	2,138	426	142	45
	100.0	19.8	62.3	12.4	4.1	1.3
令和3年	3,118	603	1,954	401	121	39
	100.0	19.3	62.7	12.9	3.9	1.3
令和4年	3,135	571	1,628	696	187	53
	100.0	18.2	51.9	22.2	6.0	1.7

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法の認知

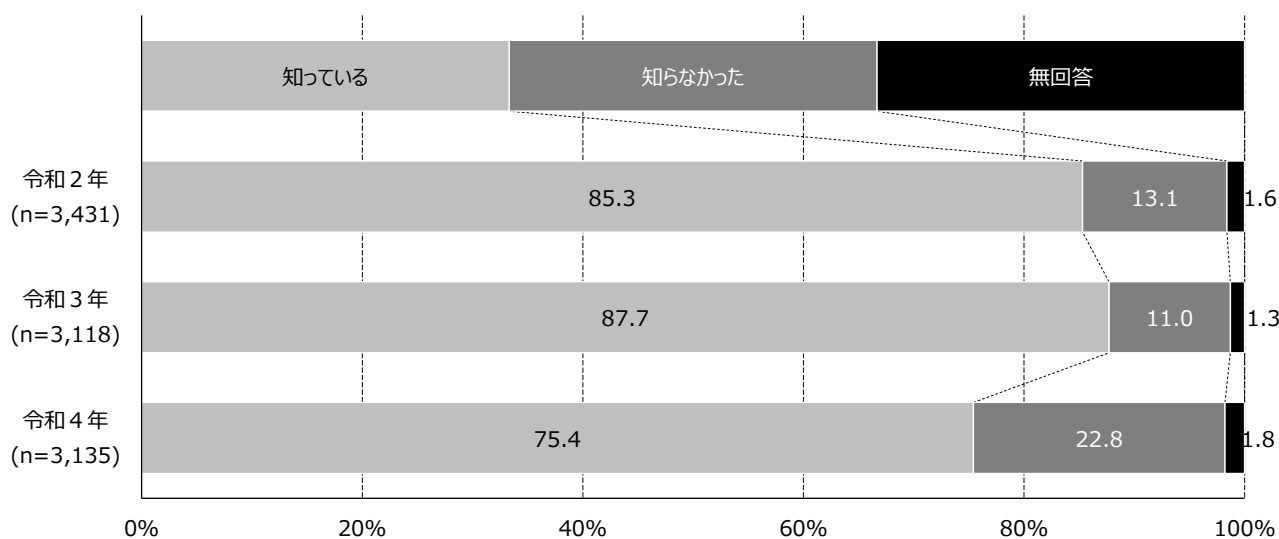


問 10 改正健康増進法での喫煙室以外での喫煙の禁止の認知

いずれの年度も『1. 知っている』の割合が高いが、「令和2年」「令和3年」に比べ「令和4年」の割合は減少している。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	2,926	451	54
	100.0	85.3	13.1	1.6
令和3年	3,118	2,733	344	41
	100.0	87.7	11.0	1.3
令和4年	3,135	2,364	715	56
	100.0	75.4	22.8	1.8

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法での喫煙室以外での喫煙の禁止の認知

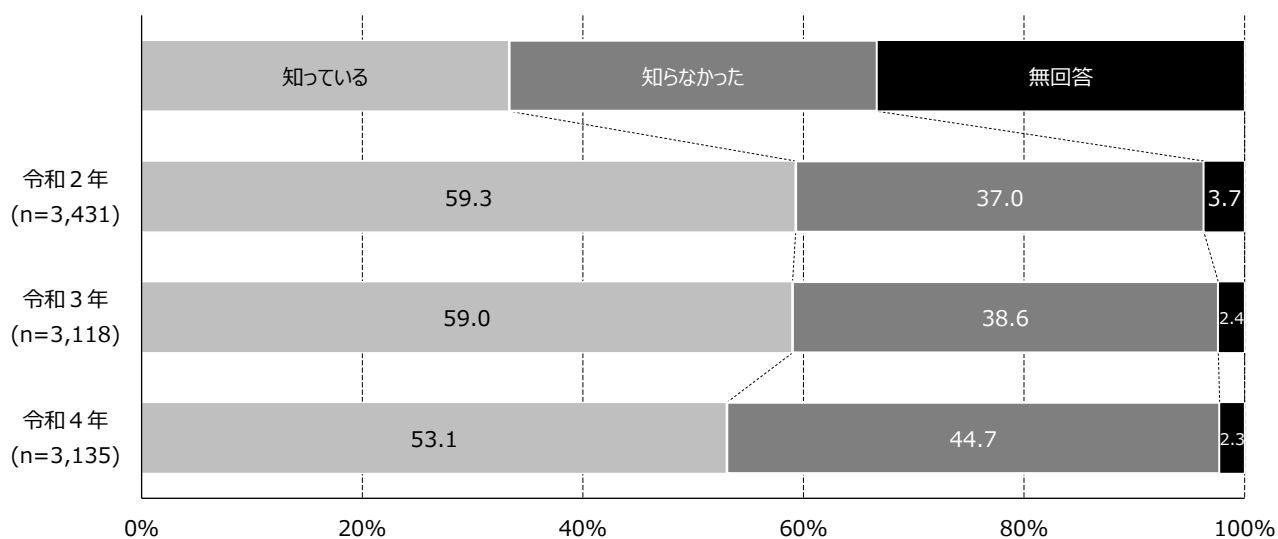


問 11 改正健康増進法での「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」の経過措置の認知

いずれの年度も『1. 知っている』の割合が高いが、「令和2年」「令和3年」に比べ「令和4年」の割合は減少している。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	2,035	1,269	127
	100.0	59.3	37.0	3.7
令和3年	3,118	1,841	1,203	74
	100.0	59.0	38.6	2.4
令和4年	3,135	1,664	1,400	71
	100.0	53.1	44.7	2.3

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法での「指定たばこ専用喫煙室」「喫煙可能室」の経過措置の認知

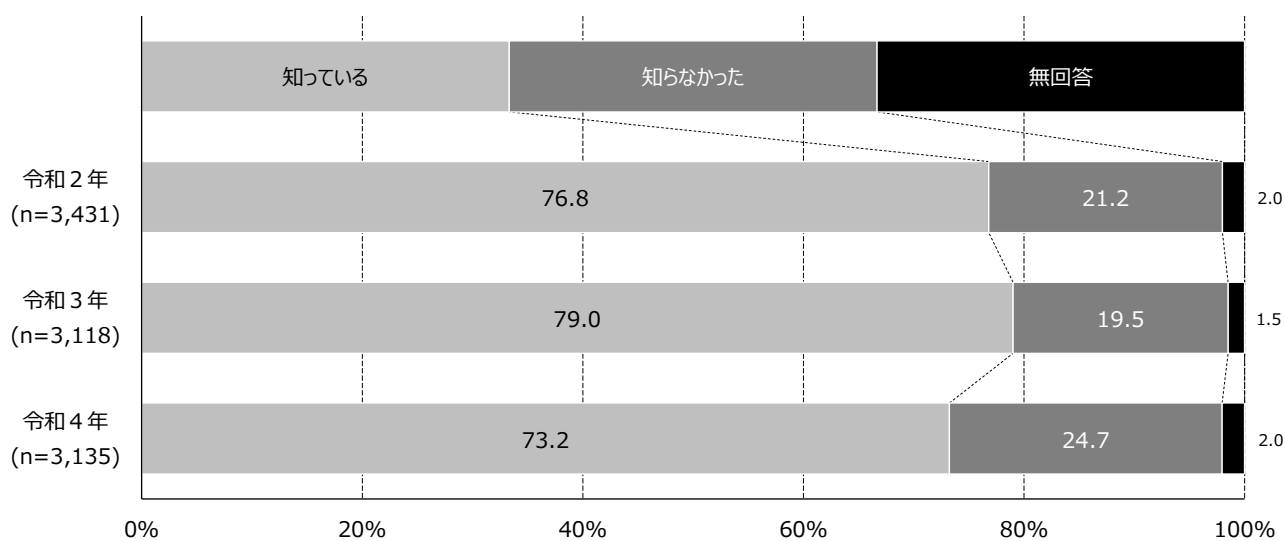


問 12 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務の認知

いずれの年度も『1. 知っている』の割合が高く、大きな経年変化はなかった。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	2,636	728	67
	100.0	76.8	21.2	2.0
令和3年	3,118	2,463	609	46
	100.0	79.0	19.5	1.5
令和4年	3,135	2,296	775	64
	100.0	73.2	24.7	2.0

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務の認知

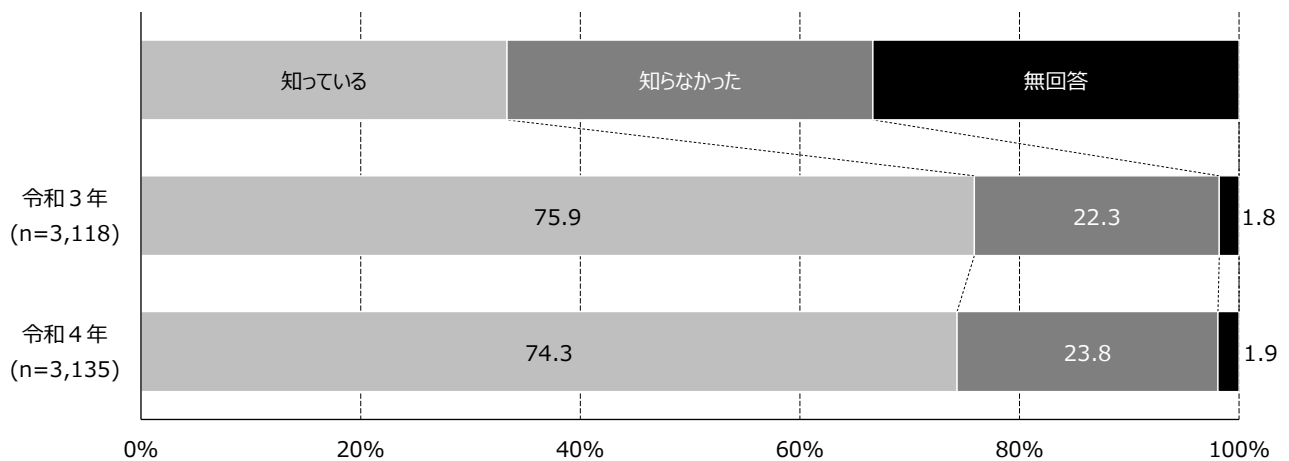


問 13 改正健康増進法での喫煙場所設置時の配慮義務の認知

いずれの年度も『1. 知っている』の割合が高く、大きな経年変化はなかった。※「令和2年」は本設問はなし。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	—	—	—	—
令和3年	3,118 100.0	2,367 75.9	695 22.3	56 1.8
令和4年	3,135 100.0	2,330 74.3	745 23.8	60 1.9

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法での喫煙場所設置時の配慮義務の認知

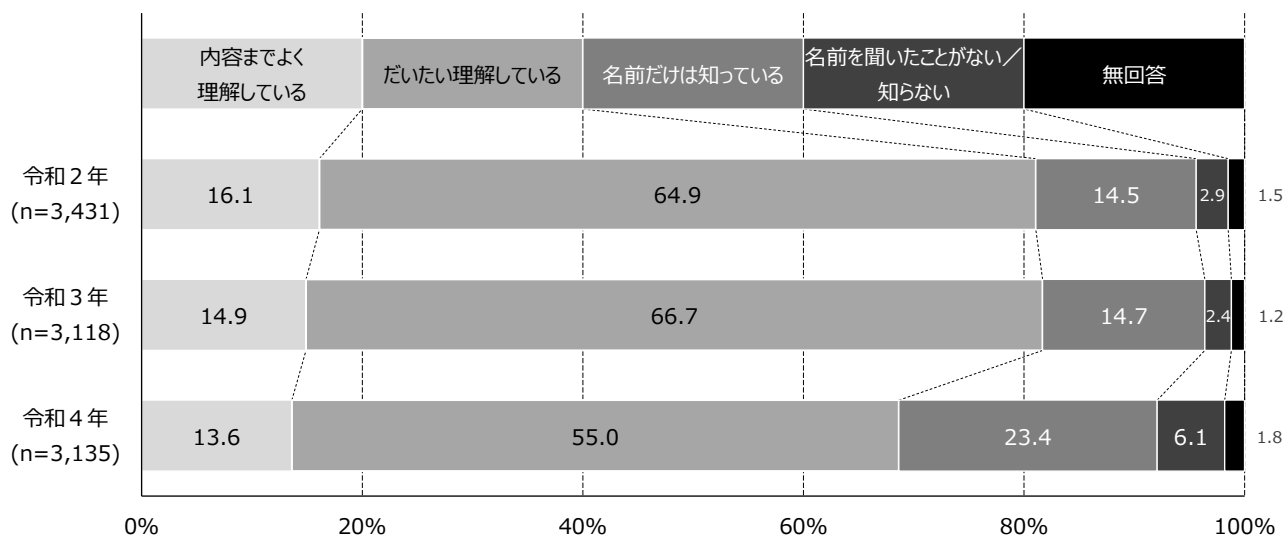


問 14 東京都受動喫煙防止条例の認知

いずれの年度も『2. だいたい理解している』の割合が最も高い。「令和2年」「令和3年」に比べ「令和4年」は『2. だいたい理解している』が約10ポイントほど減少しているに対し、『3. 名前だけは知っている』は逆に約10ポイントほど増加している。

年度	(n) 割合	1. 内容までよく理解している	2. だいたい理解している	3. 名前だけは知っている	4. 名前を聞いたことがない／知らない	無回答
令和2年	3,431	554	2227	496	101	53
	100.0	16.1	64.9	14.5	2.9	1.5
令和3年	3,118	464	2081	459	76	38
	100.0	14.9	66.7	14.7	2.4	1.2
令和4年	3,135	427	1725	734	192	57
	100.0	13.6	55.0	23.4	6.1	1.8

※太枠は各年度で最も割合が高い東京都受動喫煙防止条例の認知

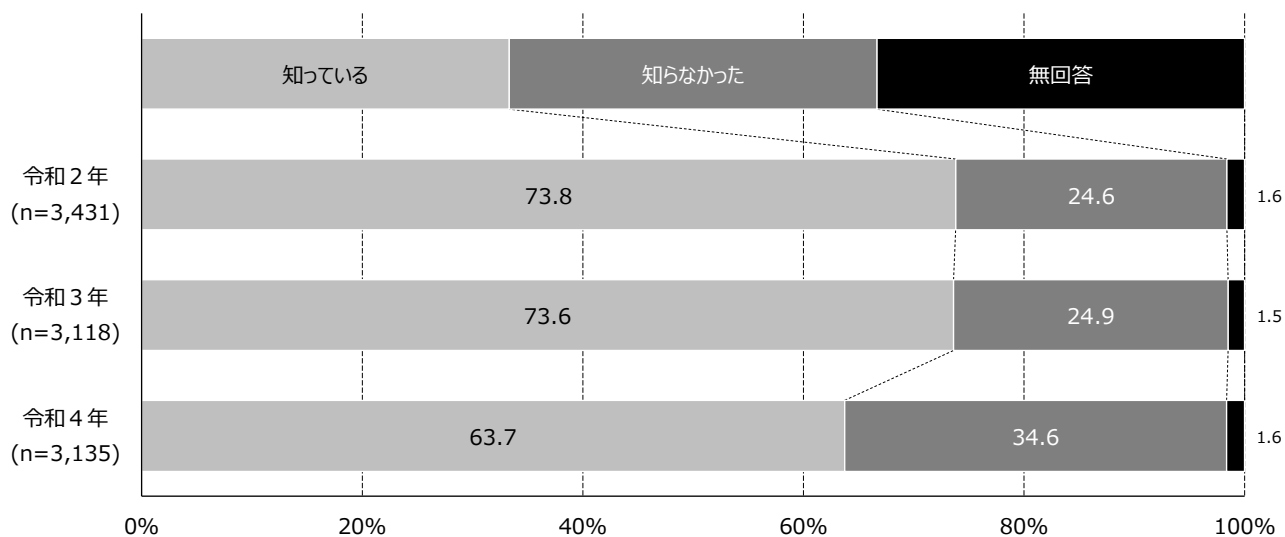


問 15 東京都受動喫煙防止条例での従業員がいる場合の喫煙可能室設置不可の認知

「令和2年」「令和3年」についてはほぼ同じ割合で、「令和4年」については『1. 知っている』が約10ポイントほど減少し、『2. 知らなかった』が約10ポイントほど増加している。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	2,531	844	56
	100.0	73.8	24.6	1.6
令和3年	3,118	2,294	776	48
	100.0	73.6	24.9	1.5
令和4年	3,135	1,998	1086	51
	100.0	63.7	34.6	1.6

※太枠は各年度で最も割合が高い東京都受動喫煙防止条例での従業員がいる場合の喫煙可能室設置不可の認知



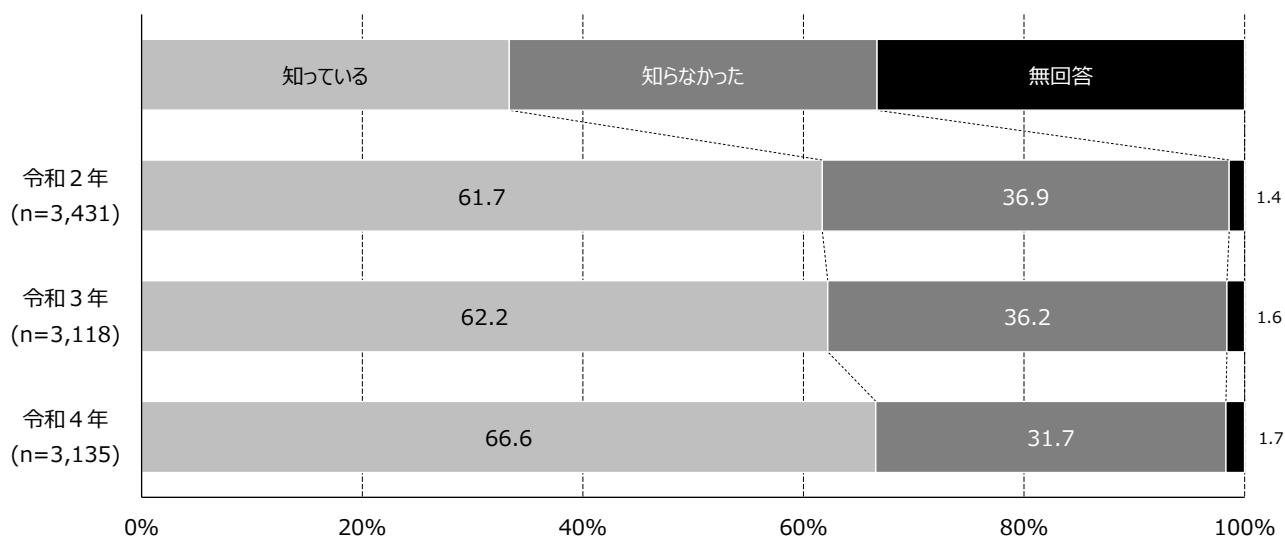
問 16 改正健康増進法での喫煙目的室の技術的基準要件の認知 経年比較なし

問 17 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に違反した場合の保健所の指導や過料対象の認知

「令和2年」「令和3年」についてはほぼ同じ割合で、「令和4年」については『1. 知っている』が約5ポイントほど増加し、『2. 知らなかった』が約5ポイントほど減少している。

年度	(n) 割合	1. 知っている	2. 知らなかった	無回答
令和2年	3,431	2116	1266	49
	100.0	61.7	36.9	1.4
令和3年	3,118	1940	1129	49
	100.0	62.2	36.2	1.6
令和4年	3,135	2087	995	53
	100.0	66.6	31.7	1.7

※太枠は各年度で最も割合が高い改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に違反した場合の保健所の指導や過料対象の認知



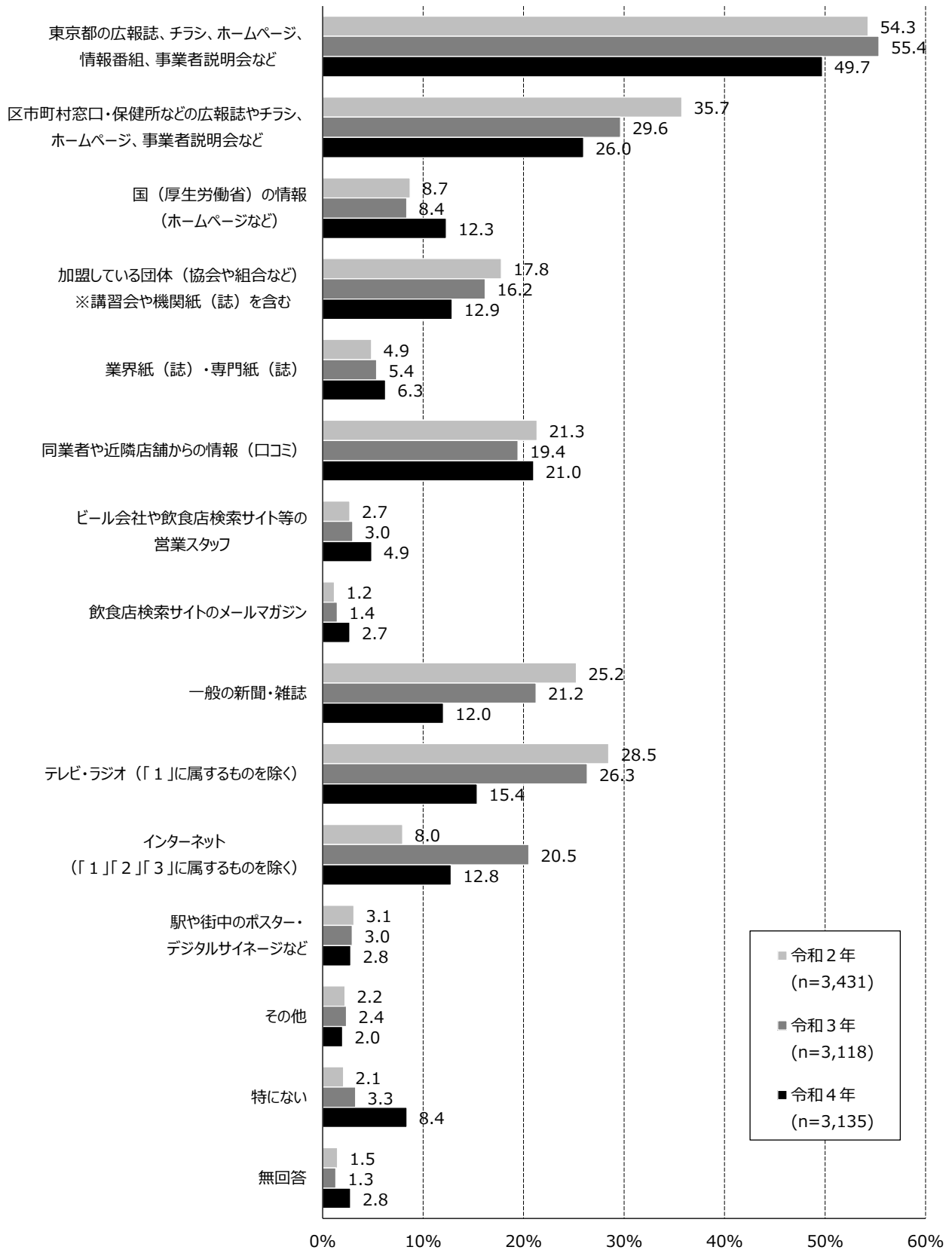
問 18 制度内容の情報入手方法

いずれの年度でも『1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など』の割合が最も高く、「令和2年」では、『2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など』35.7%、『10. テレビ・ラジオ（「1」に属するものを除く）』28.5%と続き、「令和3年」では、『2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など』29.6%、『10. テレビ・ラジオ（「1」に属するものを除く）』26.3%、「令和4年」では『6. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）』21.0%が3位であった。

年度	(n) 割合	1. 東京都の広報誌、チラシ、ホームページ、情報番組、事業者説明会など	2. 区市町村窓口・保健所などの広報誌やチラシ、ホームページ、事業者説明会など	3. 国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	4. 加盟している団体（協会や組合など）※講習会や機関紙（誌）を含む	5. 業界紙（誌）・専門紙（誌）	6. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）	7. ビール会社や飲食店検索サイト等の営業スタッフ	8. 飲食店検索サイトのメールマガジン
令和2年	3,431	1,862	1,226	299	610	167	732	93	40
	100.0	54.3	35.7	8.7	17.8	4.9	21.3	2.7	1.2
令和3年	3,118	1,726	924	261	504	167	606	93	45
	100.0	55.4	29.6	8.4	16.2	5.4	19.4	3.0	1.4
令和4年	3,135	1,559	814	386	404	196	658	153	85
	100.0	49.7	26.0	12.3	12.9	6.3	21.0	4.9	2.7

年度	(n) 割合	9. 一般の新聞・雑誌	10. テレビ・ラジオ（「1」に属するものを除く）	11. インターネット（「1」「2」「3」に属するものを除く）	12. 駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど	13. その他	14. 特にない	無回答
令和2年	3,431	866	977	273	107	76	71	51
	100.0	25.2	28.5	8.0	3.1	2.2	2.1	1.5
令和3年	3,118	662	821	640	92	74	102	41
	100.0	21.2	26.3	20.5	3.0	2.4	3.3	1.3
令和4年	3,135	377	482	401	88	62	263	87
	100.0	12.0	15.4	12.8	2.8	2.0	8.4	2.8

※太枠は各年度で最も割合が高い制度内容の情報入手方法



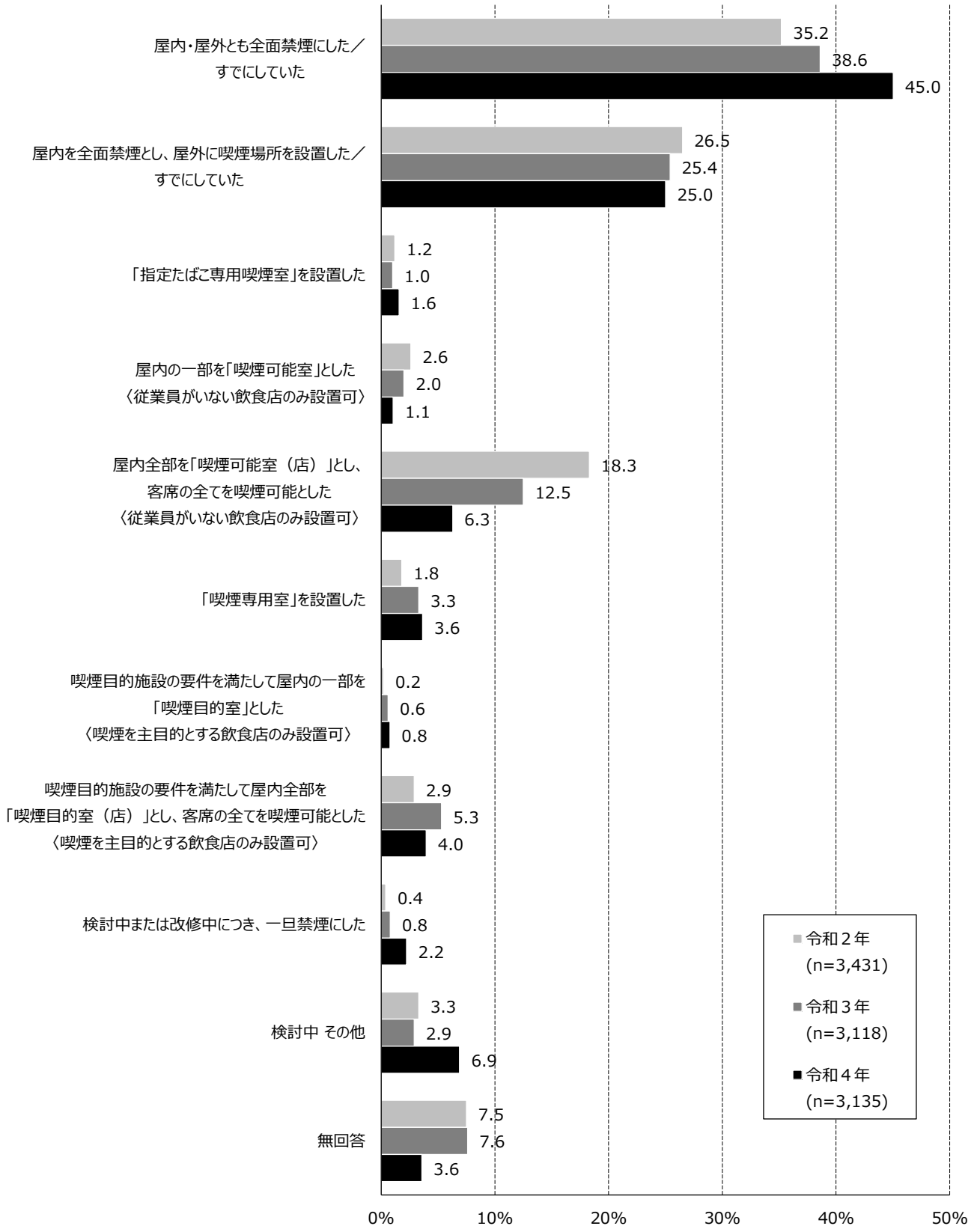
問 19 受動喫煙防止に向けた対応策

いずれの年度も『1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた』『2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた』の順で割合が高かった。『1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた』では年度の経過とともに割合が増加傾向にある。

年度	(n) 割合	1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした／すでにしていた	2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した／すでにしていた	3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した	4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）	5. 屋内全部を「喫煙可能室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした（従業員がいない飲食店のみ設置可）	6. 「喫煙専用室」を設置した
令和2年	3,431	1,207	909	41	90	629	62
	100.0	35.2	26.5	1.2	2.6	18.3	1.8
令和3年	3,118	1,202	793	32	61	389	104
	100.0	38.6	25.4	1.0	2.0	12.5	3.3
令和4年	3,135	1,412	784	49	33	197	114
	100.0	45.0	25.0	1.6	1.1	6.3	3.6

年度	(n) 割合	7. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内の一部を「喫煙目的室」とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）	8. 喫煙目的施設の要件を満たして屋内全部を「喫煙目的室（店）」とし、客席の全てを喫煙可能とした（喫煙を主目的とする飲食店のみ設置可）	9. 検討中または改修中につき、一旦禁煙にした	10. 検討中その他	無回答
令和2年	3,431	8	101	13	114	257
	100.0	0.2	2.9	0.4	3.3	7.5
令和3年	3,118	19	166	24	91	237
	100.0	0.6	5.3	0.8	2.9	7.6
令和4年	3,135	24	124	70	216	112
	100.0	0.8	4.0	2.2	6.9	3.6

※太枠は各年度で最も割合が高い受動喫煙防止に向けた対応策



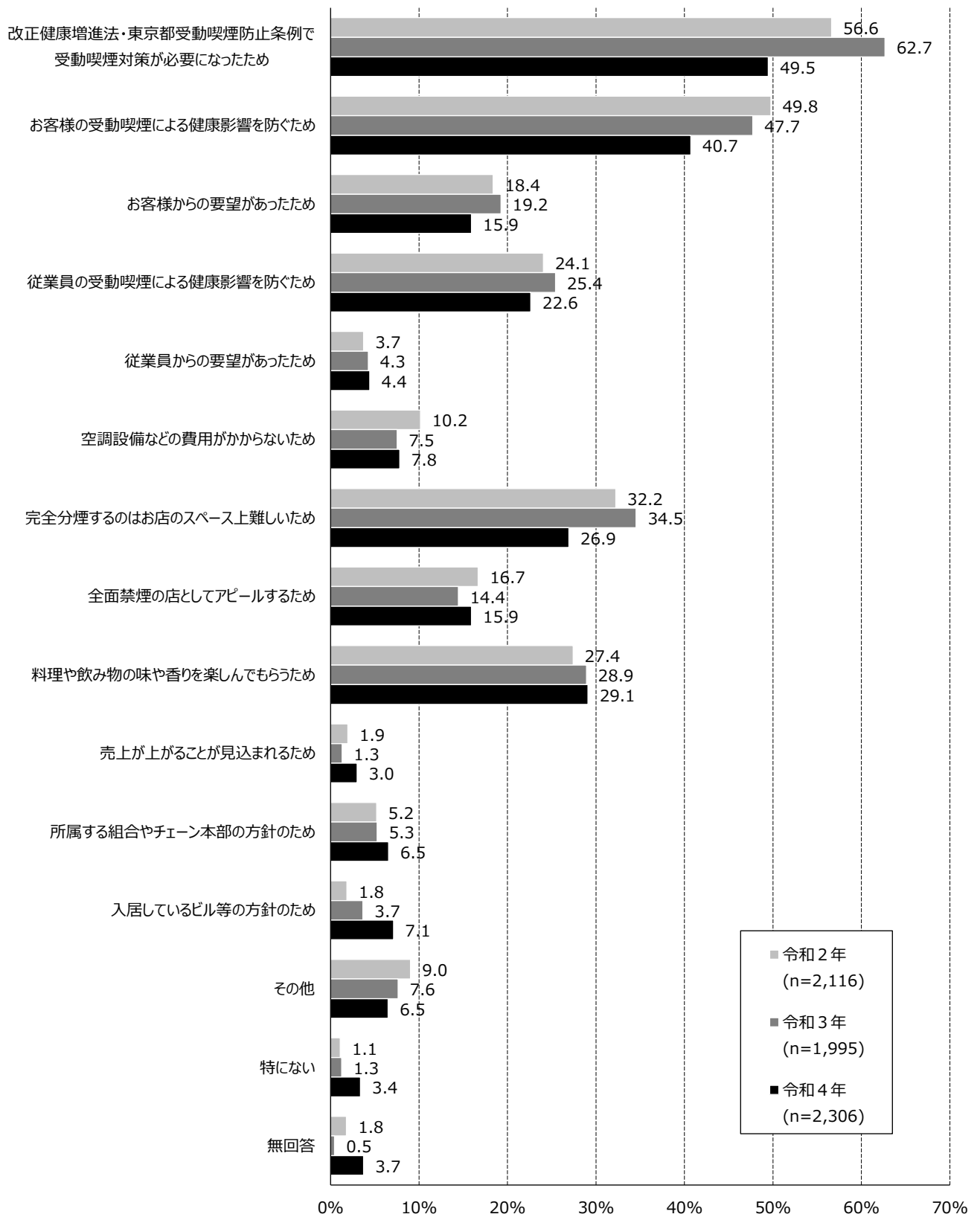
問 20 全面禁煙にした理由

いずれの年度も『1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』、『2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため』の順で割合が高かった。三番目に割合が高かったのが、「令和2年」、「令和3年」で『7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため』であり、「令和4年」では『9. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため』であった。

年度	(n) 割合	1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	3. お客様からの要望があったため	4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	5. 従業員からの要望があったため	6. 空調設備などの費用がかからないため	7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため	8. 全面禁煙の店としてアピールするため
令和2年	2,116	1,198	1,053	389	509	79	215	682	353
	100.0	56.6	49.8	18.4	24.1	3.7	10.2	32.2	16.7
令和3年	1,995	1,250	952	384	507	85	150	689	288
	100.0	62.7	47.7	19.2	25.4	4.3	7.5	34.5	14.4
令和4年	2,306	1,141	939	367	522	102	180	621	367
	100.0	49.5	40.7	15.9	22.6	4.4	7.8	26.9	15.9

年度	(n) 割合	9. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため	10. 売上が上がることが見込まれるため	11. 所属する組合やチェーン本部の方針のため	12. 入居しているビル等の方針のため	13. その他	14. 特にない	無回答
令和2年	2,116	580	41	110	39	191	23	38
	100.0	27.4	1.9	5.2	1.8	9.0	1.1	1.8
令和3年	1,995	577	26	105	73	152	25	9
	100.0	28.9	1.3	5.3	3.7	7.6	1.3	0.5
令和4年	2,306	671	69	151	164	150	78	86
	100.0	29.1	3.0	6.5	7.1	6.5	3.4	3.7

※太枠は各年度で最も割合が高い全面禁煙にした理由

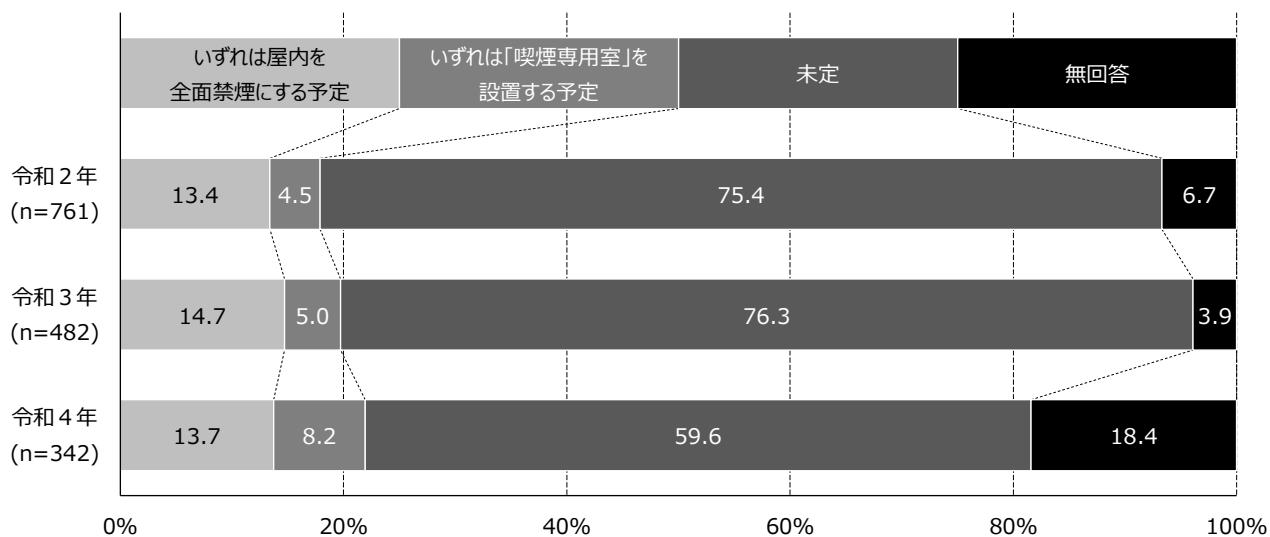


問 21 全面禁煙、喫煙専用室設置の予定の有無

いずれの年度も『3. 未定』、『1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定』、『2. いずれは「喫煙専用室」を設置する予定』の順で割合が高い（『無回答』は除く）。「令和4年」では『3. 未定』が「令和2年」、「令和3年」に比べ約15ポイントほど減少している。

年度	(n) 割合	1. いずれは 屋内を全面禁煙 にする予定	2. いずれは「喫煙専用室」 を設置する予定	3. 未定	無回答
令和2年	761	102	34	573	51
	100.0	13.4	4.5	75.4	6.7
令和3年	482	71	24	368	19
	100.0	14.7	5.0	76.3	3.9
令和4年	342	47	28	204	63
	100.0	13.7	8.2	59.6	18.4

※太枠は各年度で最も割合が高い全面禁煙、喫煙専用室設置の予定の有無

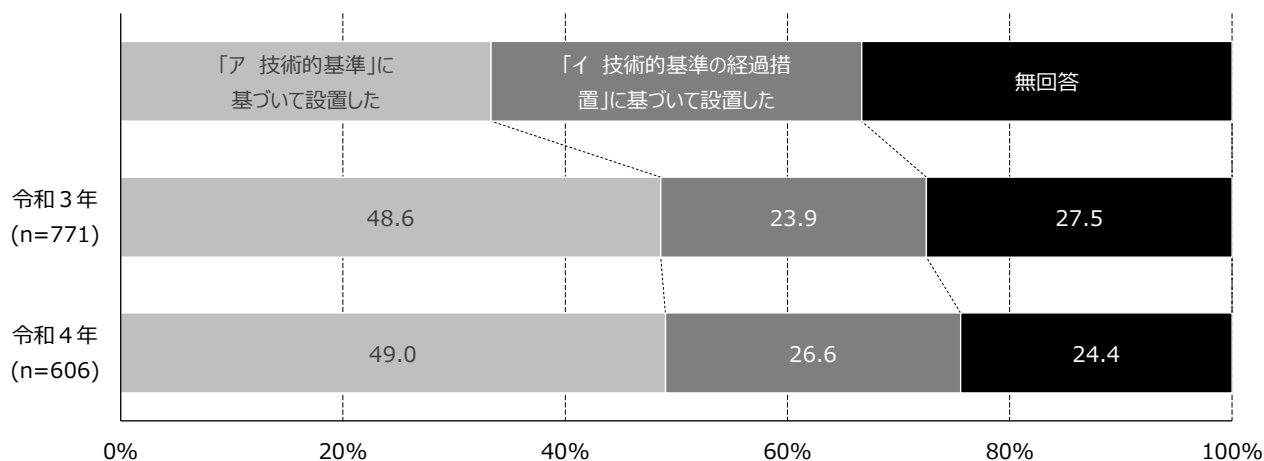


問 22 喫煙室設置の基準

いずれの年度も『1. 「ア 技術的基準」に基づいて設置した』の割合が高く、『2. 「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した』では、「令和3年」から「令和4年」で2.7ポイントの微増が見られた。
 ※「令和2年」は本設問はなし。

年度	(n) 割合	1. 「ア 技術的基準」 に基づ いて設 置した	2. 「イ 技術的基準 の経過措 置」に基 づいて設 置した	無回 答
令和2年	—	—	—	—
令和3年	771	375	184	212
	100.0	48.6	23.9	27.5
令和4年	606	297	161	148
	100.0	49.0	26.6	24.4

※太枠は各年度で最も割合が高い喫煙室設置の基準



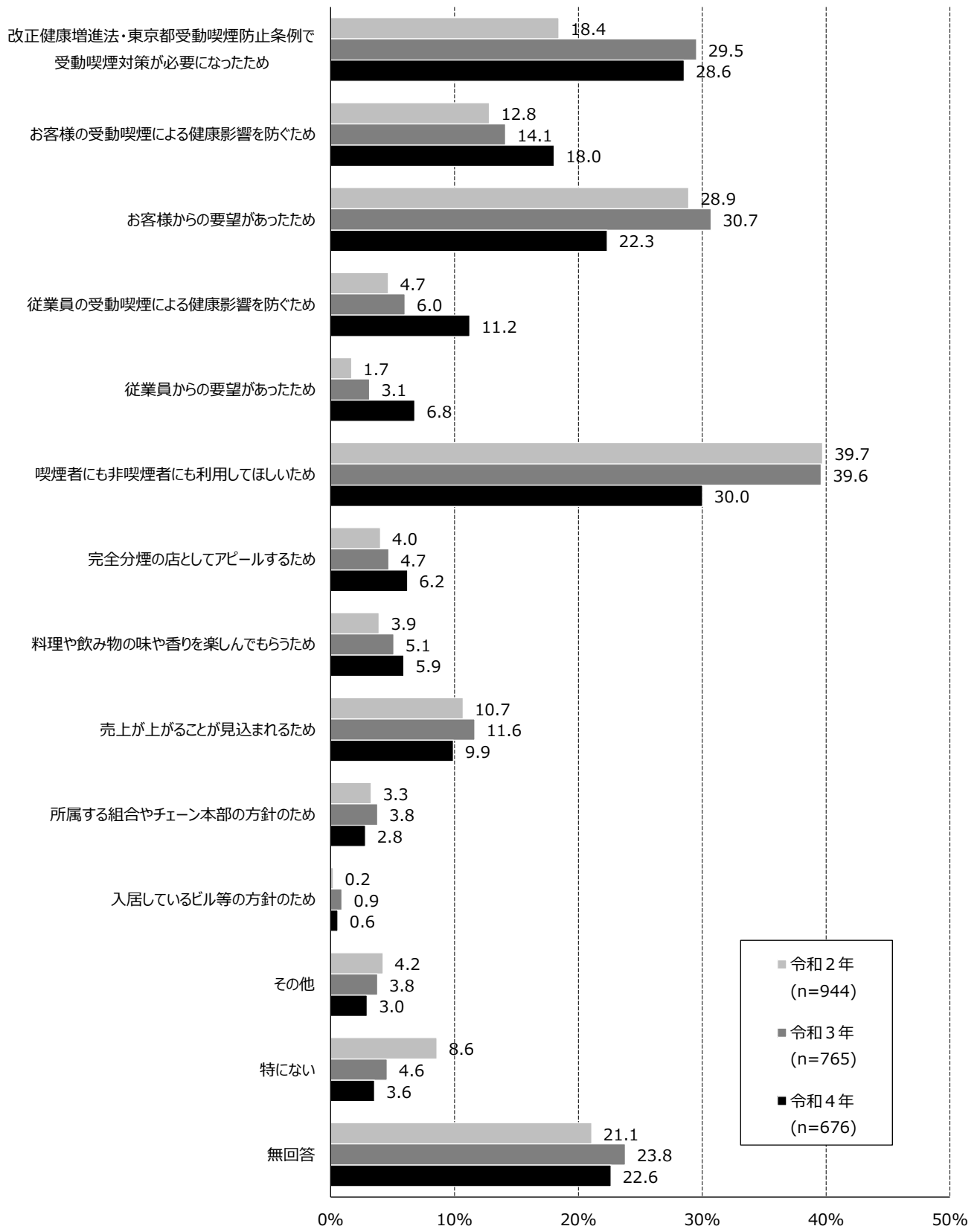
問 23 問 19 の 3～9 の対応理由

「令和2年」、「令和3年」では、『6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため』、『3. お客様からの要望があったため』、『1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』の順で割合が高く、「令和4年」では、『6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため』、『1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため』、『3. お客様からの要望があったため』の順で割合が高かった。

年度	(n) 割合	1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため	3. お客様からの要望があったため	4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	5. 従業員からの要望があったため	6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	7. 完全分煙の店としてアピールするため	8. 料理や飲み物の味や香りを楽しむため
令和2年	944	174	121	273	44	16	375	38	37
	100.0	18.4	12.8	28.9	4.7	1.7	39.7	4.0	3.9
令和3年	765	226	108	235	46	24	303	36	39
	100.0	29.5	14.1	30.7	6.0	3.1	39.6	4.7	5.1
令和4年	676	193	122	151	76	46	203	42	40
	100.0	28.6	18.0	22.3	11.2	6.8	30.0	6.2	5.9

年度	(n) 割合	9. ため 売上が上がることが見込まれる	10. 方針のため 所属する組合やチェーン本部の	11. め 入居しているビル等の方針のため	12. その他	13. 特にな	無回答
令和2年	944	101	31	2	40	81	199
	100.0	10.7	3.3	0.2	4.2	8.6	21.1
令和3年	765	89	29	7	29	35	182
	100.0	11.6	3.8	0.9	3.8	4.6	23.8
令和4年	676	67	19	4	20	24	153
	100.0	9.9	2.8	0.6	3.0	3.6	22.6

※太枠は各年度で最も割合が高い問 19 の 3～9 の対応理由



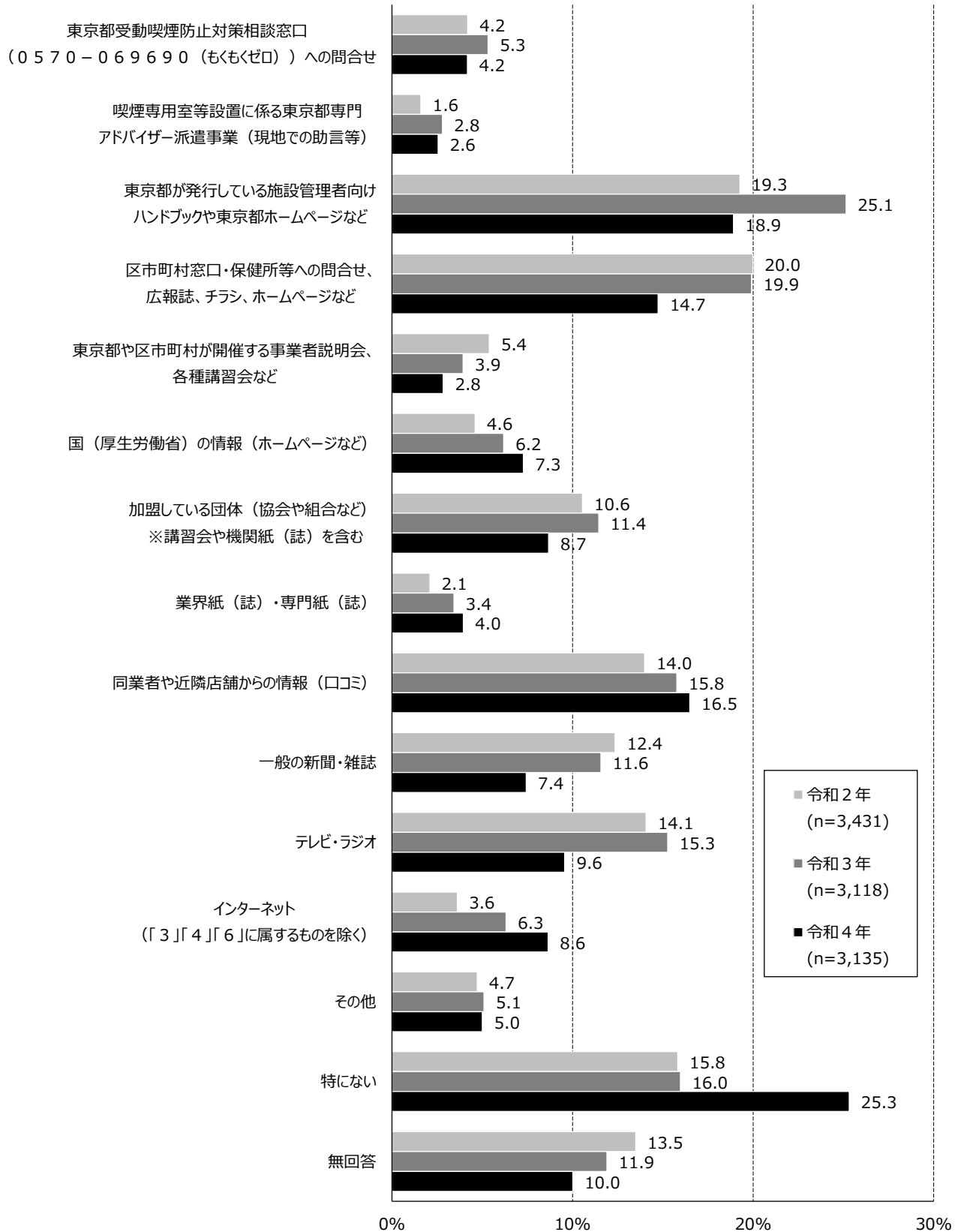
問 24 問 19 の取り組みを決める際に参考にしたもの

「令和2年」では、『4. 区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど』、『3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど』の順で、「令和3年」では、『3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど』、『4. 区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど』の順で、「令和4年」では、『3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど』、『9. 同業者や近隣店舗からの情報（口コミ）』の順で割合が高かった（『14. 特にない』は除く）。

年度	(n) 割合	1. 東京都受動喫煙防止対策相談窓口 (0570-069690)（もく もくゼロ）への問合せ	2. 喫煙専用室等設置に係る東京都専 門アドバイザー派遣事業（現地で の助言等）	3. 東京都が発行している施設管理者 向けハンドブックや東京都ホーム ページなど	4. 区市町村窓口・保健所等への問合 せ、広報誌、チラシ、ホームペー ジなど	5. 東京都や区市町村が開催する事業 者説明会、各種講習会など	6. 国（厚生労働省）の情報（ホーム ページなど）	7. 加盟している団体（協会や組合な ど）※講習会や機関紙（誌）を 含む	8. 業界紙（誌）・専門紙（誌）
令和2年	3,431	144	55	661	686	185	158	362	72
	100.0	4.2	1.6	19.3	20.0	5.4	4.6	10.6	2.1
令和3年	3,118	166	87	784	621	123	193	357	107
	100.0	5.3	2.8	25.1	19.9	3.9	6.2	11.4	3.4
令和4年	3,135	131	80	593	462	89	228	272	124
	100.0	4.2	2.6	18.9	14.7	2.8	7.3	8.7	4.0

年度	(n) 割合	9. 同業者や近隣店舗からの情報（口 コミ）	10. 一般の新聞・雑誌	11. テレビ・ラジオ	12. インターネット（「3」「4」 「6」に属するものを除く）	13. その他	14. 特にない	無回 答
令和2年	3,431	480	424	483	124	162	543	463
	100.0	14.0	12.4	14.1	3.6	4.7	15.8	13.5
令和3年	3,118	492	361	476	197	159	498	371
	100.0	15.8	11.6	15.3	6.3	5.1	16.0	11.9
令和4年	3,135	517	233	300	271	157	794	314
	100.0	16.5	7.4	9.6	8.6	5.0	25.3	10.0

※太枠は各年度で最も割合が高い問 19 の取り組みを決める際に参考にしたもの（『14. 特にない』は除く）

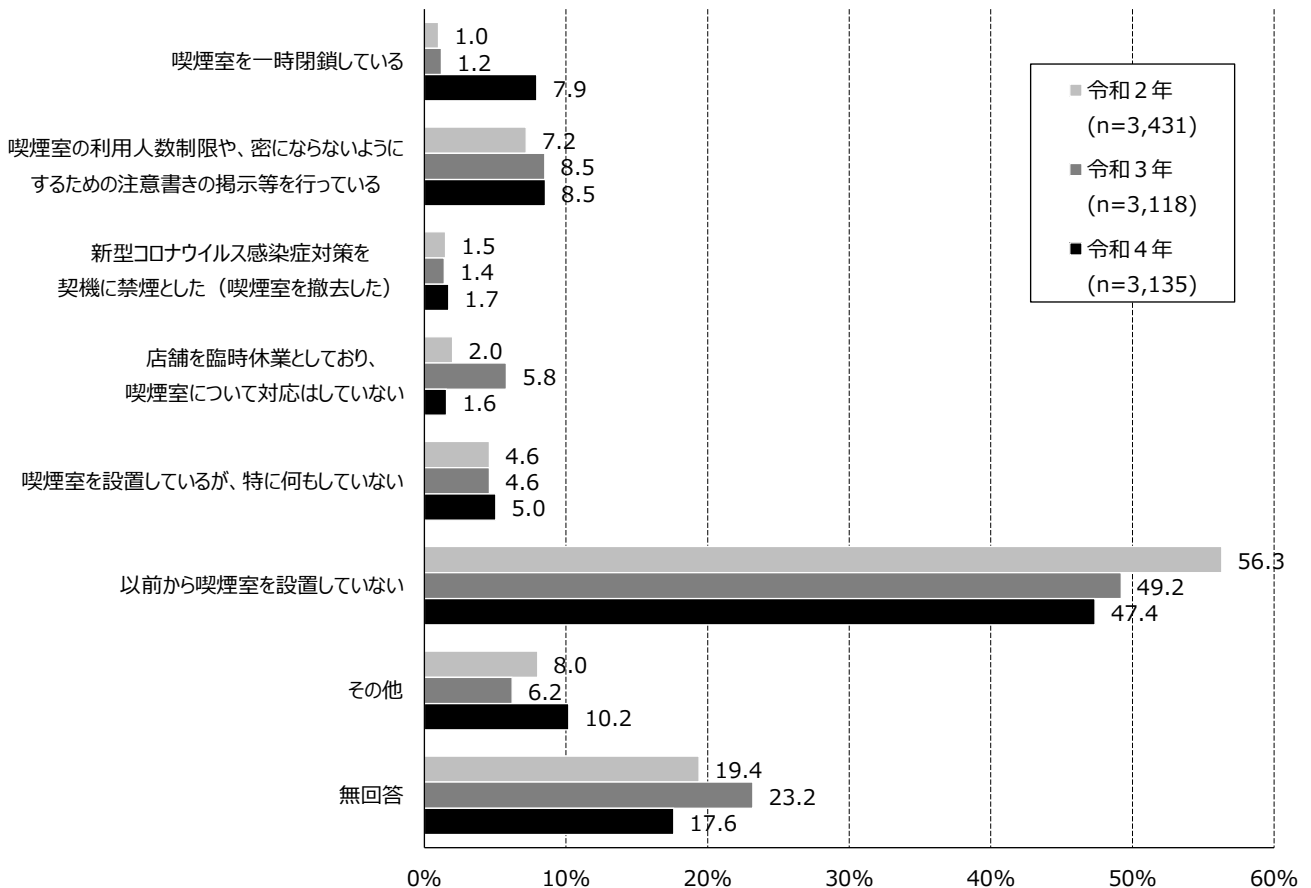


問 25 新型コロナウイルス感染症対策の現在の対応

いずれの年度も『6. 以前から喫煙室を設置していない』の割合が最も高く、他選択肢は全て 10%未満であった（『無回答』は除く）。

年度	(n) 割合	1. 喫煙室を一時閉鎖している	2. 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている	3. 新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした（喫煙室を撤去した）	4. 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない	5. 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない	6. 以前から喫煙室を設置していない	7. その他	無回答
令和2年	3,431	33	246	52	68	159	1932	276	665
	100.0	1.0	7.2	1.5	2.0	4.6	56.3	8.0	19.4
令和3年	3,118	37	266	43	182	142	1534	192	722
	100.0	1.2	8.5	1.4	5.8	4.6	49.2	6.2	23.2
令和4年	3,135	249	268	54	49	158	1485	320	552
	100.0	7.9	8.5	1.7	1.6	5.0	47.4	10.2	17.6

※太枠は各年度で最も割合が高い新型コロナウイルス感染症対策の現在の対応

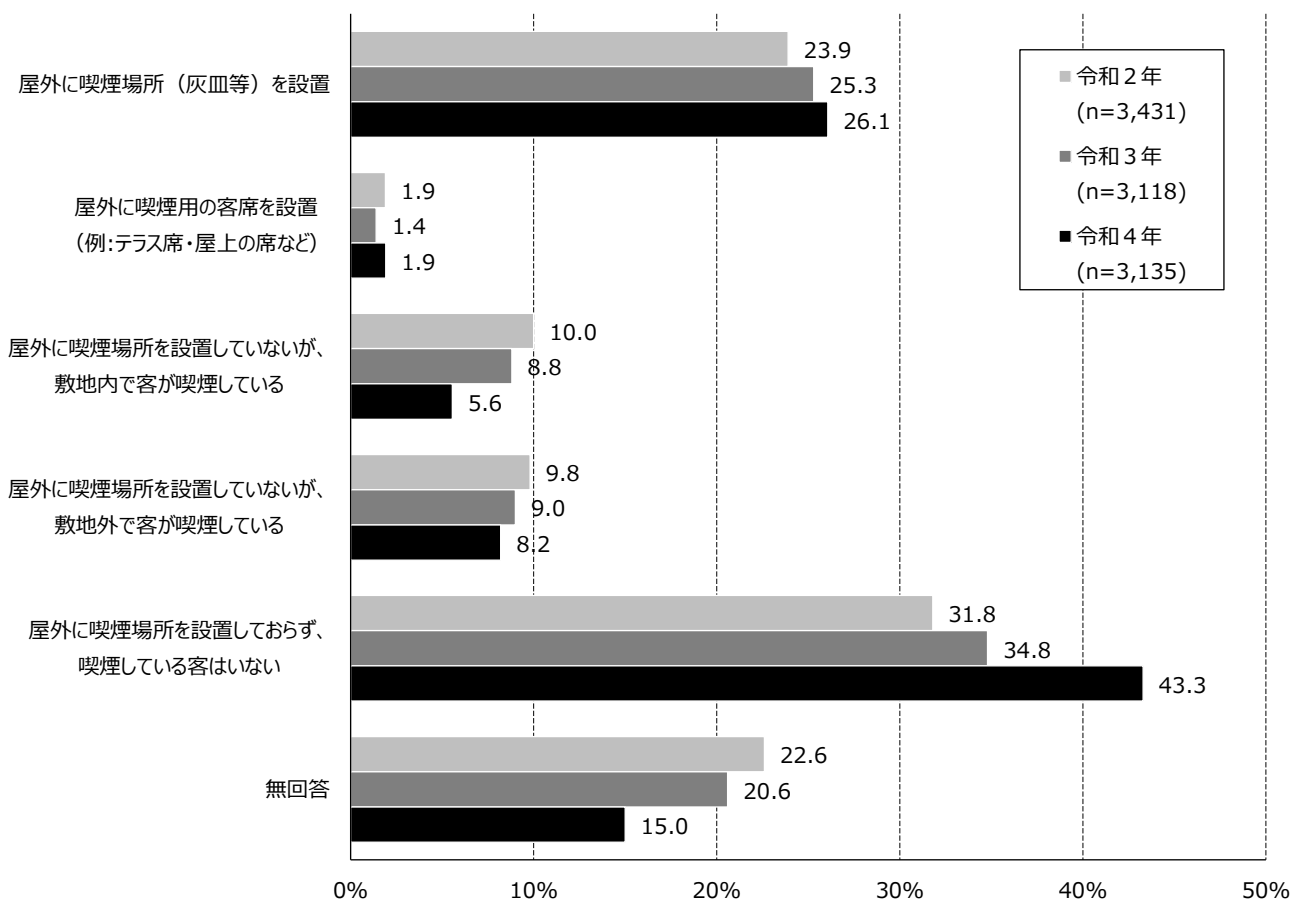


問 26 屋外の喫煙場所などの状況

いずれの年度も『5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない』の割合が最も高く、「令和4年」では、「令和2年」、「令和3年」より約10ポイントほど増加している。

年度	(n) 割合	1. 屋外に喫煙場所（灰皿等） を設置	2. 屋外に喫煙用の客席を設置 （例：テラス席・屋上の席など）	3. 屋外に喫煙場所を設置して いないが、敷地内で客が喫煙 している	4. 屋外に喫煙場所を設置して いないが、敷地外で客が喫煙 している	5. 屋外に喫煙場所を設置して おらず、喫煙している客は いない	無 回 答
令和2年	3,431	821	64	342	337	1,092	775
	100.0	23.9	1.9	10.0	9.8	31.8	22.6
令和3年	3,118	789	45	274	282	1,085	643
	100.0	25.3	1.4	8.8	9.0	34.8	20.6
令和4年	3,135	817	60	174	257	1,357	470
	100.0	26.1	1.9	5.6	8.2	43.3	15.0

※太枠は各年度で最も割合が高い屋外の喫煙場所などの状況

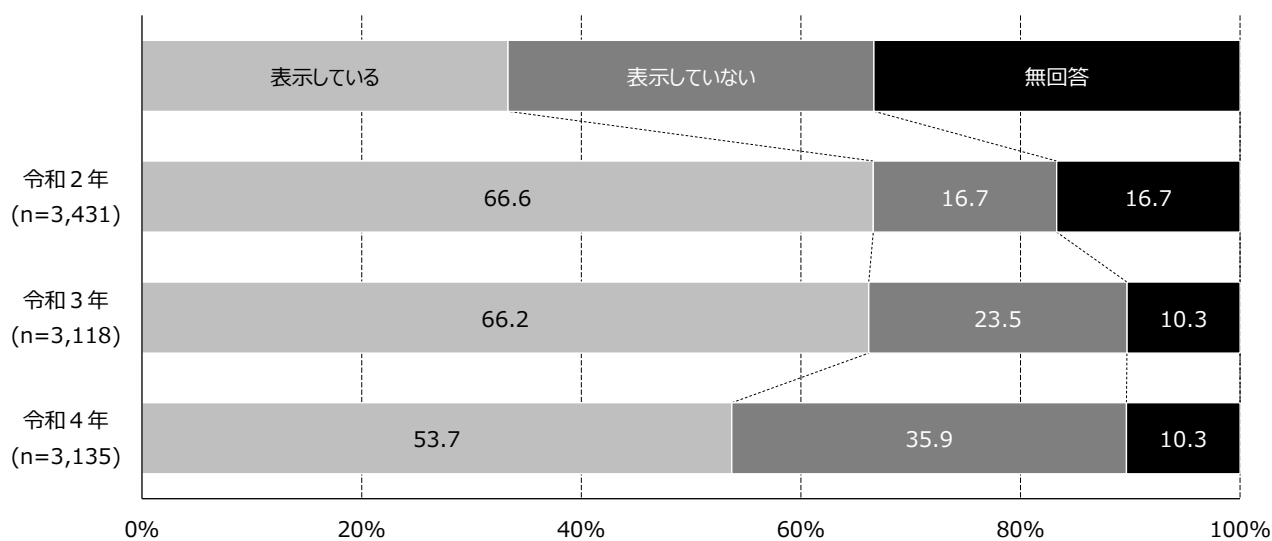


問 27 喫煙室を設置した場合の喫煙室・店頭への適切な表示

いずれの年度も『1. 表示している』の割合が高い。「令和4年」では、『1. 表示している』の減少、『2. 表示していない』の増加傾向が見える。

年度	(n) 割合	1. 表示している	2. 表示していない	無回答
令和2年	3,431	2,285	573	573
	100.0	66.6	16.7	16.7
令和3年	3,118	2,065	733	320
	100.0	66.2	23.5	10.3
令和4年	3,135	1,684	1127	324
	100.0	53.7	35.9	10.3

※太枠は各年度で最も割合が高い喫煙室を設置した場合の喫煙室・店頭への適切な表示

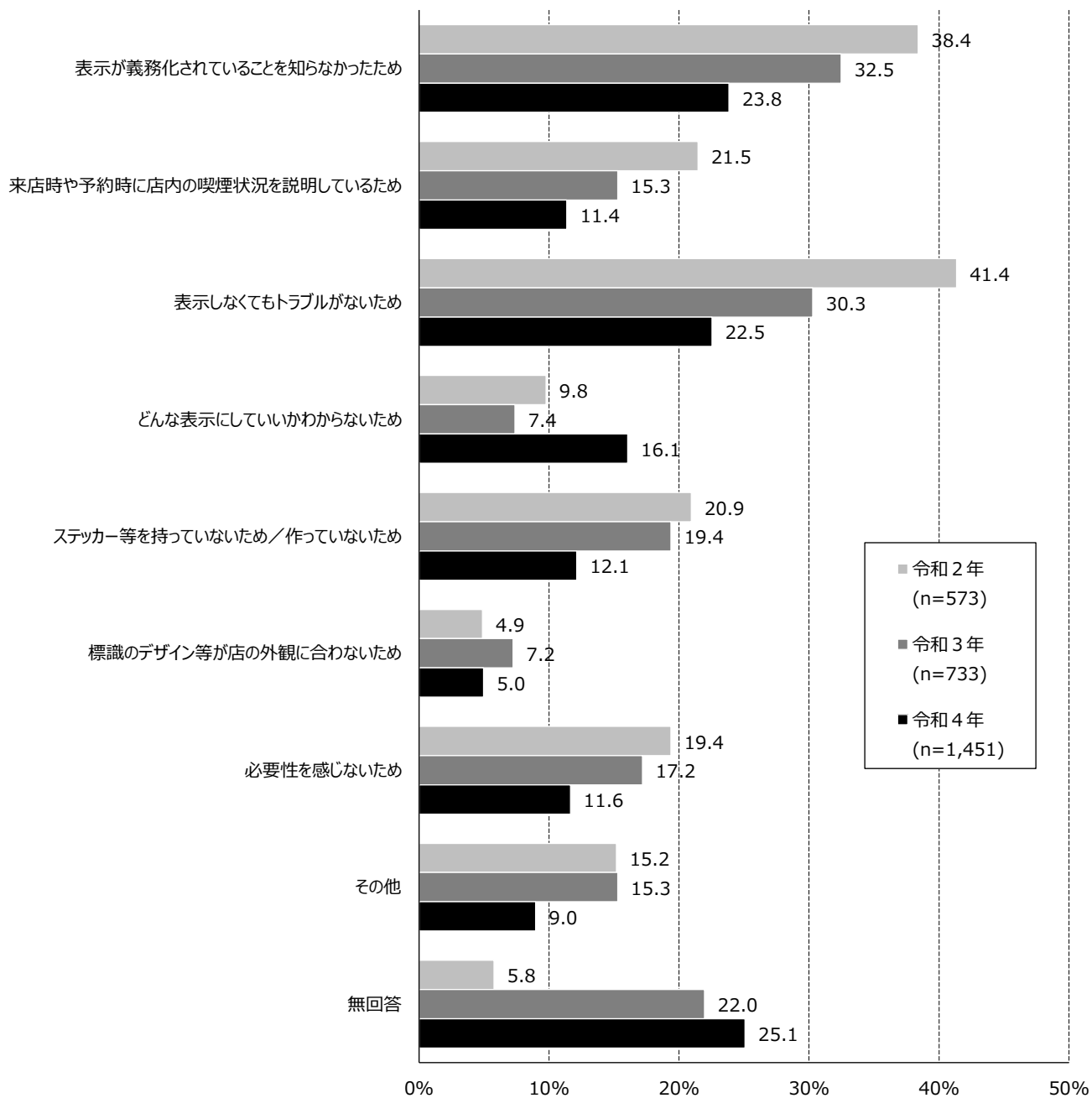


問 28 喫煙室・店頭へ表示をしていない理由

「令和2年」では、『3. 表示しなくてもトラブルがないため』、『1. 表示が義務化されていることを知らなかったため』の順で割合が高く、「令和3年」、「令和4年」では逆に『1. 表示が義務化されていることを知らなかったため』、『3. 表示しなくてもトラブルがないため』の順で割合が高かった。

年度	(n) 割合	1. 表示が義務化されていることを知らなかったため	2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため	3. 表示しなくてもトラブルがないため	4. どんな表示にしていかわからないため	5. ステッカー等を持っていないため ／作っていないため	6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため	7. 必要性を感じないため	8. その他	無回答
令和2年	573	220	123	237	56	120	28	111	87	33
	100.0	38.4	21.5	41.4	9.8	20.9	4.9	19.4	15.2	5.8
令和3年	733	238	112	222	54	142	53	126	112	161
	100.0	32.5	15.3	30.3	7.4	19.4	7.2	17.2	15.3	22.0
令和4年	1,451	346	165	327	233	176	72	169	130	364
	100.0	23.8	11.4	22.5	16.1	12.1	5.0	11.6	9.0	25.1

※太枠は各年度で最も割合が高い喫煙室・店頭へ表示をしていない理由

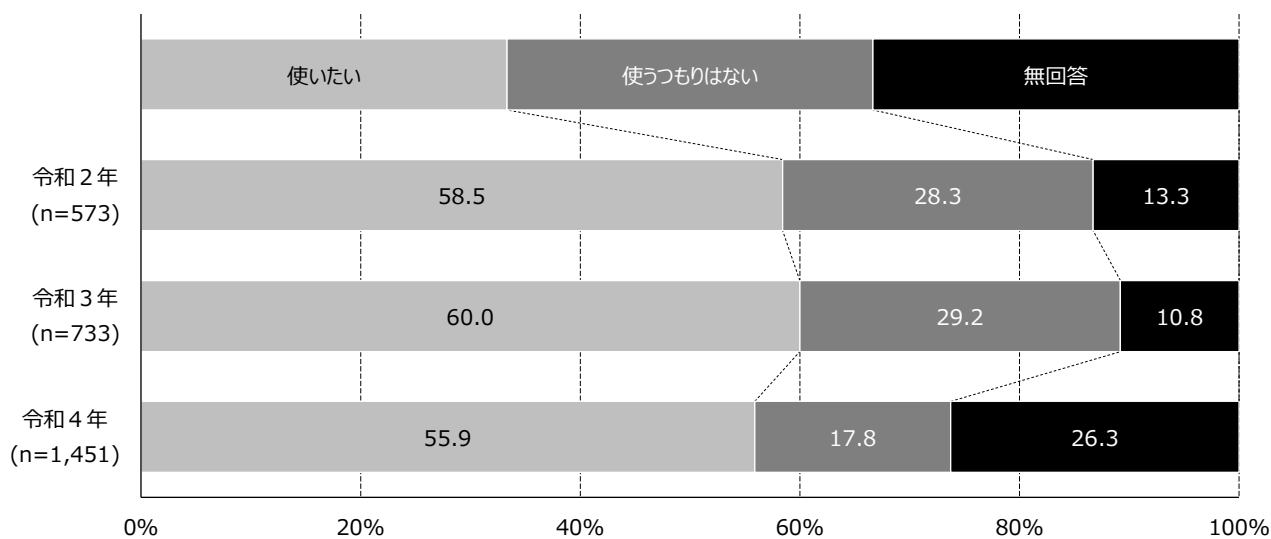


問 29 東京都作成のステッカーの利用意向

いずれの年度も『1. 使いたい』の割合が高く、55～60%で推移している。

年度	(n) 割合	1. 使いたい	2. 使うつもりはない	無回答
令和2年	573	335	162	76
	100.0	58.5	28.3	13.3
令和3年	733	440	214	79
	100.0	60.0	29.2	10.8
令和4年	1,451	811	259	381
	100.0	55.9	17.8	26.3

※太枠は各年度で最も割合が高い東京都作成のステッカーの利用意向



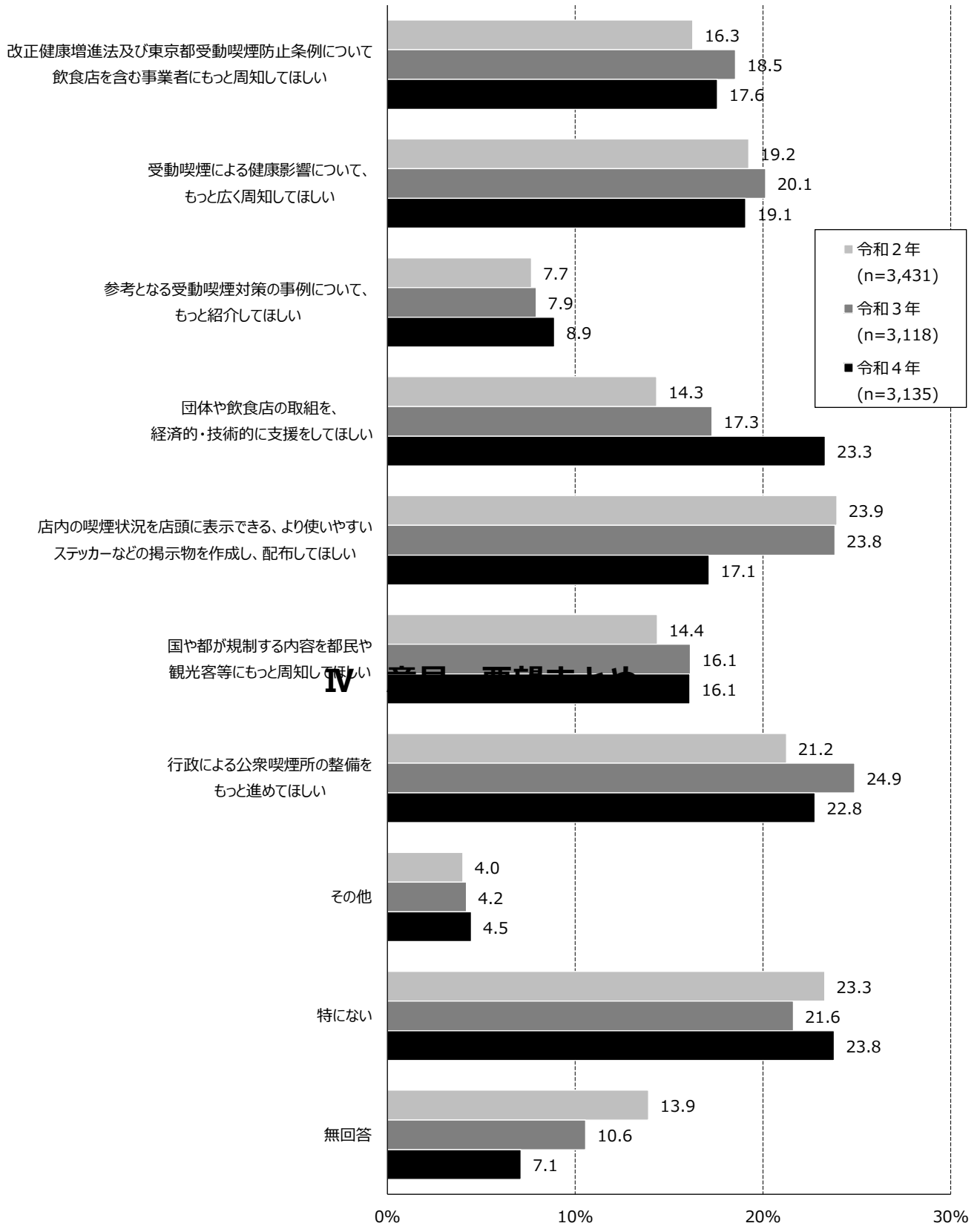
問 30 受動喫煙防止の取組を進めるための東京都への要望

「令和2年」では、『5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい』23.9%、『7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい』21.2%の順、「令和3年」では、『7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい』24.9%、『5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい』23.8%の順、「令和4年」では、『4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい』23.3%、『7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい』22.8%の順で割合が高かった（『9. 特にない』は除く）。

年度	(n) 割合	1. 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい	2. 受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい	3. 参考となる受動喫煙対策の事例について、もっと紹介してほしい	4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい	5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい	6. 国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい
令和2年	3,431	558	660	263	492	821	493
	100.0	16.3	19.2	7.7	14.3	23.9	14.4
令和3年	3,118	578	628	247	539	743	503
	100.0	18.5	20.1	7.9	17.3	23.8	16.1
令和4年	3,135	551	598	279	731	537	505
	100.0	17.6	19.1	8.9	23.3	17.1	16.1

年度	(n) 割合	7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい	8. その他	9. 特にない	無回答
令和2年	3,431	729	138	799	477
	100.0	21.2	4.0	23.3	13.9
令和3年	3,118	776	131	674	329
	100.0	24.9	4.2	21.6	10.6
令和4年	3,135	714	140	746	223
	100.0	22.8	4.5	23.8	7.1

※太枠は各年度で最も割合が高い受動喫煙防止に向けた対応策



1. 問 31 記述回答（ご意見・ご要望）のカテゴリー別まとめ

※同じ内容の回答もまとめず 1 回答としてカウントしている。

※1 回答中に複数のカテゴリーを含む記述は、それぞれのカテゴリーにカウントしている。

no.	カテゴリー	件数
	規制内容に関する意見	112
1	・全面禁煙にするべき	38
2	・店内における喫煙の可否は経営者及び客が判断すべき	9
3	・たばこの値上げまたは販売の中止をすべき	28
4	・受動喫煙防止法に賛成	21
5	・受動喫煙防止法に反対	9
6	・都独自のルールに反対	1
7	・資金または店舗面積の問題から、対策が難しい	6
	規制による影響に関する意見	36
8	・禁煙にすると客が減る、売上が減る	24
9	・法、条例の施行によって路上喫煙やたばこのポイ捨てが増える	9
10	・禁煙にしてよかった	3
	今後の施策に関する要望	298
11	・違反に対する取り締まりや罰則等の処分を確実に行ってほしい	79
12	・普及啓発に力を入れてほしい	45
13	・喫煙者へのマナー指導や路上喫煙の規制を強化してほしい	64
14	・公衆喫煙所を整備してほしい	42
15	・屋外喫煙所をなくしてほしい	1
16	・対策を講じるための補助金を出してほしい/補助金の申請をより簡単にしてほしい	13
17	・禁煙化による経済的損失に対する補助を出してほしい	3
18	・ステッカーについての意見	17
19	・喫煙者にも配慮してほしい	19
20	・その他施策の要望	15
	その他	95
21	・要望ではないその他の意見	53
22	・お店の現状報告	24
23	・アンケートについて	7
24	・加熱式・電子たばこについて	11
	特になし	72
	計	613

2. 業種・カテゴリ別ご意見・ご要望抜粋

※ほぼ調査票に記入されている原文のまま掲載している。

【喫茶店】 ----- 25 件

●規制内容に関する意見

- ・具体的には厚生労働省が 2020 年に施行した健康増進法は問 8 参照→主流煙と副流煙、呼出煙の受動に関するもので、これらの煙は「におい」ではありません。個人差のある「におい」にまで非喫煙者の満足する社会を作るのであれば、タバコを禁止する以外方法はないと思います。この様な極端な人々のクレームには公正な判断をお願いできると幸いです。よろしくお願いたします。

●規制による影響に関する意見

- ・路上喫煙、ポイ捨てが酷い、公衆喫煙所の増設をお願いします。
- ・路上や歩行中の喫煙の罰則強化、周知をお願いします。

●今後の施策に関する意見

- ・歩きタバコをする喫煙者が未だに多いので、街中に貼紙や注意喚起をする人間を置いてほしい。タバコを拾う清掃員さんに喫煙者に対して注意や罰金を請求できる権限を与えてほしい。マナーが悪い喫煙者が非常に多くて困っています。
- ・条例を無視し、従業員に我慢をさせている店舗が多く存在している。抜き打ち調査をするのもアリかと思います。

●その他

- ・電子タバコ（煙の出ないもの）への対応をはっきりと示して欲しい。

【ファミリーレストラン】 ----- 4 件

●今後の施策に関する意見

- ・お店の駐車場や花壇に吸い殻をポイ捨てされて困っています。

●その他

- ・当店に限らず喫煙者の方々のモラルが大変よくなってきていると思います。当店及び色々な飲食店にいても喫煙している方を見かけたことがないです。

【そば・うどん店】 ----- 40 件

●規制内容に関する意見

- ・都内全域（屋外）も全面禁煙にしてもらいたい。喫煙所は密閉してもらい、屋外に煙りが出ないようにお願いしたい。違反の罰則を強化してもらいたい。
- ・私自身が禁煙して 50 年近くになり、受動喫煙防止条例を待っていました。もっと早く思っていました。
- ・屋外も全面禁煙にしてもらいたい。

●今後の施策に関する意見

- ・たばこ販売店の前に灰皿が置いてあり、喫煙者の数が一日中多い。通行人には迷惑。公衆の喫煙所の設置希望。

●その他

- ・たばこ税を上げて、電子タバコのように健康に配慮した商品の普及。ゆくゆくは紙タバコの廃止までいけたら素晴らしいと思います。
- ・以前はお店でたばこ販売をしていましたが、私自身 20 年前に禁煙したので販売を止めました。お客様から喫煙可能かの問い合わせは全てお断りしました、本当に大変でした。今はテーブルにステッカーを掲示して周知おります。

【寿司店】 ----- 17 件

●規制内容に関する意見

- ・当店は完全禁煙ですが、奥の店舗はバーなので喫煙しているため、廊下が煙草臭くて困っています。こういうことは言えばもめごとの元なのでなかなか言えませんが、もっとしっかり完全禁煙にしてもらいたいとおもいます。飲食店なので煙草臭いとおいしいお食事もお台無しになるとおもうのですが。。。

●今後の施策に関する意見

- ・公衆喫煙所がもっと沢山あれば路上喫煙者が減ると思います。
- ・個人店などはルールを無視して、喫煙（店内で）サービスの様に行っている。どうしたものでしょうか？ルールを守っている人がバカを見ないようにして頂きたいですし、お客様にも、もっとルールを理解して頂き、守って頂きたい。その為にもメディア等での周知活動に力を入れて頂きたい。
- ・当店のお客様は皆さん協力的で外でタバコを吸い、寒いときでも我慢をして吸っています。（本当は体に悪いのでやめた方が良いのではないかと思います）

●その他

- ・未だに喫煙を要望してくるお客様がいるので外部にある喫煙所を紹介している。
- ・喫煙者によるトラブルよりも飲酒泥酔者によるトラブルが多いのが現状です。受動喫煙による健康被害も確かとは思いますが、アルコール摂取量制限の明確な法律化を望みます。年齢制限だけではあまりにも野放しにしすぎます。受動喫煙防止法より泥酔者によるトラブルを未然に防ぐ法律の方が緊急性が高いと思います。

【日本料理店 [そば・うどん店、寿司店を除く] ----- 29 件

●規制内容に関する意見

- ・未だにクレームを言われることがあります。香り、においを大切に料理作りをしているのでトータル的によかったと思います。
- ・喫煙を法律で禁止にして欲しい。

●今後の施策に関する意見

- ・飲食店で喫煙できないという理由で、路上でたむろして喫煙している。見苦しいし、空気が悪い、路上も喫煙所以外禁煙して欲しい。子供たちがいる公園での喫煙など言語道断である。
- ・喫煙者も不快にならないような取り組みが広がればと思います。歩きタバコ、ポイ捨て問題の改善策を知りたいです。
- ・完全個室なら喫煙可能としてほしい。遅い時間であれば喫煙可能にしてほしい。

●その他

- ・全面禁煙にして問題なく受け入れられています。イオンモールに入っており区画も整備されています。

【西洋料理店】 ----- 63 件

●規制内容に関する意見

- ・たばこを売るのをやめたら良いと思います。
- ・飲食店は全て喫煙禁止にして欲しい。喫煙出来る店がアピールして喫煙者が行くくらいの方が飲食店としては公平な気がする。
- ・喫煙者も過ごしやすくするため、喫煙所を増やしてあげて欲しいです。お酒や食事が好きな方は意外と喫煙者が多いので。

●今後の施策に関する意見

- ・喫煙者にとって肩身の狭い社会となっている今、もう少し間をとった政策をお願いします。喫煙者にも人権があり、タバコにも税金がかかっている分、喫煙者や非喫煙者も生活し易い社会を作る義務があると思います。タバコの税金で店前に喫煙スペースを作ることくらい簡単だと思いますがいかがでしょうか。
- ・受動喫煙防止条例への取り組みは良いことだと感じますが、その為、路上喫煙者を目にする機会が増えたようにも感じます。公衆喫煙所の整備を行い喫煙者への配慮が必要ではないでしょうか。現状では喫煙者はなくなりません、意見としてお聞きいただければなによりです。
- ・私どもは庭に椅子と灰皿を置いて喫煙場所を営業中は設けています。小さい店でもあるせいか 21 年間この件のトラブルは一度もありませんでしたので、このままのやり方で続けていこうと思つてます。説明しますと皆さんが理解を示してくださいませ。

●その他

- ・加熱式タバコは全面的に OK にしてほしいです。お客様の逃げ道を作らないと、いくら当店や店外に灰皿を設置しても歩きタバコは減らないと思います。
- ・近所に全面禁煙のビルがありますが、その会社員が近所の休業している店の前や禁煙と表示してある道の上で喫煙しています。ビルの中はクリーンでも、まわりの店や住民が迷惑しています。
- ・従業員がいてもお店の方針ならば喫煙可でも良いと思います。行く行かないはお客様が選べば良いのでは。当店は禁煙ですが、お店の選択の幅が広くても良いと思います。

【中華料理店】 ----- 59 件

●規制内容に関する意見

- ・自分も従業員も喫煙はいないし、お子様連れのお客様がいらした場合でも喫煙されるお客様がいると気になっていたのですが条例によりお断りする事ができるので安心です。しかし喫煙したいお客様が減るのではないかと心配しましたが、結果的にお客様も禁煙に協力して頂いています。個人的には今回の条例はありがたいと思います。
- ・酒とタバコは一緒の人が多いいと思います。マスクなしで長い時間過ごすことになり、健康に良いはずがありません。タバコには 20 種類以上の発がん性物質があり、そのことを言っても「あっそ」で終わりです。喫煙室は作るつもりは全くありません。これからも全面禁煙で営業いたします。
- ・お店側に制限を設けるのではなく、たばこを販売する側に規制を掛けるべきだと思う。極端な話、たばこ販売を禁止してほしい。
- ・東京都は受動喫煙防止から、もう一歩進んで完全喫煙禁止を実施して欲しい。

●規制による影響に関する意見

- ・今だとタバコがだめなら帰る、というお客様が多いです。コロナなどで大変厳しいので店が喫煙防止法を取り組むか、しないかと選べるとうれしいのですが。

- ・自営業の小さい店は人件費もかかり、一人雇って営業しています。禁煙にしているため正直売上にも多大な損失が出ています。零細企業に関してはもっと柔軟な対応にして欲しい。もちろん受動喫煙防止についてはよく理解しているが、一人雇用してギリギリでやっている店に関しては喫煙時間などをお店側で決められるようにして欲しい。切に願います。

●今後の施策に関する意見

- ・受動喫煙防止、よく理解出来るのですが喫煙者にとって喫煙する場所が無ければ吸い殻など場所によって捨てられるのできちんと公衆喫煙所は必要だと思います。足立区はきちんと公衆喫煙所を設置していますが、区によって喫煙所が設置されていない所もあるように思っています。喫煙する方々の配慮も必要だと思います。
- ・いくらお店側で伝えてもマナーの悪い人、常識のない人はいる。お客様側にも罰則規定を作ってほしい。トイレで吸う人や平気で客席で吸う人がまだまだ世の中にはいます。当店は中華で外国籍の従業員が多いから、日本人的な差別意識（特に中国に対して）を持った人らのマナーが悪い。なので東京都、国としてもっと啓蒙活動に力を入れてほしい。お店側からお客様に言うのは限界がある。
- ・当店は主人も私もタバコが嫌いなので、全面禁煙にしています。（また料理の香りも大切なため）ただ中にはどうしても吸いたい方もおり、そういうお客様のために公衆喫煙所（小さいサイズ）がもっとできたらとも思っております。うちは一番近くて駅にある公衆喫煙所しかないので、もっと増えればお客様も利用しやすいかと思えます。もっといえば当店はビルに入っているためビルのオーナー様達が屋上にでも喫煙BOX全フロア利用可を作ってくれればと思います。そしたらもっとどのお客様にも良いかと思えます。

●その他

- ・従業員がいるお店で、席でたばこを吸えるお店が多すぎます。個人的には電子たばこなら、まだましです紙たばこは料理が不味くなります。人によるでしょうが、なんとかしてください。ちなみに当店では電子たばこ専用喫煙室（室というかエリア）で対応しておりますが、未成年は進入禁止とのことなので未成年が雇えなくなりました。これもなんとかして欲しいです。紙たばこの害はもう証明されているのですが、電子たばこの害はどうなのでしょう？ 医者は「どちらもたばこでしょう」と言っていました。根拠は聞けませんでした。

【焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店】 ----- 27件

●規制内容に関する意見

- ・タバコを法律で禁止して下さい。

●規制による影響に関する意見

- ・公衆喫煙所が狭いのか人が溢れている事がある。平気で歩きタバコしている人が見受けられる。

●今後の施策に関する意見

- ・店内で吸えないから外で路上喫煙が増えたら無意味。お店の形態や物理的、経済的事情、客層により禁煙にできないお店も有る。海外のように内を規制するなら喫煙所を増やす。またはエアコンを使用中は禁煙、テラスやオープンテラスは喫煙可にするなど柔軟な対応ができるようにすべきではないか？ オリンピック招致時、都のピンバッジを配るなど協力したにも関わらず、オリンピックを機に店内禁煙とかは裏切られた気持ちでいっぱい。専門料理を出してはいるが飲み屋ではないので困る。
- ・路上喫煙をもっと強く規制して欲しい。店内に煙や臭いが入ってくる、臭い。

【一般食堂】 ----- 26 件

●規制内容に関する意見

- ・店内、店外を禁煙にすることで、お客様同士も気持ち良くお食事して下さると共に食事が終わるとすぐに会計をして下さるので回転率が良くなったように思えます。換気扇をかけると喫煙許可していた時は、全ての煙が吸い込まれ、調理場の受動喫煙となり、体調を崩したため店内を禁煙にしました。個人的希望としては全店禁煙になるといいなと思っている。
- ・店の外での喫煙も防止してほしいです。前を通るとタバコ臭く、煙がすごい。

●規制による影響に関する意見

- ・歩きタバコが沢山いる。喫煙所を明確にしてほしい。吸い殻のポイ捨てが酷い。早急に対処をお願いします。

●今後の施策に関する意見

- ・時間帯によってステッカーの張替えをしている店があると聞いたことがある。それは可能なのか明記すべきではないか。過料の例を出すのも効果的だと考える。条例が始まってから全面禁煙にせざるを得なかった。始まる前は8割以上が喫煙のお客様で売上が大幅に減り、コロナ、オリンピックの中止によるインバウンド皆無で死活問題だった。従業員がいないため（要件をみたしているため）喫煙を継続することもできたが、食堂のため20才以下が入店出来なくなる条件は大きなポイントになった。正直いやらしいなと感じた。幸い徒歩1分の場所に駅前喫煙所があったため、料理をまっている間に利用してくること（清算前に）を無銭飲食のリスクを背負いながら承諾せざる得ない状況である。
- ・私共は夫婦二人（愛煙家）が営業している小さなお店です。これ以上愛煙家の肩身を狭くしないで下さい。幸い当店は愛煙家の皆様で賑わっております。未成年者、嫌煙家のお客様には入店をお断りしております。
- ・お店側からお客様に「タバコを吸うな」とは言えないので、行政の方で罰則を作るなりお店での禁煙を常識化して欲しい。

【ファーストフード店】 ----- 3 件

●今後の施策に関する意見

- ・喫煙が人体に悪影響な事は周知しているが、現在喫煙機器も増加しており、施設の緩和等が出来るといい。
- ・経過措置となっている「指定たばこ専用喫煙室」をこのまま利用できるようにして頂きたいです。

【お好み焼き、もんじゃ焼き店】 ----- 13 件

●規制内容に関する意見

- ・全面禁煙すべきだ。

●今後の施策に関する意見

- ・コロナ渦でほとんどの店が休業したのだが、受動喫煙防止法と同時期だったのでメディアの取り上げも少なく、気にしている人だけが知っていると思う。正しい情報を知っている人が少ない。多いのが飲食店もたばこ販売の登録をすれば、禁煙にしなくもいいというのです。当店はもとより禁煙にしたかったので必要ないのですが、喫煙をしたい人は「どうにかお店で喫煙できないか?」と言ってきます。主食と認められる食事等の条件があるのを理解していないのでしょうか。

- ・喫煙室を作りましたが、補助金が出ない。自腹でした。
- ・受動喫煙防止の取り組みを進めるために経済的の支援が欲しいです。

●その他

- ・お客様に「あそこのお店は吸えるのに」と嫌味を言われることがあります。まだまだ分煙されているお店は少ないのでしょうか？
- ・飲食店においては分煙が出来ていると思います。それほどナーバスになる問題ではなくなってきていると思います。

【料亭】 ----- 0 件

【小料理店】 ----- 6 件

●規制内容に関する意見

- ・私も喫煙者で条例施行までは反対でしたが、従業員の健康を考え従いました。結果、店内のヤニ汚れもなくなり、嫌煙者のお客様が安心して来店出来るようになり良かったと感じています。未だに「たばこ吸えますか？」その逆もいるのでプラマイゼロかなと思います。ただ当店もそうですが店外（店頭）での喫煙を許可している店が多く、近隣や通行者への迷惑も考えなければならぬと思います。いっそのことたばこをこの世からなくせばいいんじゃないですか？百害あって一利無しです。

●規制による影響に関する意見

- ・喫煙者の来客頻度の減少による売上げの減少が目立つ。同市内の禁煙店舗にも関わらず、喫煙者を客に許可し、過料されずに見過ごされている店舗が複数店見受けられ、調査及び公表されないのは制度的に疑問を感じる。健康には良いと考えますが中途半端な取り組みでは都民に納得を得られず、本来の制度の主旨の達成には時間がかかると思われます。

●今後の施策に関する意見

- ・喫煙者のお客様が減ったので支援して欲しい。公衆喫煙所は必要だと思います。

【バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ】 ----- 94 件

●規制内容に関する意見

- ・すべての施設を禁煙で統一して欲しい（従業員の有無関わらず）。
- ・身体に悪影響を与えるタバコを手軽に買えるコンビニなどで販売したり、小学校や中学校の授業でもタバコの害について学ばせるのに税金のためにタバコを売り続け、今さら売のをやめずに受動喫煙防止など笑止千万。確かに、歩きタバコや喫煙スペースが出来たことで非喫煙者はいくらか過ごしやすくなった。しかしながら私はタバコを販売し続ける都も国も理解できません。体のいいことを言っていないでタバコ販売やめたらどうでしょう。
- ・屋内はすべて禁煙（欧米並みに区別なく）、公衆喫煙所の数を増やす。外国人の観光客も増えるので理解しやすい屋内全面禁煙にして欲しい。（トラブルが発生しにくい）
- ・厳しすぎます。
- ・個人の自由を尊重し、規制はする必要はないと思います。現に喫煙している人がいるのが嫌な人は帰るし、喫煙が出来ない人も帰る。自由でいいと考えます。
- ・個人で bar を営業していますが、たばこお酒はマリアージュっぽく、かなり最近では喫煙者が増えた。私自身はたばこは吸わないのでかなり厳しい環境ではある。いっそのこと店内全面禁煙にしてほしい。

●規制による影響に関する意見

- ・この法律により行き場のなくなった路上喫煙者がたくさん出ています。お店の禁煙化よりも先に喫煙所をしっかりと整備した方がよかったですと思います。交番の前で路上喫煙者がいるのに注意しないのは何故ですか？この馬鹿馬鹿しい法律により喫煙者のマナーも悪化しています。ポイ捨ての増加も悩まされています。早急に喫煙所を増設してください。このままだとポイ捨てによる火災も増えてしまいます。
- ・渋谷駅周辺の公衆喫煙所を削減したことでかえって路上喫煙、ポイ捨てが増加したと思います。駅前や道玄坂エリアよりも桜丘エリア、門山町エリアが特にそのように感じます。
- ・受動喫煙の健康影響については十分理解はしていますが、お酒を提供する個人店（小規模）はコロナ禍による集客減が深刻でお酒と共に楽しむ嗜好品を極端に制限するのは時代の流れ上やむを得ない部分ありますが、柔軟な対応を希望します。

●今後の施策に関する意見

- ・たばこが吸えるお店が多過ぎ、従業員がいるのに！ルールを守ってる店が損をする。見回りなどして処罰して欲しい。
- ・当店はシガーバーとしてすべての条件をお金と時間を使って満たしたが近隣のどうみても条件を満たしていない居酒屋などで普通に吸える所も散見している。私自身愛煙家なので吸える店は嬉しく感じるが経営者としては、ひっかかる感があるのも事実。正直なにかと無駄ではないかと思ってしまう。
- ・条例をもっと徹底してほしいです。
- ・どう考えても要綱を満たしていない店が「喫煙可能」と店頭で堂々と提示している現状。政府、行政へのあきらかな反抗であり、これを野放しにすることは行政の怠慢である。私はこの現状を憂いここに訴えるものである。
- ・お客様がマナーを守れず、トイレで加熱式タバコを吸っている時がある。お店が禁煙にしても協力してくれない人が少なからずいる。対策してほしい。
- ・分煙をしっかりとすべき。ただ歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ては厳重に注意するべき。
- ・中野駅周辺の繁華街に喫煙所がありません。飲み屋街の中心に喫煙所の設置をお願いします。
- ・新規に対策をするお店には補助金が支給されるのに、既に対策を実施しているお店には支給されないのはおかしい。既に対策を実施しているお店は、分煙対策に必要な工事費や機械の購入費だけでなく、喫煙室のテーブルや椅子等の備品購入を補助対象にしてください。補助金の詳細が決定する前に早々に対策をしてしまうと損に感じています。（当店は2020年4月以前のだいぶ前に工事、空気清浄機の購入をしていたため補助金対象外と言われた）

●その他

- ・店内全面禁煙にしてから身体が楽になりました。前はお客様の前で咳き込んでいました。
- ・当店では喫煙はOKであるので周知の上ご来店くださる。今は電子タバコが8~9割あまり煙に関するトラブルはない。また紙巻の場合は小型扇風機で煙を他のお客様にいかないよう配慮はする。
- ・理由は知りませんが、吸えている店はいっぱいありますよ。
- ・当店は敷地内に喫煙スペースを作る余裕がありません。そのため喫煙室を設置したかったのですが、設置に伴う費用には助成がなく諦めました。現在、喫煙者には灰皿を渡し、表で喫煙して頂いています。お店の道路は私道ですが、通行人が多く、トラブルにならないか心配しています。飲食店の表で喫煙する場合、加熱式タバコであればOKということにできないでしょうか？それが駄目であれば屋外でも禁煙という事を徹底周知して、喫煙者を諦めさせ、禁煙を促進して下さい。
- ・〈加熱式タバコ飲食可〉ショットバー経営（禁煙ステッカーのイラストの追加希望）2022年10月より紙タバコは禁煙にしましたが、加熱式タバコは禁煙にしていません。自作で禁煙ステッカーを作り案内していますが、都作成の禁煙ステッカーレストラン向けのステッカー以外にバー専用、例えばナイフ・フォークの絵だけではない、例えばカクテルグラスの絵かワイングラスの絵のステッカーも加えて頂いたらありがたいです。

●規制内容に関する意見

- ・喫煙所が少ないのは仕方ないが狭い。ソーシャルディスタンスと相反する狭さの場所にたくさんの人が入り外に溢れている。
- ・喫煙可能店を継続してほしい。すでに分煙、禁煙は周知されているから／特に個人店においてはお店の裁量に任せるべき／喫煙可能であることが売上プラスになっている／法が立ち入る範疇を超えているから。
- ・喫煙できる環境があるから吸う人がいると思うので、全ての環境で禁煙にしていればよいと思う。全てが中途半端な気がする。(当店は居抜きのため、前オーナー時代から来ているお客様に「前はたばこが吸えたぞ！」等文句を言われる事もあります。)
- ・住宅街にお店があり、地域が職人が多く、店外で喫煙されると近所迷惑になり揉め事の原因になる。国がたばこの販売をやめてほしい。
- ・小さな焼き鳥屋なので分煙は出来ない、お客の7~8割が喫煙者が多い。タバコが嫌いな方は当店に来ない。喫煙しながら酒が飲めることにお客には喜ばれているので全面禁煙は無理です。

●規制による影響に関する意見

- ・今後「全面禁煙」にならない事を願います。来客が減ります。
- ・飲食店につき禁煙は経営上、本当に困る。売り上げに直結している。(実際売上減少) 都の防止条例は飲食店には厳しいと思います。
- ・個人の居酒屋を経営しています。タバコを吸う人は結構来ます。今でもコロナ等で暇な店なので喫煙防止は困ります。お客様がさらに少なくなってしまう。昔から酒にタバコは付き物だと思っで、個人的には何も気にしません。ちなみに私個人はタバコを吸いませんが、こんなこと言うのならタバコを売らなければいいのではないかと思います。
- ・喫煙一部席を作った小さな居酒屋です。お客様からは現在3席ほどの喫煙席を入口付近に不満は出ておりませんが、今までになく喫煙者は気を使っています。全面禁煙することは来客人数に大きな問題です。

●今後の施策に関する意見

- ・違反している店舗をもっと厳しく取り締まって欲しい。キャッチを行っている人の路上での喫煙も取り締まって欲しい。
- ・条例を守っていない店舗が多すぎる。個人店のスナック、居酒屋など多摩地区では当たり前にある。もっとちゃんと取り締まってほしい。
- ・現状禁煙を守っているお店が少ないと感じる。都のチェックがない為、飲食店が自由にやっている。禁煙にしても屋外に灰皿を設置できないお店も多く、判断基準が多様化している。頑張っているお店が損をしないようにしてください。
- ・都の条例を守らないお店の方が客の入りが良いという現実がある(お酒の業態に関して)
- ・飲食店で喫煙が規制された結果、路上で喫煙する人が増えたように感じます。屋外の喫煙スペースを増やしたり、路上喫煙の取り締まりを強化して頂きたいと思います。
- ・歩きタバコや吸い殻のポイ捨てが沢山あります。張り紙をしても効果がないので何か対策を立てて頂くと幸いです。
- ・喫煙室を希望するお客様が多いにも関わらず、ビルからの許可が下りないため、結果皆様路上喫煙されています。禁止するだけでなく喫煙所を設置する事も必要だと思います。
- ・お酒を飲みながらタバコを吸いたいという人たちの権利も守ってほしいです。タバコが合法的に販売されている以上、一方的にどこでも禁止する事は間違っていると思います。もう少し折り合いをつける方法を考えてください。よろしくお願いします。

●その他

- ・守っていない店はたくさんあるように思います。
- ・加熱式タバコの喫煙環境を緩和してほしい。
- ・現在私自身が禁煙中のため特に関心があり、店内禁煙にしていますが、お酒が入ると吸いたくなるのは個人的には経験者でもあるために理解できる事でもあり店外の喫煙は仕方ないのかと。禁煙生活！良い事だらけです。
- ・ビル内全面禁煙のため、特に問題ありません。
- ・店の広さが 60 m²であるが換気扇が三か所設置してあります。受動喫煙の影響は小さいと考えられます。全体が指定たばこ専用喫煙室に近いと思います。
- ・喫煙目的店として許可頂き営業しております。食事メニュー（炭水化物）等提供はせず、従業員及び未成年者の入店はお断りしております。保健所にも報告済みです。許可が出るまでは屋外での喫煙をよしとしていましたが、店前を通る通行人に対し受動喫煙させてしまう状態でした。店内で喫煙可になってからは通行人に迷惑掛ける事はありません。喫煙者、非喫煙者の棲み分けを上手く考える必要があります。

V 調査票

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査 調査票

1. 本調査は、東京都内の飲食店から無作為に抽出した 10,000 店に対して、送付させていただいております。
2. お答えいただいた内容については、本調査の目的（依頼文及び調査票記入要領・解説に記載）のみに使用します。調査結果は公表しますが、統計的に処理しますので、貴店が特定されるなど、ご回答される方にご迷惑をおかけするようなことはございません。
3. この実態調査は、経営者又は店長など責任者の方にご記入をお願いします。原則として、記入者個人のお考えではなく、貴店の方針や状況をお答えください。複数の店舗をお持ちの場合でも、調査票をお送りした店舗について教えてください。別添の調査票記入要領・解説に、言葉の説明や選択肢の選び方などについて解説していますので、ご確認ください。
4. この実態調査は全 31 問、所要時間は 20 分程度です。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力よろしくをお願いします。
5. 本調査の回答にあたり、ご質問がある場合は、以下の「**受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口（044-328-5866）**」にご連絡ください。

※質問の該当する答えの番号に○印をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

※調査票記入後は、3つ折りにし、同封の返信用封筒に入れて**令和4年11月28日（月曜日）**までに投函してください。

【お問合せ先】

調査の内容、調査票の記入方法など調査に関すること	受動喫煙防止対策実態調査問合せ窓口 受託先：株式会社ステージワン 担当者：神田、野村 電 話：044-328-5866 受付時間：9：00～17：00（土・日、祝祭日を除く）
健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の内容に関する問合せ	東京都受動喫煙対策相談窓口 電話：0570-069690
本調査の実施主体	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 電話：03-5320-4361

下記の欄からご記入ください。

記入日	令和4年	月	日
ご回答のない項目があった場合などに、お電話でお聞きしてもよろしいですか。			
1. はい		2. いいえ	
↓			
「1. はい」の方は、以下にご連絡先を記入してください。			
電話番号	— —		
店舗名（事業所名）			
ご担当者		ご連絡可能な時間	

I. 貴店についておうかがいします。

（複数のお店をお持ちの場合でも、調査票をお送りしたお店についてお答えください。）

問1 お店の主な業種を教えてください。（○は1つ）

- 喫茶店
- ファミリーレストラン
- そば・うどん店
- 寿司店
- 日本料理店〔そば・うどん店、寿司店を除く〕
（天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど）
- 西洋料理店（フランス料理、イタリア料理など）
- 中華料理店（ラーメン店も含む）
- 焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など
- 一般食堂（定食屋など）
- ファーストフード店
- お好み焼き店、もんじゃ焼き店
- 料亭
- 小料理店
- バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ
- 酒場、ビヤホール（居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど）
- その他（ ）
【例】 たこ焼き屋、甘味処など

問2 お店の地域（所在地）を教えてください。（○は1つ）

1. 区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）
2. 区南部（品川区、大田区）
3. 区西南部（目黒区、世田谷区、渋谷区）
4. 区西部（新宿区、中野区、杉並区）
5. 区西北部（豊島区、北区、板橋区、練馬区）
6. 区東北部（荒川区、足立区、葛飾区）
7. 区東部（墨田区、江東区、江戸川区）
8. 西多摩（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）
9. 南多摩（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）
10. 北多摩西部（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）
11. 北多摩南部（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）
12. 北多摩北部（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）
13. 島しょ（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村）

問3 お店の経営形態を教えてください。（○は1つ）

1. 自営店
2. チェーン店
3. その他（ ）

問4 従業員数（オーナー様を除く）を教えてください。（○は1つ）

1. 従業員はいない（家族経営含む）
2. 1～4人
3. 5～9人
4. 10～29人
5. 30～49人
6. 50人以上

問5 お店の客席数を教えてください。（○は1つ）

1. 1～9席
2. 10～29席
3. 30～49席
4. 50～99席
5. 100席以上
6. 立食（収容可能人数： 人）

問6 お店の客席面積（※）を教えてください。（○は1つ）

1. 100㎡以下
2. 100㎡超

※客席面積は、店舗の面積ではなく、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等の面積を除いたお客様が利用する面積のことをいいます。

問7 お店の資本金を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 100万円未満 | 2. 100～500万円未満 |
| 3. 500～1,000万円未満 | 4. 1,000～5,000万円未満 |
| 5. 5,000万円以上 | |

II. 受動喫煙に関する制度についておうかがいします。

問8 受動喫煙(※)が健康に影響することを知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

※ 「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙、喫煙者が吐き出す呼出煙に分けられ、副流煙と呼出煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。

問9 2020年4月1日に全面施行された改正健康増進法(※)についてご存知ですか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 内容までよく理解している | 2. だいたい理解している |
| 3. 名前だけは知っている | 4. 名前を聞いたことがない/知らない |

※健康増進法は、全国的に喫煙環境などの規定を定めた法律です。
東京都では、改正健康増進法をもとに都独自の規定を定めた東京都受動喫煙防止条例を制定しています。

問10 改正健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室(※)以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

※ 喫煙室には以下の4種類があります。

「喫煙専用室」…たばこを吸うためだけの喫煙室(飲食等不可)

「指定たばこ専用喫煙室」…加熱式たばこのみ吸うことができる喫煙室(飲食等可)

「喫煙可能室」…従業員のいない小規模飲食店の喫煙室(飲食等可)

以下の4つの要件を満たした場合のみ、設置できます。

- ①2020年4月1日時点ですでに営業している。
- ②客席部分の床面積が100㎡以下
- ③中小企業または個人経営
- ④従業員がいない(④は都独自の規定です。)

「喫煙目的室」…喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」(シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所)にのみ設置できる喫煙室(シガーバー等の飲食店が設置する場合:飲食等可)です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ①たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること
 - ②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと
- いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

「喫煙目的室」…喫煙を主目的とする「喫煙目的施設」(シガーバー等の飲食店、たばこ販売店、公衆喫煙所)にのみ設置できる喫煙室(シガーバー等の飲食店が設置する場合:飲食等可)です。飲食を主目的とする、一般的な居酒屋・レストランなどは「喫煙目的室」を設置できません。シガーバー等の喫煙を主目的とする飲食店が「喫煙目的施設」に該当するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ①たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること
 - ②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと
- いずれも、技術的な基準や標識の掲示などの要件があります。

問 19 で「1. 屋内・屋外とも全面禁煙にした/すでにしていた」、「2. 屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した/すでにしていた」と回答した方におうかがいします。

問 20 全面禁煙にした理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 空調設備などの費用がかからないため
7. 完全分煙するのはお店のスペース上難しいため
8. 全面禁煙の店としてアピールするため
9. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
10. 売上が上がることが見込まれるため
11. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
12. 入居しているビル等の方針のため
13. その他 ()
14. 特にない

→ 回答後、問24へ

問 19 で「3. 「指定たばこ専用喫煙室」を設置した」、「4. 屋内の一部を「喫煙可能室」とした」、「5. 屋内全部を「喫煙可能室(店)」とし、客席の全てを喫煙可能とした」と回答した方におうかがいします。

問 21 指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室については、改正健康増進法の経過措置(期間未定)※となっていますが、今後、全面禁煙にする、または喫煙専用室を設置する予定はありますか。(〇は1つ)

1. いずれは屋内を全面禁煙にする予定
2. いずれは「喫煙専用室」を設置する予定
3. 未定

※改正健康増進法の全面施行に伴う影響を減らすための一時的な対応

→ 回答後、問22へ

問 19 で 3～8 の対応をしたと回答した方におうかがいします。

問 22 貴店の喫煙室は、以下の「ア 技術的基準」または「イ 技術的基準の経過措置」のどちらに基づいて設置されていますか。(○は1つ)

1. 「ア 技術的基準」に基づいて設置した
2. 「イ 技術的基準の経過措置」に基づいて設置した

※以下をご参照の上、ご回答ください。

ア 技術的基準

喫煙室を設置する場合には、たばこの煙の流出を防止ために、次の①～③の技術的基準を満たす必要があります。

- ①出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること。
- ②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること。
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。

- ・従業員がいない等一定の基準を満たした飲食店が喫煙可能店とする場合、②のみ遵守
- ・施設内が複数の階に分かれている場合は、①～③の技術的基準に代えて、禁煙の階にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等で区画することにより、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能(フロア分煙)。

イ 経過措置

2020年4月1日に既に存在している建築物等で、喫煙室を設置する際、管理者の責めに帰することのできない事由(建物の構造上、ダクトを通すことが困難な場合など)により、上記③の技術的基準を満たすことが困難である場合は、経過措置が認められています。経過措置の基準については、次のとおりです。

- ※上記①②の技術的基準に加え、以下に記載する要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気すること。
- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
 - ・浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること

→ 回答後、問23へ

問 19 で 3～9 の対応をしたと回答した方におうかがいします。

問 23 問 19 で 3～9 の対応をしたその理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため
2. お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため
3. お客様からの要望があったため
4. 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
5. 従業員からの要望があったため
6. 喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため
7. 完全分煙の店としてアピールするため
8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
9. 売上が上がることが見込まれるため
10. 所属する組合やチェーン本部の方針のため
11. 入居しているビル等の方針のため
12. その他 ()
13. 特にない

→ 回答後、問24へ

問 24 問 19 の取り組みを決める際に参考にしたものはどれですか。(〇はいくつでも)

1. 東京都受動喫煙防止対策相談窓口 (0570-069690 (もくもくゼロ)) への問合せ
2. 喫煙専用室等設置に係る東京都専門アドバイザー派遣事業 (現地での助言等)
3. 東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都ホームページなど
4. 区市町村窓口・保健所等への問合せ、広報誌、チラシ、ホームページなど
5. 東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など
6. 国 (厚生労働省) の情報 (ホームページなど)
7. 加盟している団体 (協会や組合など) ※講習会や機関紙 (誌) を含む
8. 業界紙 (誌)・専門紙 (誌)
9. 同業者や近隣店舗からの情報 (口コミ)
10. 一般の新聞・雑誌
11. テレビ・ラジオ
12. インターネット (「3」「4」「6」に属するものを除く)
13. その他 ()
14. 特にない

問 25 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、貴店の喫煙室に関して、現在どのように対応していますか。(現時点での対応をご回答ください。)(〇は1つ)

1. 喫煙室を一時閉鎖している
2. 喫煙室の利用人数制限や、密にならないようにするための注意書きの掲示等を行っている
3. 新型コロナウイルス感染症対策を契機に禁煙とした (喫煙室を撤去した)
4. 店舗を臨時休業としており、喫煙室について対応はしていない
5. 喫煙室を設置しているが、特に何もしていない
6. 以前から喫煙室を設置していない
7. その他 ()

問 26 屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。(〇は1つ)

1. 屋外に喫煙場所 (灰皿等) を設置
2. 屋外に喫煙用の客席を設置 (例:テラス席・屋上の席など)
3. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地内で客が喫煙している
4. 屋外に喫煙場所を設置していないが、敷地外で客が喫煙している
5. 屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない

問 27 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。(○は1つ)

1. 表示している

問30へ

2. 表示していない

問28へ

問 27 で「2. 表示していない」と回答した方におうかがいします。

問 28 表示していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

※改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、飲食店においては店頭表示が義務化されています。(表示されていない場合は、違反事例となる可能性があります。必ず表示してください。)

1. 表示が義務化されていることを知らなかったため
2. 来店時や予約時に店内の喫煙状況を説明しているため
3. 表示しなくてもトラブルがないため
4. どんな表示にしてもいいかわからないため
5. ステッカー等を持っていないため/作っていないため
6. 標識のデザイン等が店の外観に合わないため
7. 必要性を感じないため
8. その他 (具体的に)

問 29 都では、喫煙室と店頭に表示するステッカーを作成しています。今後、表示する際に、都作成のステッカーをお使いになりたいですか。(○は1つ)

1. 使いたい

2. 使うつもりはない

●店内全面禁煙の場合



●喫煙専用室を設置した場合(飲食等不可)



●指定たばこ専用喫煙室を設置した場合
※指定たばこ＝加熱式たばこ(飲食等可)



●喫煙可能室を設置した場合(飲食等可)
※従業員がいない小さな飲食店のみ設置可能



IV. 東京都への要望などについておうかがいします。

問 30 受動喫煙防止の取組を進めるために、都への要望があれば教えてください。
(〇はいくつでも)

1. 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい
2. 受動喫煙による健康影響について、もっと広く周知してほしい
3. 参考となる受動喫煙対策の事例について、もっと紹介してほしい
4. 団体や飲食店の取組を、経済的・技術的に支援してほしい
5. 店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい
6. 国や都が規制する内容を都民や観光客等にもっと周知してほしい
7. 行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい
8. その他 ()
9. 特にない

問 31 受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのようなことでも自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。
記入した本調査票を、同封の返信用封筒に入れて、
令和4年11月28日(月曜日)までにご返送ください(切手不要)。